

令和5年第4回宇城市議会定例会 会期及び審議予定表

会期16日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
11月30日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 専決処分の報告 ○ 議案第61号から諮問第2号までの21議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 ○ 議案第68号の質疑・討論・採決 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
12月1日	金	休 会	○ 議事整理
12月2日	土	休 会	○ 市の休日
12月3日	日	休 会	○ 市の休日
12月4日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（豊田、山森、高橋） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
12月5日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（河野（真）、三角、原田、河野（正）） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
12月6日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（中山、村上、坂下） ○ 議案第61号から議案第79号までの質疑・委員会付託 ○ 議案第80号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託 ○ 請願第3号及び請願第4号の上程・委員会付託 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
12月7日	木	休 会	○ 議事整理
12月8日	金	休 会	○ 常任委員会（総務文教、民生）
12月9日	土	休 会	○ 市の休日

12月10日	日	休 会	○ 市の休日
12月11日	月	休 会	○ 常任委員会（建設経済）
12月12日	火	休 会	○ 議事整理
12月13日	水	休 会	○ 議事整理
12月14日	木	休 会	○ 議事整理
12月15日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 議案第61号から請願第4号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 発議第3号の追加上程・趣旨説明・質疑・討論・採決 ○ 同意第22号及び諮問第2号の討論・採決 <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p>

第 1 号

11月30日(木)

令和5年第4回宇城市議会定例会（第1号）

令和5年11月30日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | 報告第21号 | 専決処分の報告について（専決第15号） |
| 日程第5 | 報告第22号 | 専決処分の報告について（専決第16号） |
| 日程第6 | 議案第61号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議案第62号 | 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第63号 | 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第64号 | 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第65号 | 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第66号 | 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第67号 | 宇城市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第68号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第69号 | 宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第70号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第71号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第72号 | 工事請負契約の締結について（小川中学校旧校舎解体工事） |
| 日程第18 | 議案第73号 | 工事請負契約の締結について（小川中学校外構工事） |
| 日程第19 | 議案第74号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火小学校屋内運動場他新築工事） |
| 日程第20 | 議案第75号 | 権利の放棄について（平成11年台風18号災害援護資 |

金貸付金に係る債権)

- 日程第21 議案第76号 指定管理者の指定について(三角西港観光施設)
日程第22 議案第77号 指定管理者の指定について(地域間交流施設金桁温泉)
日程第23 議案第78号 公の施設の他の団体の利用に関する協議について
日程第24 議案第79号 市道の路線の認定について
日程第25 同意第22号 農業委員会委員の任命について(吉富 訓生氏)
日程第26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について(一村 智明氏)
日程第27 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(21人)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勳君 |
| 13番 高橋佳大君 | 15番 溝見友一君 |
| 16番 園田幸雄君 | 17番 福田良二君 |
| 18番 河野正明君 | 19番 入江学君 |
| 20番 豊田紀代美君 | 21番 中山弘幸君 |
| 22番 石川洋一君 | |

4 欠席議員(1人)

- 14番 高本敬義君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君 副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君 総務部長 天川竜治君

市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	黒 崎 達 也 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保 健 衛 生 部 長	井 住 寿 宏 君
經 濟 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	豊 住 章 君	総 務 部 次 長	舛 井 貴 男 君
市長政策部次長	坂 本 優 子 君	市 民 部 次 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
經 濟 部 次 長	中 川 裕 二 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	米 田 年 宏 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	西 村 光 代 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（溝見友一君） ただいまから、令和5年第4回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（溝見友一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、21番、中山弘幸君及び22番、石川洋一君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（溝見友一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日11月30日から12月15日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの16日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（溝見友一君） 日程第3、諸報告を行います。
議長の諸般の報告として、まず、9月19日に第1回内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員会が開催され、委員長に高橋佳大君、副委員長に河野真理君がそれぞれ互選されました。

次に、お手元に配布しておりますように、まず、1ページから4ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和5年8月分から9月分までが提出されております。

主な公式行事については、5ページのとおりであります。

次に、陳情書等について申し上げます。去る11月17日の第13回議会運営委員会において、机上配布と決定した2件の陳情書については、皆様のお手元に配布のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
はじめに、台湾国家発展委員会の来訪について報告します。

9月18日月曜日、日本の大臣に相当する台湾国家発展委員会の龔明鑫（キョウ・メイキン）主任委員と委員、台湾で地方創生・地域振興を図る地方創生代表青年団、台湾経済研究院の総勢40人弱の皆様が、戸馳農村環境改善センターで株式会社イノPと意見交換をされました。イノPの宮川さんからは、くまもと☆農家ハンターの取組が紹介され、地方創生代表青年団からは、台湾での農業による地方創生の取組を発表されました。和やかな雰囲気の中、宇城市と台湾の取組を共有する有意義な時間となりました。

次に、元寇所縁（ゆかり）のネットワークについて報告します。

9月29日金曜日、本市を含む全国の約30の自治体で構成する元寇所縁（ゆかり）のネットワークのキックオフミーティングが開催されました。

このネットワークは、元寇と戦った鎌倉時代の御家人及び武士団等に所縁（ゆかり）のある地域が連携して、元寇から国を守った先人たちの活躍を改めて掘り起こし、磨き上げ、広く国内外にPRすることで、先人たちへの感謝と共感を広げるとともに、それぞれの地域の活性化に結び付けることを目的として、長崎県松浦市により提唱されたものです。

現在、令和6年度の発足を目指して準備が行われている最中であり、本市は竹崎季長と蒙古襲来絵詞が教科書に載っていることから、全国的な知名度を有しております。今回、その知名度をさらに上げるべく、文永の役から750年を迎える令和6年度に関連事業を計画したいと考えております。

次に、熊本県中学校駅伝大会について報告します。

11月10日金曜日、天草市で4年ぶりの公道開催となる県中学校駅伝大会が行われ、結果、松橋中学校の男子チームが優勝し、女子チームが準優勝でした。出場された選手の皆様の健闘を称えるとともに、12月2日土曜日に天草市で行われます九州中学校駅伝競走大会での松橋中学校の男女チームの御活躍を期待しております。

次に、東京宇城市会について報告します。

11月19日日曜日、東京宇城市会の総会が開催されました。総会では、会員の高齢化など諸般の事情により、この回をもって解散することが決定されました。

平成17年の市政施行時の発足から18年をもって、その歴史に幕が下ろされたことを大変残念に思いますが、会員の皆様には、ふるさとへの変わらぬ御支援と御厚情を切に願っております。

次に、松橋中学校の建て替えについて報告します。

11月20日月曜日、松橋中学校校舎棟改築工事の安全祈願祭が開催されました。現在、仮囲い工事の最中であり、まずは令和7年夏の校舎棟完成に向けて鋭意取り組み、最終的には令和9年の完成を目指してまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（溝見友一君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 4 | 報告第 2 1 号 | 専決処分の報告について（専決第 1 5 号） |
| 日程第 5 | 報告第 2 2 号 | 専決処分の報告について（専決第 1 6 号） |
| 日程第 6 | 議案第 6 1 号 | 令和 5 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 7 | 議案第 6 2 号 | 令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 8 | 議案第 6 3 号 | 令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議案第 6 4 号 | 令和 5 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 5 号 | 令和 5 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 6 号 | 令和 5 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 7 号 | 宇城市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 8 号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 9 号 | 宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 0 号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 1 号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 7 | 議案第 7 2 号 | 工事請負契約の締結について（小川中学校旧校舎解体工事） |
| 日程第 1 8 | 議案第 7 3 号 | 工事請負契約の締結について（小川中学校外構工事） |
| 日程第 1 9 | 議案第 7 4 号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火小学校屋内運動場他新築工事） |
| 日程第 2 0 | 議案第 7 5 号 | 権利の放棄について（平成 1 1 年台風 1 8 号災害援護資金貸付金に係る債権） |
| 日程第 2 1 | 議案第 7 6 号 | 指定管理者の指定について（三角西港観光施設） |
| 日程第 2 2 | 議案第 7 7 号 | 指定管理者の指定について（地域間交流施設金桁温泉） |
| 日程第 2 3 | 議案第 7 8 号 | 公の施設の他の団体の利用に関する協議について |

日程第24 議案第79号 市道の路線の認定について

日程第25 同意第22号 農業委員会委員の任命について（吉富 訓生氏）

日程第26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（一村 智明氏）

○議長（溝見友一君） 日程第4、報告第21号専決処分の報告について（専決第15号）から、日程第26、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（一村智明氏）についてまでを一括議題とします。市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日からの令和5年第4回市議会定例会では大変お世話になります。今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回提出しますのは、報告案件として専決処分の報告について2件、予算案件として令和5年度宇城市一般会計補正予算等6件、条例案件として宇城市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について等5件、その他案件として工事請負契約の締結について等8件、同意案件として農業委員会委員の任命について1件、最後に、諮問案件として人権擁護委員候補者の推薦について1件になります。合わせて23件をお願いするものでございます。

なお、条例案件にあります宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に伴う改正で、速やかに公布する必要がございますので先議をお願いしている次第です。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（溝見友一君） 市長から提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第21号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集は8ページから10ページとなります。報告第21号（専決第15号）専決処分の報告（訴えの提起）について説明いたします。

本件は、市営住宅の家賃等を滞納しており、市からの再三の納付指導を行ったにもかかわらず、滞納が解消せず、納入相談にも応じない者に対して訴えの提起を行い、家賃等の支払い及び住宅の明渡しを求めるものです。

このことについて、令和5年10月18日付けで専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第21号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第22号の詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） 報告第22号専決処分の報告について（専決第16号）に

ついて説明します。議案集は11ページから12ページです。

本件は、松橋東防災拠点センターの電気料支払いが遅れたため、延滞金が発生したものです。損害賠償の額は99円。損害賠償の相手方は、九州電力送配電株式会社宇城配電事業所でございます。

支払い遅延によりまして、市に損失を与えてしまいました。誠に申し訳ございませんでした。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第22号の詳細説明が終わりました。

これで、報告第21号及び報告第22号を終わります。

次に、議案第61号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第61号令和5年度宇城市一般会計補正予算（第4号）

について説明します。資料は、別冊の令和5年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第4号）の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億9,378万7千円を追加し、予算の総額を350億6,628万8千円としております。

また、第2条から第4条で繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を併せて行っています。

補正の内容につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の調整や生活扶助費の増額、物価高騰による指定管理委託料の増額、下水道事業会計に対する出資金の追加など、新たに発生した財政需要に対し予算対応を行うものです。

2ページから5ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出ともに予算の補正については、補正総額を5億9,378万7千円とし、各費目において補正しております。主な補正については、事項別明細書にて後ほど説明をいたします。

6ページに移ります。第2表、繰越明許費補正です。戸籍システム等改修業務委託ほか1件を紙面のとおり追加しております。

7ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正です。1追加で、デジタル複合機複写サービス料ほか9件を紙面のとおり追加しております。また、2廃止では、生活困窮者自立支援事業委託ほか4件を紙面のとおり廃止しております。

8ページをお願いします。3変更で拠点間通信サービス利用料、ほか11件の限度額を紙面のとおり変更しております。

9ページに移ります。第4表、地方債補正です。1変更で、農業施設整備事業費ほか4件を紙面のとおり変更しております。

続いて、歳出の主なものと特定財源について説明します。

18ページをお願いします。款2、項1、目3財政管理費、節24積立金の減債基金3億2,800万円余は、宇城広域連合に係る宇城クリーンセンター施設建設等基金の精算返還金を財源とし、宇城広域連合に係る公債費の将来負担を軽減するために、減債基金へ元金積立を行うものです。

20ページをお願いします。款2、項3、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料の戸籍システム改修業務委託料1,500万円余は、国の施策に応じて、戸籍に氏名の振り仮名を追加するための機能整備を行うものです。財源は、国庫支出金の社会保障・税番号制度補助金で全額賄われます。

25ページをお願いします。款3、項6、目2生活保護扶助費、節19扶助費の生活扶助費から26ページの施設事務扶助費までは、国の制度改正による基準の改正や医療件数等の増加等により、今後の不足見込額9,900万円余を増額するものです。財源は、国庫支出金の生活保護費負担金で、事業費に対する4分の3が賄われます。

27ページをお願いします。款4、項1、目3母子衛生費、節19扶助費の子ども医療扶助費2,600万円余は、コロナ禍により医療の受診控えを想定していましたが、予想を上回る医療費の請求が今後見込まれるため、その不足額を増額するものです。

29ページをお願いします。款5、項1、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金の農地利用効率化等支援事業補助金300万円は、生産効率化の取組等を行う農業経営体に対して必要な農業用機械・施設等の導入を支援する県10分の10事業の補助金です。

33ページをお願いします。款7、項5、目2下水道費、節23投資及び出資金の下水道事業会計出資金2億6,000万円余は、下水道事業会計の企業債元金の償還が経営を圧迫し、資金不足が生じる見込みであることから、一般会計が出資し、財政基盤の安定を図るものです。

35ページをお願いします。款9、項2、目2教育振興費、節13使用料及び賃借料のデジタル教科書ライセンス使用料4,000万円は、デジタル教科書の提供がライセンス形式に変更となったことにより、消耗品費と機械器具購入費から組替えを行うものです。

36ページから37ページをお願いします。款9、項4、目5図書館費、節12委託料の図書館指定管理業務委託料600万円余は、エネルギー等の物価高騰に伴い、指定管理者が負担する電気料の増嵩に対し、協定書に基づいて増額を行うものです。

また、今回の補正予算においては、各費目で人事院勧告に伴う給与改定など、人件費の調整を併せて行っておりますので申し添えます。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をします。特定財源は、主な歳出予算の説明の中で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明します。

12ページをお願いします。款1、項4、目1市たばこ税で4,600万円余を増額しております。段階的な税率の見直し等を踏まえ、喫煙者の若干の減少を見込んでいましたが、前年程度の税収が見込まれるため増額しています。

続いて、款11、項1、目1地方交付税で、特別交付税1,200万円余を増額しております。公的病院等運営助成補助金の増額に伴うものです。

14ページをお願いします。款19、項2、目1財政調整基金繰入金で8,500万円余を減額しております。歳入歳出予算の財源調整を行っております。

16ページをお願いします。款23、項1、目1自動車取得税交付金で59万4千円を増額しております。自動車取得税制度が廃止され、交付されない見込みでしたが、法人の過年度納付額に不足額が生じ、県が自動車取得税を追加徴収したことに伴い、市に交付決定がありましたので増額するものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第61号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第62号及び議案第63号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案第62号令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明します。別冊の令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,753万3千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ80億8,076万6千円とするものです。

まず、歳入について説明します。7ページをお願いします。

款3県支出金、項1県補助金1億3,846万7千円の増額は、療養給付費及び療養費の増加に伴う県交付金の増額分です。

款7諸収入、項2雑入3,292万9千円の増額は、国保の資格を喪失した後に、本市の保険証で受診した分に係る保険者間調整分の返納金及び診療報酬等の精算によるものです。

款8市債、項1市債3,455万5千円の減額は、先ほど説明しました諸収入の増加等に伴い、県の財政安定化基金貸付金を減額するものです。

次に、歳出を説明します。8ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費 3 2 0 万円の増額の主なものは、出産被保険者の産前産後期間の保険税を減免するためのシステム改修費用の増額によるものです。

款2 保険給付費、項1 療養諸費 1 億 3, 5 9 5 万 9 千円の増額は、療養給付費及び療養費の増加によるものです。

款10 前年度繰上充用金、項1 前年度繰上充用金 4 7 万 6 千円の減額は、令和4年度の歳入不足分を年度末に繰上充用を行っておりますが、実際の補填額が見込額を下回ったため減額するものです。

以上で、議案第6 2 号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案第6 3 号令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明します。別冊の令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1 9 1 万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1 0 億 4, 8 9 7 万 4 千円とするものです。

まず、歳入について説明します。6ページをお願いします。

款4 繰入金、項1 一般会計繰入金 2 1 1 万円の減額は、職員の人事異動等に伴う人件費の減額が主なものです。

款6 諸収入、項3 受託事業収入 6 万 7 千円の増額は、保健・介護予防事業に係る人件費の増額によるものです。同じく、項4 雑入 1 3 万 3 千円の増額は、マイナンバーカードと保険証の一体化の推進等に係る補助金を受け入れるものです。

次に、歳出を説明します。7ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費 1 9 7 万 7 千円の減額は、職員の人事異動等に伴う職員人件費の減額によるものです。

款3 保健事業費、項1 健康保持増進事業費 6 万 7 千円の増額は、先ほど歳入でも説明しましたが、保健・介護予防事業に係る会計年度任用職員の人件費の増額によるものです。

以上で、議案第6 3 号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第6 2 号及び議案第6 3 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第6 4 号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第6 4 号令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5 3 1 万円を減額し、総額をそれぞれ7 8 億 4, 4 5 2 万 2 千円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳出の主なものから説明をいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の2 3 8 万 9 千円の減額は、一般

職員人件費の実績見込みによる減額及び令和6年4月から改正される介護保険制度に対応したシステム改修業務委託料204万6千円の増額が主なものであります。

8ページの項3介護認定審査会費、目2認定審査会共同設置負担金の72万2千円の減額は、宇城広域連合介護認定審査会費負担金の減額によるものです。

次に、歳入の主なものを説明します。6ページです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4事務費繰入金で、歳出予算の人件費変更に伴い635万円を減額しております。

以上で、議案第64号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第64号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第65号及び議案第66号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第65号令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。資料は、別冊の宇城市水道事業会計補正予算（第2号）の1ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出で、支出において、第1款水道事業費用の既決予定額13億7,375万1千円から、補正予定額1,472万1千円を減額し、支出予定額を13億5,903万円としております。これは、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費等の調整によるものです。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

続きまして、議案第66号令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。資料は、同じく別冊の宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）の1ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出で、支出において、第1款下水道事業費用の既決予定額15億4,665万6千円に、補正予定額86万8千円を追加し、支出予定額を15億4,752万4千円としております。これは、人事院勧告に伴う人件費等の調整によるものです。

次に、下段の第3条資本的収入及び支出になります。2ページに移ります。収入においては、第1款資本的収入の既決予定額8億597万4千円に、補正予定額2億6,018万8千円を追加し、収入予定額を10億6,616万2千円としております。下水道事業の運転資金を確保するため、一般会計からの基準外出資金を増額しております。

支出では、第1款資本的支出の既決予定額13億955万5千円に、補正予定額12万4千円を追加し、支出予定額を13億967万9千円としております。主なものは、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費等の調整によるものです。

第4条債務負担行為では、紙面のとおり変更を行っております。具体的には、松

橋不知火浄水管理センター等水質・汚泥分析業務委託の限度額を450万円から500万円に変更しております。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第65号及び議案第66号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第67号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案集13ページから14ページです。議案第67号宇城市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について説明します。

令和6年4月から、市立小中学校の学校給食費を市の一般会計に組み入れる公会計制度を採用するとともに、学校給食の実施及び学校給食費の徴収及び管理を市の業務として行うことを明確にするため、この条例を制定するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第67号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第68号の詳細説明を求めます。

なお、本案は先議の申出がっておりますので採決まで行います。

○総務部長（天川竜治君） 議案集15ページ、説明資料集4ページをお願いします。

議案第68号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明します。

本議案は、一般職の国家公務員等の給与改定に準拠し、議員等の期末手当及び一般職の職員の勤勉手当額等の改定を行うものです。

改正の主なものを説明します。

期末手当及び勤勉手当の支給額の改定。議員、市長、副市長及び教育長の期末手当について、年間3.3月分を3.4月分に、年間0.1月分引き上げます。また、職員の期末手当について年間0.05月分引き上げます。職員の勤勉手当についても年間0.05月分引き上げます。

月例給の引上げ。月例給が民間給与を3,869円、0.96%下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、行政職給料表（一）について平均1.1%の引上げ改定を行う。具体的には、民間における初任給の動向や公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、一般行政職の大卒程度に係る初任給を11,000円、高卒者に係る初任給12,000円引き上げます。

また、これを踏まえ若年層が在職する号給に重点を置き、各号の平均改定率は1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上が0.3%となります。その他の給料表について、行政職給料表（一）との均衡を基本に改定をいたします。

職務の級の追加。複雑化、高度化する地域課題に対応し行政運営を強く牽引する

ため、特に高度な知識経験を必要とする業務を行う部長の職務級、8級を新設します。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第68号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第68号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 自席から行わせてください。今回改定されることによって、おおよそで構いませんが、総額でいくぐらい人件費は上昇するののかという点が1つと、もう1点は、人事院勧告に従わない場合の罰則というかペナルティというものが、あるのかないのかというのをお聞かせください。

○総務部長（天川竜治君） 今回、給与改定に関する影響額はトータルで2,482万円となります。また、具体的に年齢給について御説明申し上げます。大体40歳の職員に関しては、年間6万8,990円増額となります。一番大きいのが、大卒の新入職員が17万5,313円、2年目に関しましては19万2,570円ということで、特に若年層に配慮された改定となっております。

また、今回の人事院勧告に従わない点については、罰則等については何らございません。

○議長（溝見友一君） ほかにありませんか。

○21番（中山弘幸君） 自席から行います。今回のこの議案は、職員また議員、特別職、これは一括で審議になりますけれども、私としては、これは別々に審議したいというのが本音であります。今回宇城市では一括で上程されますけれども、これは一括で上程しなければならないのか。その点をお尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 今回の条例の改正案件については、人事院勧告に伴う案件で、それに関連する条例を一括して改正を行っております。今回6本の条例を改正しておりますけれども、このほかにも一括条例につきましては、何十本という条例改正もありますので、そのあたりを勘案して、今回は一括改正条例として提案しております。

○21番（中山弘幸君） 今回一括ということですがけれども、近隣市町村でこの議案を、例えば議員の議案、特別職、職員と別々に上程しているところがありますか。

○総務部長（天川竜治君） すみません、その点については調べておりませんのでお答えできません。

○21番（中山弘幸君） 私が知る範囲では、近隣の市町村では別々に上程しているところもあります。以上です。

○議長（溝見友一君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第68号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 私は、今議題に上がっております議案に対しまして、反対の立場で討論いたします。

まさに住民サービスが複雑多様化された現代社会におきまして、職員の皆様の給与を引き上げたいという気持ちは、皆さんと同様に強く持っております。ただ、残念なことにこの条例に賛成をいたしますと、私たち議員、また市長、副市長、教育長の給与まで上がってしまいます。ただいまこの宇城市議会におきましては、議員改革ということで、議員の報酬に対しても議論をスタートさせようという段階にあります。そういう段階にありまして、私たちの報酬が上がるということに、私はどうしてもこれは承知ができません。また市長、副市長、教育長、非常に厳しい社会情勢であります。民間の給与もなかなか上がらない状況にあります。先日は国会でも、議員報酬を上げるということに対して様々な議論が行われました。このような状況で私たちの報酬だけ上がっていいのか、そこに私は疑問を感じます。職員の皆様には、本当に申し訳ありません。先ほど御説明の中で民間の給与と差があるという説明をいただきました。承知はしております。しかしながら、民間の皆さんも精一杯頑張っ、なかなか生活が上向かない不安な状況にあることを御理解ください。また、若手の職員さんの給与が低いというのも以前から聞いております。非常に心苦しいです。公務員のなり手が不足しているこういう状況においては、やはり若い世代のやる気を引き上げるためにも給与を上げなければならない、十分承知はしております。しかしながら、この条例に賛成をすると、重ねて申し上げますが私たちの報酬まで上がってしまう。どうしてもここが私は承知ができません。本当に職員の皆様には申し訳ありませんが、どうかこの私の思いを御理解いただきまして、承知をしていただきたいと思えます。議員の皆様におかれましてもこの思いを汲んでいただき、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝見友一君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） これで討論を終結します。

これから、議案第68号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第69号の詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 議案集23ページから24ページ、説明資料集は26ページから28ページになります。議案第69号宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例は、企業誘致における競争力を高めるため、誘致の現状に合わせて奨励措置を見直すことで、企業立地の推進を図ることを目的に条例を改正するものです。

内容は、宿泊施設を対象とした奨励措置として、新たに固定資産税の課税免除を創設しております。さらに、設備投資補助金については限度額を5,000万円から2億円に増額し、期限を設けて限度額の見直しを行うものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第69号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第70号の詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） 議案第70号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明いたします。議案集は25ページから26ページ、説明資料集は29ページから34ページです。議案集で説明いたします。

今回の改正は、これまでは住民票や戸籍謄本、印鑑証明等を、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で取得することが可能でしたが、これに加え、電子証明書機能を搭載したスマートフォンでも、住民票等の取得が可能になるよう改正するものです。

なお、手数料条例にも同様の文言を追加いたします。したがって、料金の改正ではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第70号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第71号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案集27ページから29ページ、説明資料集35ページから38ページです。議案集を御参照ください。議案第71号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

今回の改正は、地方税法等の改正を受け、国民健康保険の被保険者が出産する場合において、産前産後期間の4か月分（多胎妊娠にあつては6か月）の所得割額及び均等割額を減免するために改正を行うものです。

具体的には、出産予定月の前月（多胎妊娠にあつては3か月前）から、出産予定月の翌々月までの4か月分（多胎妊娠にあつては6か月）の保険税について免除するものです。

以上で、議案第71号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第71号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第72号から議案第74号までの詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案集30ページ、説明資料集39ページです。議案第72号工事請負契約の締結について説明します。

本案件の小川中学校旧校舎等解体工事は、小川中学校建替事業に伴う旧校舎や旧屋内運動場などの関係諸施設の解体・撤去を行うもので、令和5年11月1日に相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、工事名、小川中学校旧校舎等解体工事。工事場所、宇城市小川町南部田287番地2。契約金額2億9,887万円税込です。契約の相手方、宇城市小川町江頭65番地、株式会社園村建設、代表取締役園村竜一。

以上で、説明を終わります。

続いて、議案集31ページ、説明資料集41ページです。議案第73号工事請負契約の締結について説明します。

本案件の小川中学校外構工事は、小川中学校建替事業に伴うグラウンド及び駐車場の整備を行うもので、令和5年11月13日に相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、工事名、小川中学校外構工事。工事場所、宇城市小川町南部田28

7番地2。契約金額2億1,271万8千円税込です。契約の相手方、宇城市小川町南新田303番地2、株式会社砂川建設、代表取締役川上泰明。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集32ページ、説明資料集44ページです。議案第74号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について説明します。

今回、不知火小学校屋内運動場他新築工事の変更契約につきましては、令和5年11月2日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

工事名、不知火小学校屋内運動場他新築工事。今回変更増額1億103万4,656円税込です。現請負金額8億9,485万円税込です。変更請負金額9億9,588万4,656円税込です。契約の相手方、熊本市中央区大江4丁目13番20号、小竹・実栄企業建設工事共同企業体。代表者、株式会社小竹組、代表取締役江越征記。

主な変更内容は、急激な賃金水準の変化への対応として、令和5年2月22日付けで通知された、いわゆるインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更請求による増額が主なものです。

そのほか、屋内運動場及び屋外プールの基礎杭の施工において、旧校舎の一部の既存基礎杭撤去に要する経費を増額するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第72号から議案第74号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第75号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集33ページ、説明資料集46ページです。議案集を御参照ください。議案第75号平成11年台風18号災害援護資金貸付金に係る金銭債権の放棄についてを説明いたします。

本案は、平成11年台風18号で被災し災害援護資金を借り受けたのち、平成15年10月23日付けで破産免責を受けた主債務者が本年死亡いたしました。また保証人についても、平成15年12月3日付けで破産免責を受けていることから、保証人に対し自然債務として残るものの、回収の見込みのない1件、97万5千円の金銭債権の放棄をするため議決を求めるものでございます。

以上で、議案第75号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第75号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第76号及び議案第77号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 議案集は34ページをお願いします。議案第76号宇城市三角西港観光施設の指定管理者の指定について説明します。

指定管理者となる者を一般社団法人宇城市観光物産協会、指定期間を令和6年4

月1日から令和11年3月31日までの5年間としています。

選定における審査会で、申請者によるプレゼンテーション、委員質疑など、総合的な観点から最終審査を行い、当該施設の管理を行うにふさわしい者であると判断しました当該法人を指定管理者の候補に決定いたしました。

指定管理者を指定するには、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

以上で、説明を終わります。

続きまして、35ページをお願いします。議案第77号地域間交流施設金桁温泉の指定管理者の指定について説明します。

指定管理者となる者を株式会社グッドスタッフ、指定期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としています。

選定における審査会で、申請者によるプレゼンテーション、委員質疑など、総合的な観点から最終審査を行い、当該施設の管理を行うにふさわしい者であると判断しました当該法人を指定管理者の候補に決定いたしました。

指定管理者を指定するには、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第76号及び議案第77号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第78号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案集36ページから37ページです。議案第78号公の施設の他の団体の利用に関する協議について詳細説明をいたします。

宇城市立図書館は、指定管理者移行に伴い、来館者数の増加とともに図書の貸出冊数も増加しています。一方で、図書の補充等については予算の支出を伴うこともあり、短期間で蔵書冊数を増加することができない状況です。

このため、県内1位の蔵書冊数がある熊本市と相互利用を連携し、宇城市民が熊本市立図書館の図書の貸出しを受けることができるようにするものです。なお、議案集37ページに協定書案を掲載しております。

対象施設は、図書館法に基づく図書館のうち宇城市及び熊本市が設置するもの並びに熊本市公民館条例に規定する公民館及び熊本市男女共同参画センターはあもにいに属する図書室です。

協定の内容は、宇城市及び熊本市において、相互の住民への図書資料の貸出しを実施することを承諾するもので、利用に関しては、それぞれの市の条例、規則等の定めにより実施し、貸出しに関する経費はそれぞれの施設設置者が負担することになります。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第78号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第79号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集38ページ、説明資料集47ページをお願いします。議案第79号市道の路線の認定について説明します。

道路法第8条第2項の規定に基づき、市道の路線として認定するのは、三角町の上中村馬場線となります。熊本県が施工します一般県道郡浦網田線のバイパス工事に伴い、旧道となる区間を県の工事完了後に、速やかに宇城市道として引き継ぐために認定するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第79号の詳細説明が終わりました。

次に、同意第22号及び諮問第2号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集39ページ、説明資料集48ページとなります。同意第22号農業委員会委員の任命について説明します。

本案は、農業委員会委員のうち1人が令和5年9月12日をもって辞任したことに伴い、新たに、吉富訓生氏を任命するにあたり、議会の同意をお願いするものです。

吉富氏は、農業に関する識見を有し、農業委員会が所掌する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であり、経験や熱意においても優れた方でございます。

任期は、令和5年12月20日から令和8年7月19日までとなっております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集40ページ、説明資料集49ページとなります。諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について説明します。

現委員であります三角町の一村智明さんが、令和6年3月31日付けで任期満了になりますので、再推薦したく議会の意見を聞く必要があり、提案するものです。

一村智明さんは、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格識見や中立公正さを兼ね備え、人権擁護委員にふさわしい方です。

以上で、説明を終わります

○議長（溝見友一君） 同意第22号及び諮問第2号の詳細説明が終わりました。

以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第27 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第27、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日12月1日金曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月1日金曜日は休会することに決定しました。

なお、12月2日及び3日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時14分

第 2 号

1 2月4日 (月)

令和5年第4回宇城市議会定例会（第2号）

令和5年12月4日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

2番 四海公貴君	3番 村上真由子君
4番 河野真理君	5番 吉良邦夫君
6番 田中美君君	7番 嘉古田茂己君
8番 原田祐作君	9番 永木誠君
10番 山森悦嗣君	11番 三角隆史君
12番 坂下勳君	13番 高橋佳大君
15番 溝見友一君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員（2人）

1番 坂元大介君 14番 高本敬義君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 井住寿宏君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 平木恵一君

教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	坂本優子君	市民部次長	岩竹泰治君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	星津章博君
教育部次長	米田年宏君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	西村光代君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	園田弥生君	財政課長	田尻勇樹君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、議長から報告事項を申し上げます。

議席番号1番、坂元大介君から、本日から6日水曜まで欠席届が提出されております。併せて、一般質問の取下げの申出がありましたので報告いたします。

また、議席番号22番、石川洋一君から、12月6日分の一般質問通告の取下げの申出がありましたので報告いたします。

なお、議席番号13番、高橋佳大君の本日の一般質問につきましては、繰上げはせず午後2時からといたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、20番、豊田紀代美君の発言を許します。

○20番（豊田紀代美君） おはようございます。20番、新志会、豊田紀代美でございます。質問に入ります前に、議長のお許しをいただきまして、机上配布をさせていただいております。12月1日の市長定例の記者会見をなさるバックパネルに、本市の塔本シスコさんの絵画作品が登場いたしました。また、市長、副市長の名刺にも塔本シスコさんの作品が採用されて、今、皆さんの机上にありますように、すばらしい名刺ができ上がっております。いずれも守田市長自らが御提案なされた、斬新なアイデアに感謝を申し上げたいと思います。今後は宇城市在住、あるいは宇城市で勤務をされている方々にも、くまモン制度同様、申請すれば誰もが自由に塔本シスコさんの絵画の作品入りの名刺ができるような制度をおつくりいただければと思って、御提案申し上げておきます。

それでは議長の許可をいただきましたので、今回は大きくは4点について一般質問をさせていただきたいと思います。大きな1点目、国民健康保険税について、小さな1点目、昨年度末から国民健康保険税の税率の見直しについて、本会議においても議論がなされておりますが、まず、本市の国民健康保険の現状と課題についてお尋ねをいたしたいと思います。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 本市における国民健康保険の現状につきましては、社会保険の加入要件の拡大や団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者医療保険へ加入することなどにより、国民健康保険からの脱退者の数が国保への加入者数を上回る傾向が続いており、被保険者数は、年々減少の一途をたどっております。

さらに、65歳以上の被保険者が占める割合の増加、被保険者の所得の減少など、

今後の国保財政の運営に与える影響が懸念されています。

また、平成30年度からの国保運営は、法改正により都道府県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険税率の決定等を実施することになりました。法改正後の本市の国保財政の運営状況を見てみますと、毎年の単年度収支は歳入不足となっていますが、被保険者の税負担を極力抑えることを目的として、国民健康保険の財政調整基金を取り崩すことにより、税率を据え置いてきたところでございます。

その結果、令和4年度で財政調整基金が底をつき、令和4年度の決算は1億円を超える歳入不足となり、令和5年度からの繰上充用で対応をしたところでございます。

令和5年度の税率につきましては、引上げの改正を行ったところではございますが、それでも歳入不足の解消には至らない見込みであり、今後、更なる税率の改正が避けられない状況となっております。

熊本県におきましては、令和12年度に県内の保険税率を完全統一する予定となっていることから、そこまでいかに本市の国保財政を運営していくかが課題となっております。

○20番（豊田紀代美君） 保健衛生部長に御答弁をいただき、国保の状況が大枠理解できました。国保の保険者数の減少や被保険者の所得減少等によって、今後財政運営が懸念される中、昨年度末で国保の財政調整基金が底をつき、令和4年度の収入不足については、令和5年度から繰上充用を行ったとの御報告でありました。本市の国保財政が非常に厳しい状況であることは理解できましたが、そこでお尋ねをいたします。本市の国保財政がこのように厳しくなった要因について、部長のお考えをお尋ねいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議員お尋ねのこのような状況になった大きな要因は、税率を据え置いてきたことだと認識しております。

平成30年度から法改正により、都道府県と市町村が一体となって国保運営を行うことになったことで、県は、各市町村が国保を運営するにあたり、必要となる税収を確保するための税率である標準保険税率を示すこととされました。

この標準保険税率は、各市町村が国保運営に必要な費用から、国県からの交付金や補助金、市町村の一般会計から法令等に基づいて繰り入れられる法定内繰入れを引いた残りについて、被保険者から徴収する税収で賄うとする場合に、どの程度の税率とする必要があるかを示すものです。その年度において、前年度からの繰越金や財政調整基金があれば、それらを財源として、標準保険税率よりも低い税率とすることが可能ですが、これらが無い限りは、最低でも県が示す標準保険税率並

みの税率設定が必要となります。

本市におきましては、これまでは前年度の繰越金や財政調整基金がありましたので、これらを財源として税率を低く抑えてきましたが、基金も令和4年度で底をついております。令和5年度に税率の改正を行っておりますが、標準保険税率並みの税率ではないため、次年度に向けて、税率の見直しが必須であると認識しております。

なお、本市の収入不足を解消するためには、税率改正の検討は行っておりますが、併せて歳出側の見直しも重要であります。歳出で特に大きな割合を占めているのは保険給付費であり、これについては、特定健診受診率の向上による重症化の予防など、医療費の抑制の取組が重要であると認識しております。

医療費の抑制は、宇城市単独での取組による歳出改善はなかなか難しい面もあるところですが、積極的に取り組む必要があると考えております。

- 20番（豊田紀代美君） ただいま部長より、本市の国保財政の悪化の要因と歳出側の見直しについての重要性について御答弁をいただきました。去る11月8日、民生常任委員会の先進地視察研修として、大阪府高石市の国保の累積赤字を解消した取組について視察をしてまいりました。本市の担当の三村医療保険課長も同行していただきまして、研修先において熱心に鋭い質問を投げかけるなど、心強く思いました。三村課長には、研修の成果の事例をしっかりと受け止めていただいて、今後の活動に活かしていただきたいと思っております。高石市は人口約56,000人で本市とほぼ同じ規模で、国民健康保険の状況にあります被保険者が10,800人と、本市と比べて少なくはありますが、65歳以上の加入率は40%を超えているなど、状況は宇城市と類似しております。高石市においては、平成8年以降急激な医療費の伸び、慢性的な国保財政の脆弱性により赤字体質となっており、平成21年度決算時点では約11億2,800万円の累積赤字となり、計画的な財政健全化を求めが必要が生じたために、高石市国民健康保険特別会計累計赤字の解消計画を平成24年度に策定をし、その計画において、平成24年度から平成29年度までの6年間で、累積赤字の12億円を4億円まで圧縮することとして、その後も計画を継続し、令和2年度に赤字を解消するとしておりましたが、この計画に基づいた取組によって単年度黒字を確保し、累積赤字は圧縮することができたようですが、結果的には、令和2年度時点において4,829万円の赤字が残ったとのことでありましたが、令和3年度末には全ての累積赤字が解消したとあります。高石市では、累積赤字の解消の取組として、1点目が、滞納処分の実施をはじめとする国保税の徴収強化、2点目が、特定健診受診に係る費用の無料化による受診率の向上、3点目が、国県の交付税の確保、4点目が、レセプト点検の充実・強化などをはじめとする医

療費の適正化を徹底していたとのこと。中でも、平成26年から開始された健康事業ポイントの仕組みは、医療費の抑制に大きな効果を表しております。健康づくりの取組に対してインセンティブを付与することで、健康無関心層のやる気を促す。歩いた歩数などに応じてポイントを付与して、年間のポイントに応じて市内で使える共通の商品券と交換できるようなシステムになっております。これで、年間一人当たり77,000円の医療費の抑制の効果があったということで、この複合的な取組が累積赤字の解消につながったと思っております。本市においても、さしより野菜やたっぷり野菜、そのほかたくさんの方の医療費の抑制につながる様々なお取組をなさっております。そこで、大阪府高石市の累積赤字解消をされ、今申し上げた年間一人当たり77,000円の医療費の抑制効果のお取組を参考に、本市でも何らかの対策ができないものか、部長に御答弁をお願いいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 本市におきましても、高石市において実践されている取組については、取組の方法に違いはあるものの、継続して実施しているところでございます。

高石市において取り組まれている健幸ポイント事業につきましては、本市では、ウキトクポとして、健診等の受診の状況、健康的な食事の実践の状況、各種団体主催の健康関連事業への参加の状況、ウォーキングの歩数をポイント化し、合計500ポイントで抽選に応募できる取組を実施しております。

また、国保税の徴収につきましては、平成20年度から取組を徹底しており、収納率も97%前後で推移しています。特定健診の受診率につきましても、新型コロナウイルス禍において一時的に低下していたところではありますが、令和4年度は、コロナ前の水準まで回復してきており、今年度もコロナ前の水準となっています。

高石市における赤字解消の取組につきましては、本市にも大変参考になるものと認識しております。赤字解消につきましては、税率の改正による歳入増はもちろん必要なことではありますが、併せて、医療費抑制による歳出の削減も重要であります。

今後、本市の国民健康保険の歳出削減につながるものはないか、高石市の取組を研究してまいります。

○20番（豊田紀代美君） ただいまの部長の御答弁で、高石市における赤字解消の取組について、本市も大変参考になったとおっしゃっていただきました。赤字解消については、税率の改正による歳入増はもちろん必要ですが、併せて、医療費の抑制による歳出の削減も重要であり、今後、本市の国民健康保険の歳出削減につながるものについては、高石市の取組を研究していただくということで御答弁いただきました。先ほど国保財政について非常に厳しい状況下であると御答弁されましたが、

本市として今後どのような方針で国保財政を運営されていかれるのか、その方針についてお尋ねをいたしたいと思います。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 先ほど答弁でも触れましたが、令和5年度につきましては税率の引上げを行ったところではございますが、令和4年度の歳入不足を補填するために約1億500万円の繰上充用を行ったことなどから、決算見込みとしましては約1億8,000万円歳入が不足する見込みでございます。

特別会計の考え方からすると、この歳入不足分につきましては国保特別会計内で対応すべきものではありませんが、被保険者に与える影響をできる限り少なくするにはどうすべきかを慎重に検討する必要があると考えております。

また、今後の税率につきましては、先ほども申しましたように、年々被保険者数が減少していること、被保険者の所得が減少していること、所得がある被保険者が減少していることなどから、長期にわたりこれらを踏まえて収支を見込むことは非常に困難であると考えます。そのため、まずは令和6年度につきましては、国保特別会計内で収支が整う税率とすることが肝要でございます。

市としましては、令和6年度の税率につきましては、県が示す標準保険税率を基準として設定することで、令和6年度の国保の収支は整うものと試算しているところです。

○20番（豊田紀代美君） 令和5年度決算見込みとしては、約1億8,000万円歳入不足、また年々被保険者の減少、さらには令和6年度の税率については、県が示す標準保険税率を基準として設定するとの保健衛生部長の御答弁でございました。市長に、今後の国保財政についてのお考えを示していただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） これまで今年度の収支不足分は、県からの借入により対応することと説明してきました。しかしながら、県から借り入れた場合は返済期間が3年と余りにも短く、その分を保険税に上乗せして対応すると、被保険者に与える影響が甚大となります。

被保険者に与える影響を極力少なく抑え、より柔軟に対応できるよう、今年度の歳入不足については県からの借入ではない方法を検討してまいります。

また、令和6年度の税率につきましては、県が示す標準保険税率を基準として設定するよう検討しているところです。

なお、令和7年度以降につきましても同じ考え方で、単年度収支が黒字となるよう議論を重ねていきたいと考えております。

○20番（豊田紀代美君） 令和6年度の国保税率については、県が示す標準保険税率を基準として設定するように検討されているというような市長の御答弁でございました。単年度収支を黒字とするための国保税については、事前に市民に対しまして

しっかりと周知をされ、市民の皆様の理解が得られるよう本市の国保財政が安定した黒字運営になるように、担当所管にはなお一層の努力を要望いたしておきます。

続きまして、2点目にまいりたいと思います。2点目は、子育て応援施策について、小さな1点目、本市の取組状況についてでございますが、本市は子育て支援におきましては、他の自治体から先進地として視察研修も多いとお聞きをいたしております。まず、本市の子育て支援施策のお取組についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） まず、福祉部からお答えさせていただきます。

全国的な少子化と核家族化の中で、子ども・子育てを取り巻く状況も深刻化しており、本市においても同様の傾向が見られます。このような中、本市では若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境整備として、ライフステージを通じた子育て支援策を展開しております。

本年4月に、子ども・子育て支援に関する総合的な拠点施設として開所された宇城市こどもセンターにおいては、結婚チャレンジ事業補助や結婚新生活支援事業といった少子化対策事業のほか、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援事業、子ども及びその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や子育て支援事業などを円滑に利用できるようサポートする利用者支援事業を実施しております。

また、子育て親子の交流を促進する地域子育て支援拠点事業・子育てひろばや、保護者の仕事と育児の両立を支援するファミリーサポートセンター事業も実施しております。

子ども・子育てに関する相談に対応し、要保護児童等への支援を強化する子ども家庭総合支援拠点事業においては、子育て短期支援事業や養育支援家庭訪問事業、いわゆる産後ホームヘルパー事業なども行っております。

さらに、子育て世帯の多様な保育ニーズに対応するため、保護者の就労、病気や冠婚葬祭の場合及び子どもが病気の際など、家庭での保育が困難な状況において、一時的に保育施設等で預かる一時預かり事業や病児保育事業を実施し、安心して子どもを預けられる環境整備を推進しているところです。

経済的な支援策としましては、令和元年10月から国の保育料無償化に合わせ、保育所等に通う3歳児から5歳児までの副食費の無償化に取り組んでおり、また、本年4月から、子ども医療費の一部負担金助成を18歳まで拡充するなどの取組を行っております。

今後もライフステージの各段階で、住民ニーズに対応した適切な支援を推進してまいります。

○教育部長（豊住 章君） 子育て世代に対する支援事業としまして、教育部では御承

知のとおり、本年8月30日より、市内に住む小中学生の学校給食費の無料化を実施しております。

本施策は、他自治体からも多数の問合せを受けており、注目度も非常に高く、子育て世代の多くの皆様からも好評をいただいております。

○20番（豊田紀代美君） 福祉部長と教育部長より御答弁をいただき、改めて本市の子育て支援事業の取組を理解することができました。宇城市の子育て支援事業は全国的に見ても圧倒的にすばらしく、誇りに思っているところでございます。

そこで小さな2点目、兵庫県加西市のライフステージに応じた子育て支援について、ちょっと御紹介を申し上げたいと思います。去る11月9日に、民生常任委員会で視察した兵庫県加西市は、人口約42,000人、結婚から子育てにおける段階において、そしてライフステージに応じた子育て支援に取り組みされており、中にはすばらしい取組と感ずる事業がございました。加西市は、保育料の無料化、給食の無料化、医療費の無料化、おむつ等の無料化、病児病後児保育の無料化と、子育て応援5つの無料化に取り組んでおられました。財源はふるさと納税でございまして、令和4年度のふるさと納税の実績が63億円ということでございました。全国で13位、そして兵庫県では第1位ということでございました。そこで、子育て応援5つの無料化に関する予算を申し上げますと、保育園・認定こども園の保育料の無料化が1億円、それから全保育・学校施設の給食費の無料化が2億4,973万円、乳幼児・子どもの医療費の無料化、高校3年生までが対象ですが、これが1億8,650万円、それと乳幼児を養育する世帯のおむつ等の無料化が2,054万円、病児病後児保育の無料化が80万円、合計5億5,757万円、その中の市負担が5億462万円で、国県の負担が5,295万円とありました。加西市では、子育て応援5つの無料化のために、50億円の基金があるという御報告でございました。特にこのおむつ等の無料化につきましましては、生後3か月から満1歳になる子どもを持つ家庭を対象に、単におむつを配布するというのみならず、子育て経験のある配達員が訪問時に子育ての相談や情報提供を行っており、産後の大事な時期に寄り添い、支援する事業でした。是非、本市でも取り組んでいただきたいという思いで御提案をしたいと思いますが、部長のお考えをお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市が行っております乳児期の子どもを持つ家庭への支援につきましましては、市の保健師が自宅に訪問し、出生後2か月前の親子の身体的・精神的な健康状態や生活環境を把握し、今後の予防接種スケジュールの案内や必要な保健指導を実施する2か月訪問事業、また、市が委嘱する76人の母子保健推進員による乳児健診等の案内や親子の生活の様子を伺い、育児についての負担感等の聞き取りを行うこんにちは赤ちゃん訪問事業を行っているところでございます。

豊田議員から御紹介がございました兵庫県加西市で実施されているおむつ等の無料化事業については、かさいすくすく子育て定期便事業として、民間の事業者により毎月1回、子育て経験のある配達員などがおむつ等の子育て用品を自宅まで配達し、配達時に子育てに関する相談や情報提供を行う子育て支援サービスであり、その財源は、ふるさと納税を原資としているとの情報を得ております。

この取組は、子育て用品の支給と併せ、毎月、乳児の養育状況の把握や相談支援、子育て情報の提供を実施する乳児期の子どもを持つ世帯において、非常に有益な事業であると理解しております。

しかしながら、現時点で本市において同様の事業を実施した場合に、訪問する人材の確保や中長期的な予算確保など、多くの課題があると認識をしておりますので、現在実施中の子育て支援施策と併せ、今後、調査研究してまいります。

○20番（豊田紀代美君） 福祉部長から、現在実施中の子育て支援施策と併せて、調査研究していくという御答弁をいただきました。ありがとうございます。是非、調査研究していただくように重ねてお願いを申し上げます。

小さな3点目でございますが、定住化に向けた各種取組について、人口減少が全国的な問題となる中、子育て応援施策を含め、定住人口の増加対策について本市のお考えをお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 人口減少が日本全国の問題となる中、本市でも2035年には人口が5万人を切るとの推計がされており、行政や商業サービスを維持するためにも、定住化等により人口減少にブレーキをかけることは、ますます重要になってまいります。

本市は、これまでも給食費の無料化や結婚新生活支援事業などを進めることで、市内から市外への流出を防ぎ、定住化を進めてまいりました。今後は、これに加え、市外から市内への定住を促進することが必要となってくると考えております。

現在、熊本市の人口に注目いたしますと、中央部及び北東部の地価上昇に起因してか、旧富合町並びに旧城南町といった南区の人口が増加する傾向にございます。また、地元金融機関による調査によれば、TSMCの進出効果として、関連産業を含み約1万人の雇用が創出されると試算されております。

こうした人の流れや増加は、宇城市にとって、定住人口を増加させるための大きなチャンスです。

本市は県央に位置するとともに、JR駅やインターチェンジを抱え、熊本市への通学や通勤にとっても高い利便性を有しています。また、不知火美術館・図書館の利用者の多くは熊本市から来場するなど、他の市町村に負けない独自の魅力を持っています。

今後、こうした本市の強みをうまくPRすることで、市内からの流出を防ぐ定住化だけでなく、市外から市内への流入を促す、攻めの定住化に取り組んでまいります。

○20番（豊田紀代美君） 再質問で、子育て世代にインパクトがあり、分かりやすくPRできないものか。例えば、加西市のような子育て応援のプロモーション戦略の取組を是非参考にさせていただきたいと思い、提案をさせていただきます。子育て応援5つの無料化のプロモーション戦略概要として、市内向けにチラシ6,000部、パンフレット3,000部を作成、姫路市や加古川のハウジングセンター等でも配布。認知を拡大するためです。市外向け、WEB広告を配信し、制作した特設ホームページのアクセス誘導から、ホームページからPDFパンフレットまたはインスタグラムに移行する。WEB広告の強みとしては、1点目、配信エリアの設定、2点目、配信ターゲットの限定、3点目、配信結果の数値化、いずれも認知拡大のためです。WEB広告の配信内容は、年齢層が20代から30代、性別男女、配信エリア、兵庫県、大阪府北部、配信期間は10月から1月まで、グーグルの広告、インスタグラム等で広告表示回数が683万8,165回、特設ホームページの閲覧数が39,667回、1,178人が既定成果に到達しております。その他、加西市UJIターンの促進補助金を平成24年度から実施しており、また加西市大学生等の遠距離通学の定期券助成を平成元年度より実施しております。以上の事例についてのお考えを、市長政策部長に御答弁をお願いしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） 小中学校の給食費無料化スタートに合わせ、8月30日に新聞紙面一面を使い、市の子育て支援策と教育環境の充実を県内在住の方を対象にPRいたしました。また、広報うき9月号では、市の子育て支援策の紹介と地域全体で子育てをする、子育てを見守るという意識の醸成を目指した特集を組み、スポット的に情報発信を行っております。

定住施策については、平成30年度からUKINISUMをキャッチフレーズに子育て世代の移住・定住促進を目的としたシティプロモーションを展開してまいりました。

しかし、ホームページ等での市の子育て支援情報が利用者に分かりづらいという点は、早急に解決すべき課題と考えております。

今後は利用者目線、そして移住を検討する子育て世代の目線で、より分かりやすく、伝わる情報の発信とPRを研究してまいりたいと思います。

○20番（豊田紀代美君） 是非、加西市のプロモーション戦略を参考に研究をされ、取り組んでいただきますよう強く御要望申し上げます。

続きまして大きな3点目、もったいなかレストランin三角西港についてでござ

いますが、議員各位、執行部の方々もご覧になったと思いますが、熊日新聞の朝刊、11月30日、12月1日、2日、3日と4回シリーズで、もったいなかレストラン in 三角西港が、非常にクローズアップされた大きな記事で掲載されておりました。たくさんの方々の御協力によって、大成功だったと私は思っております。この事業に関わられた全ての方々に感謝を申し上げたいと思います。メディア等にも大きく取り上げられ、大盛況だったもったいなかレストラン in 三角西港に、私も浦島屋コースに参加をさせていただきました。まず、もったいなかレストランについての経済部長の答弁をお願いしたいと思います。

○経済部長（浦田敬介君） 本事業は、本市で採れる豊富な食材の規格外のものを活用して、フードロス、SDGsの推進にも寄与しました食のイベントでありました。世界文化遺産三角西港の魅力を体感し、情報発信していただくことを目的に取り組みましたが、おおむね達成できたのではないかと感じております。

料理については、フランス在住のシェフをはじめ、県出身の実力のあるシェフ、パティシエが腕を振るわれ、御参加いただいた全ての方が、最高級の創作料理と本市が誇る三角西港からの景観を堪能されて帰路につかれたと思います。

また、実際にイベントに携わることで、SDGsへの理解をさらに深めていただきたく、市内の高校生の皆さんにも御協力をいただきました。

小川工業高校の皆さんには食事で使用する箸を、松橋西支援学校の皆さんには箸を入れる箸袋の作製をお願いし、どちらもこちらの期待する以上のものに仕上げさせていただきました。

松橋高校の皆さんには当日の給仕を担っていただきましたが、機敏な対応を心がけていただき感心いたしました。

本事業が盛況をいただきました背景には、このようなボランティアの皆様のお協力があつたからこそと、改めて感謝しているところであります。

○20番（豊田紀代美君） 経済部長の御指摘のとおり、この事業は多くの市民の皆様のお協力をいただいております。多くのボランティアそして多くの食材の提供等、感謝の気持ちでいっぱいです。そこで、10月29日当日のもったいなかレストランを短くまとめておりますので、モニターでご覧いただきたいと思います。まずこれは、企画運営を担当された相藤さんとフランス在住の中山シェフと私で、松橋西支援学校に参りまして、小川工業高校の生徒たちがこの1膳について2時間かけてつくった箸と、これは松橋西支援学校の生徒たちが精魂込めてつくった箸袋で、非常に好評でございました。これを皆さんお持ち帰りになっていただいて、中には、全然使用せずにお持ち帰りいただいたお客様もあつたとお聞きをいたしております。それからランチョンマットでございしますが、これは宇城市の職員の方に呼び掛けを

いたしまして、帯を提供していただき、それを切って職員の方が縫ってつくられたランチョンマットです。非常にありがたかったです。それから、来客のお客様方に歓迎の御挨拶をされる宇城市長、守田市長でございます。それからこれは、松橋高校10人の接客係のボランティアの生徒たちです。校長先生もずっと優しく立ったまま、3時間ずっと生徒たちを見守っておいででございました。それからこれはマルシェでございまして、浦島屋の前の広場で開催をされました。これも大変好評でございました。これは浦島屋の2階から見たマルシェと三角西港の非常にすばらしい景観でございます。これは、シェフとパティシエが懸命に調理をしているところの様子でございます。これは海運倉庫コースの方々が、三角西港の景観を楽しみながら食事を楽しんでいただいている光景でございます。これはビュッフェで浦島屋の方の料理でございまして、非常にこの創作料理が単にSDGsの規格外の食材を使ったのみならず、提供をたくさんいただいて、例えば朝一のコノシロを料理しておつくりいただいたとかいう、もうすばらしい料理の数々で皆さんを楽しませていただきました。これは、副市長が杉本本店だったと思いますが、1キロ25,000円の肉を提供していただきました。副市長が肉に穴が開くほどしっかり見ていただいている様子でございます。それからこれは、パティシエの北川さんが宇城市の市章を表すケーキをわざわざおつくりいただきまして、皆さんにふるまっていたきました。これは、くまモンとコノシロ部長が参りまして、非常に人気でした。私はくまモンの人気がすごいかないと思いきや、何とコノシロ部長の人気がものすごく、皆さんに大変喜んでいただきましたので、コノシロ部長の活躍にも感謝をいたしたいと思っております。もちろん、この席に木村副知事もおいでいただきまして、市長と懇談をされておりました。これは、同じく海運倉庫コースの皆さんが非常に楽しんでいただいて、食事をなさっている様子でございます。これは、浦島屋全景で、その前の広場で皆さんがマルシェを楽しんでおられるところの写真です。それからこれは、パティシエとシェフの皆さん20人が集結された写真です。そして最後のこれが集合写真となっております。以上が、皆さんに御紹介する写真でございます。大盛況で参加にも満足していただけた事業だと思っておりますが、取組の成果と課題についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○経済部長（浦田敬介君） 大変多くの方々が本市にお越しになられ、天候も良い中で開催でき、三角西港の魅力を大いに発信できたと考えております。

多くのメディアにも取材いただき、ニュース等では好評であったと放映されておりましたので、西港への誘客促進へつながることを期待しております。

また、課題として、一時的ではありますが、西港に訪れた方が駐車できないということがありました。今後イベントを開催した際の駐車場の不足は、改めて懸念す

るところであります。

加えて、初めての試みでもございましたので、委託事業者を含めて関係機関との連絡調整不足もあったかと感じています。

- 20番（豊田紀代美君） 海運倉庫コースも浦島屋コースも大盛況でございました。県外からのお客様が全体の20%、宇城市以外のお客様が70%とお聞きをいたしております。北海道、東京、大阪、福岡から一流シェフのファンの方々もお越しいただきました。三角西港の魅力、宇城市の豊富な食材、一流シェフの料理、おもてなし、くまモンやコノシロ部長で盛り上がり、参加者はとても喜んでいただき、熊日新聞を筆頭に多くのメディアにも取り上げていただき、大きな発信力になったと思います。駐車場や委託業者との連絡等については、今後一考をお願いしたいと思っておりますが、多くの食材を御提供いただいた企業や農家の皆様にも感謝を申し上げます。担当課の職員の頑張りにも感謝をいたしております。また、この事業の総括マネージャーの相藤春陽さんとシェフ、パティシエ20人の宇城市に対する愛情がものすごい、すさまじいものがありました。私も少しだけお手伝いをさせていただき、誇りに思っております。

それでは小さな2点目、来年度の開催予定について、是非継続のお取組をお願いしたいと思いますが、部長の御答弁をお願いいたします。

- 経済部長（浦田敬介君） 今回、本事業は成功裏に終わったと感じています。

重ねてになりますが、このような事業を開催することは、本市の魅力を多くの方々に発信できる絶好の機会だと捉えております。

ただ、大がかりな事業を開催するには、どうしても県の支援を必要としますので、次年度も綿密な計画の下、事業が採択されるよう努めたいと考えております。

- 20番（豊田紀代美君） ありがとうございます。それでは来年度のこの事業の継続について、市長のお考えをお示しいただきたいと思っております。

- 市長（守田憲史君） このもったいなかレストランには、私も参加させていただきました。とても素晴らしい料理と優雅な空間でしたし、そこに来られた方々の喜ばれている姿を見ることができました。

是非、熊本県の補助金を活用し、その採択があれば、このようなイベントが来年度も開催できればと考えております。県の採択が全てでございます。よろしく願いします。

- 20番（豊田紀代美君） 来年度も県の補助金の活用ができるよう執行部の熱意に期待を寄せております。今回の事業で、規格外食材だけではなく、宇城市の豊富な食材を知っていただくいい機会であったと思っております。宇城市民がさらに交流できるイベント事業の計画をお取り組みいただきますよう、要望をいたしておきます。

本事業には、経済部担当の頑張りを本当に高く評価をいたしたいと思います。昨日の熊日新聞の記事に、もったいなかレストランの企画運営担当をされた相藤春陽さんのコメントが印象的でしたので、申し添えたいと思います。「一日だけの打ち上げ花火に終わらず、いろいろな場所で同じようなことができるのではないか。地元の運営チームをつくり、地域と一緒に持続する仕組みを考えてもいい。イベントのほかにも商品開発や学校への指導など、多くの人たちがもったいなかのシェフたちとつながりを持って機会をつくりたい」とのコメントに、宇城市に対しての思い入れの強さを感じたところでございます。

最後の大きな4点目の空き家対策についてに移りたいと思います。小さな1点目、広報ウキカラ11月号に空き家対策の特集記事がございました。本市の空き家対策の取組状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） 本市の空き家対策は、毎月開催している空き家問題相談会の開催による空き家の予防、空き家・空き地バンクによる利活用促進、草木の繁茂など周囲に悪影響を与えるおそれのある物件に対する適正管理をお願いする書面の発送など、状況や段階に応じた取組となっております。

中でも、空き地・空き家の所有者と利活用希望者をマッチングする空き地・空き家バンク制度につきましては、物件登録数及び成約数が毎年度上回るペースで増えており、成約金額は11月末時点で7,000万円を超えております。

中でも、利用希望者数は11月末時点で137人と、既に昨年度1年間の実績に届く勢いであり、総じて、空き地・空き家の予防・削減に大きく貢献しております。

○20番（豊田紀代美君） 小さな2点目、8月25日の熊日新聞の記事で、富山県上市町、0円空家バンクの件を知りました。10月4日、会派新志会、会派大政会の合同研修で、富山県上市町に0円空家バンクの視察に参りました。人口減少、空き家増加対策として、空き家解消特別推進事業の創設をされており、上市町の0円空家バンクを創設された事例を、議長のお許しをいただきまして机上配布をさせていただいております。新聞記事をちょっと御紹介したいと思います。時間がないので、答弁と私の質問も短くしたいと思います。富山県上市町が無償譲渡の可能な町内の空き家バンクを登録して、取得希望者に紹介する0円空家バンクを運営しているとあります。県外からの転入者が増えており、定住・移住につながっているということで、非常に多くの方に喜んでいただいている。例えば、自営業の32歳の方は、バンクで築73年の古民家を見つけて、それから京都府から移住をされ、風呂をリフォームして、費用は補助金で賄ったとありました。「町が間に入っているので安心して手続きが進められることができ良かった」とおっしゃっておいででございます。たくさんの老朽化した家が多いので、相続した人から早期に家を手

放したいという相談が非常に多く寄せられているということで、不動産業者が取り扱わない、無償だとしてもそういうことになりますので、マッチングがしづらいのをここに配布しておりますように、空き家提供者と住宅取得者の両者で話し合っ
てされる状態もあるということでした。提供する方には不用品分の費用など最大10万円、取得で引っ越しや手続きに係る経費を定額50万円補助、県外からの転入で中学生以下の子どもがいるなどの条件を満たせば、既存の補助金制度から最大345万円受けられる。経済的負担を抑えられることから0円空家バンク、これは建設課の金盛主幹、私たちに説明いただいた主幹のネーミングによるものだとお聞きをいたしました。2021年度には4.4倍にもなっていて、全国からの問合せが非常に多いということでした。倒壊の危機にある物件もこれで解消ができた
と御報告をいただきました。物件を提供する空家バンクは、全国の自治体で運営されているが、不動産の需要が少ない地域では、借り手や買い手が見つからないまま物件が残されるケースがあっ
て、無償譲渡に特化することで取得者が見つけやすくなり、危険な物件も迅速な処分につながったとあります。それとこの0円空家バンクの登録件数を増やすYouTube動画を作成しておられました。1本目が、「0円空家バンクを利用してみませんか？～空家の固定資産税の納税通知書が届いたら～」
ということでQRコードがございます。2本目も、上市町0円空家バンクの仕組みのQRコードを添付してあります。3本目も、上市町の空家バンクが生まれ変わるビフォーアフターでQRコードを添付してございました。こう
いうことで、この0円空家バンクを紹介いたしました。市長政策部長に御答弁をお願いしたいと思
います。

○市長政策部長（元田智士君） 上市町では、不動産会社の協力が得られなかったとい
うことで、業者の仲介を必要としない0円での取引を開始したと伺っております。

ただ、本市の場合は、土地・建物取引のプロである不動産業者が仲介することとな
っているため、物件を売る側も、買う側も安心して参加できるというメリットが
ございます。

議員御指摘のとおり、情報発信面においては、大いに学ぶべき点があると考えて
おりますが、上市町の0円空家バンクの成約数、それから人口規模もあり、本市よ
りも少ない状況ですが、テレビ、新聞など各種メディアで取り上げられております。

上市町の情報発信を参考に、これまでの成約実績や空き家改修の様子を積極的に
発信するなどし、これまで以上の方々に空き家・空き地バンクを利用してい
ただけるよう、本市も努めてまいりたいと思
います。

○20番（豊田紀代美君） 11月29日、上市町の今申し上げた担当者、建設課の金
盛主幹にお電話を申し上げました。視察の御礼と主幹の経歴等についてもお尋ねを

いたしました。県庁に2年間勤務後、上市町の建築、農林水産の技術士として、それから土木、固定資産税の担当後に建設課勤務で、県庁を含め24、5年となっておりますということでした。「当事者間での直接交渉は、トラブルはないのですか」というお尋ねをいたしました。金盛主幹が1級建築士と中古住宅診断士のライセンスを取得しているので、これまでに対応してトラブルは1件もないとおっしゃっておりました。「スーパー公務員の金盛さんが退職された後は、大変ですね」というお尋ねをいたしましたところ、「既に2人ほど育成をしております」と余裕で答えられました。11月30日は、北陸3県、新潟県、石川県、富山県を対象に、北陸整備局で事例発表をするということで、来年の2月には、滋賀県の全国空き家対策事例の発表を、この金盛主幹がされるということでお話をいただきました。上市町は、通常空き家バンクと0円空家バンクの両方を運営されており、また不動産会社は物件が無償だと取り扱わないので、0円空家バンクで運営をしたとお聞きをいたしました。本市の空き家対策は、年々成果が上がっていることは評価をいたしております。ただ、他の自治体で、例えば上市町の取組を研究されることは非常に重要だと思っております。3点目の今後の課題、早く御答弁を頂戴いたしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） 本市の空き家対策における課題について、大きく2点あると考えております。

1点目は、空き家が長期化しないための早期予防です。それから2点目は、空き家・空き地バンク利用者の更なる増加です。本市の空き家の数は、令和元年の調査によると約1,500件となっております。この状況を改善するためには、より多くの方に制度を知ってもらい、活用いただくことが必要です。そのため、議員御指摘にもありましており、より効果的な情報発信に力を入れてまいります。

空き家問題は本市だけではなく、日本全国に共通する課題であり、国も対策を急いでおります。本市としても、引き続き国による法改正などを注視しながら、問題の改善に取り組んでまいります。

○20番（豊田紀代美君） 本市の空き家対策についての成果と課題について、しっかりと捉えさせていただきました。会派新志会、会派大政会で視察研修した富山県の上市町の0円空家バンクについては、本市で取り組める事業だと考えております。国の法改正にも注視することはもちろんですが、上市町の事例を大いに参考にさせていただきたいと思っております。まずは、より効果的な情報発信から早急にお取り組みいただくことを要望いたしておきたいと思っております。できれば、今後総務常任委員会の方でも、是非議論を深めていただきたいと思います。

最後になりましたが、今回の一般質問は会派での視察研修、それから民生常任委

員会での視察研修から得た情報、優れた取組を御提案させていただきました。本市は子育て支援、空き家対策についても全国に誇れる取組をされておりますが、まだ課題はあります。会派や常任委員会の視察研修の成果についても、今後本市のお取組に活かしていければと思います、一般質問をさせていただきました。どうぞ今後ともよろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、山森悦嗣君の発言を許します。

○10番（山森悦嗣君） 皆さん、こんにちは。10番、会派彩里、山森悦嗣でございます。

今年の夏も昨年に続き非常に暑く、先月まで暖かい日が続いていました。ここに来て、ようやくこの時期らしい季節になりつつあります。国連の事務総長アントニオ・グテーレス氏が表現された言葉が、私には一番印象に残っております。「気候変動はここにあり、まさに恐怖であり、そしてそれは始まりにしかすぎません。地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したのです。空気は呼吸できないほどです。高温は耐えがたいほどです」と表現されておられます。今後、世界がどのように動いていくかが大きな焦点になるのだと思っております。そのような中に、国連気候変動対策の会議COP28がアラブ首長国連邦で開催しました。世界全体の気候変動対策の進捗を評価する初めての機会となり、各国の対策の強化につながるのかが焦点となり、気候変動対策の枠組みパリ協定の目標の対策の進捗を5年に一度評価する仕組みグローバル・ストックテイクが初めて行われ、国連は、世界の平均気温1.5度に抑えるためには、各国の削減目標が不十分だと指摘しております。まさに待ったなしの状況が続く中、各国のリーダーが地球の未来のために、今後どのような行動が取られるのか非常に重要だと思っております。

それでは、議長のお許しを得ましたので質問に入らせていただきます。今回は大きく4項目、1つ目は介護保険事業計画です。2つ目は国営基盤整備です。3つ目は旧豊野小学校周辺整備です。4つ目は企業誘致についてであります。

まずは、大きな1点目の介護保険事業計画期間が本年度で終了し、次期第9期計

画の策定に向けて現在取り組んでおられると聞きますが、これまでの介護保険制度の変遷等についてお聞きします。

○福祉部長（岩井 智君） 介護保険制度は、高齢化による社会保障費の増大と核家族化の進行や介護する家族の高齢化により、家庭内だけでは対応が難しくなった介護を地域や社会全体で支えること、介護が必要な方が自立した日常生活を送れるように支援することを目的として、平成12年4月に施行がなされました。

40歳以上の方から徴収する介護保険料と、国や地方自治体による税金で運営が維持され、サービス利用者は原則1割の自己負担額で、自らが必要とする介護保険サービスを選択して利用することができるという仕組みになっております。

少子高齢化が進む中で、高齢者の介護需要は増加傾向にあり、財源不足や介護を担う人材の不足など多くの課題を抱えております。

介護保険法では、このような社会的な変化に対応し、必要な制度やサービスが切れ目なく提供され続けていくために、3年ごとに見直しが行われており、社会情勢に合わせて最適なサービスを提供する仕組みづくりが進められています。

また、介護保険制度は平成12年の開始以降、地域密着型サービスの開始、地域包括ケアシステムの構築、介護予防・日常生活支援総合事業の開始、在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進など、その社会情勢に敏感に対応するための施策に取り組んできた経緯があります。

今後、団塊の世代の全てが75歳以上となる令和7年や、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する令和22年を見据え、現行の第8期計画では、地域で高齢者を支えていくことに重点を置いた改正となっており、本市においても、「やすらぎと幸せを実感できる宇城市」を基本理念に、介護予防と健康づくり、認知症対策等を重点的取組と設定しまして事業を推進しているところです。

なお、令和6年度から施行が予定されております次期第9期計画策定に関する進捗の状況ですが、有識者や被保険者で組織する介護保険事業計画等審議会において現在審議をいただいております、その内容については、国の制度改正や本市における地域課題を織り込んだ上で、パブリックコメントなどを経て、今後、年度内の策定を予定しております。

○10番（山森悦嗣君） 福祉部長の答弁にありましたように、3年ごとに見直しが行われ、今年度をもって第8期介護保険事業計画期間が終了するにあたり、これまで24年が経過していく中、平成12年以降、地域密着型サービスの開始、地域包括ケアシステムの構築、介護予防・日常生活支援総合事業の開始、在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進と様々な施策に取り組んでこられたとありました。私の祖母もこの制度が始まる以前、認知症になり、私の両親も大変苦勞をして介護をして

いたのを記憶しております。その後は、ようやく施設の方に入居でき、両親も少しは楽になったと記憶しております。先ほど部長の答弁で、今後やってくる令和7年には団塊の世代の全てが75歳以上になり、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上に到達すると見据え、「やすらぎと幸せを実感できる宇城市」を基本理念に、介護予防と健康づくり、認知症対策等を重点に取り組み、事業推進をしていくということで、今後も本市において少子高齢化の一途をたどっていく中で、多くの課題があり大変かとは思いますが、市民の方々が最適なサービスが受けられるように努めていただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入ります。(2)の第8期介護保険事業計画期間における保険給付費の状況についてお尋ねします。本年度は第8期計画の最終年度であるが、近年の保険給付費の推移と本市の介護保険財政状況についてお聞きします。

○福祉部長(岩井 智君) 第8期の保険給付費の状況についてお答えします。

本市の介護保険財政は令和4年度決算の状況では、第8期計画に掲げる介護保険サービスの量の見込みに対しまして、新型コロナウイルス感染症の影響と思われるサービス利用控えや、計画当初に整備予定でありました民間事業者による介護医療院の創設が遅れたことなどの影響、または介護予防サービス事業への積極的な取組などにより、全体的な実績額は前年度比で減少しております。

傾向としましては、要介護認定者数が減少したことにより、介護サービス等諸給付費が減少しました。その反面、要支援認定者等が増加したことによる介護予防サービス諸給付費が増加している状況でございます。

介護保険制度は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの保険料と、65歳以上の第1号被保険者の保険料、併せて国や地方自治体による税金などにより運営がなされております。

当該年度の予算は、介護保険法第117条に規定されます地方自治体の介護保険事業計画に記載するサービスの量の見込み等に基づき算定され、当該年度の決算において精算される仕組みとなっており、65歳以上の第1号被保険者から納付いただいた介護保険料については、仮に余剰金が発生した場合に、被保険者の方々それぞれに還付を行うことは極めて非効率的でありますことから、毎年度介護給付費準備基金に積立てを行っております。

なお、令和4年度決算における介護給付費準備基金のこれまでの累積の積立額ですが、約16億7,000万円程度になると見込んでおります。結果的にはございますが、黒字経営が続いている状況となっております。

○10番(山森悦嗣君) 65歳以上の被保険者から納付いただく介護保険料について、余剰金が発生した場合に被保険者に還付を行うことは極めて非効率的であるとのこ

とから、介護給付費準備基金に積み立てているとの答弁がありました。その介護給付費準備基金の積立額は約16億7,000万円程度の見込みであり、そして経営も黒字が続いている状況とのことでもあります。この約16億7,000万円の基金が妥当かどうかは、私も分からないところではありますが、今後のことを考えると致し方ないような額になっているのかなと思います。このことを踏まえて、次の(3)の質問に入ります。

次期第9期計画期間における介護保険料についてお尋ねします。物価高騰が市民生活に大きく、重く影響している現状において、介護給付費準備基金の取り崩しも視野に入れ、保険料の減額を検討すべきと考えますが、市の見通しについてお尋ねします。

○福祉部長(岩井 智君) 本市の介護給付費の将来的な推計なのですが、少子高齢化の進行などに伴い、この給付費の増加は避けられない状況となることが推測されます。

国は、所得が高い65歳以上の高齢者の介護保険料を増額する方向性であります。また、高齢化が顕著に進行している現状において、支払い能力に応じた負担の仕組みを強化し、所得が低い方の保険料の増加を抑制することにより、介護保険制度の持続性を高めることを基本方針としております。

本市においても、直近の高齢化率が既に35%を超えており、全国平均より早い速度で高齢化が進行している状況の中で、国の示す案を参酌しながら、自治体ごとに定める65歳以上の保険料については、現在、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等審議会において協議をいただいている状況であります。

現在の本市介護保険財政状況については、先ほどお答えしましたが、様々な要因により介護給付費の支出は結果的に第8期計画の見込量を下回ったことから、介護給付費準備基金に積み増しをしているような状況にあります。

来年度からの次期第9期の介護保険料については、第1号被保険者の負担の平準化と制度運営を持続可能なものにするために、その設定は中長期的な視点を持ち、慎重に判断をすべきではないかと考えております。

一方で、昨今の物価高騰が家計を圧迫している現状については、当然ながら考慮すべきであり、制度の持続可能性と併せて熟考しながら、保険料を設定していきたいと考えております。

○10番(山森悦嗣君) 本市において、高齢化率が既に35%を上回っており、全国の平均よりも早い速度で高齢化が進んでいるとの答弁でありました。現在の審議会において審議がなされているという答弁でありましたが、その結果は尊重すべきと思いますが、介護保険料設定に関して市長にお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 高齢者の世帯のみならず、全ての世帯において物価高騰の影響は大きいと考え、宇城市では様々な対策を実施してまいりました。

介護保険料の基準額設定については、現在、審議会委員の皆様にご審議いただいております。その答申をいただいた上で判断したいと考えております。再三の山森議員の基準額引下げの指摘がっておりますが、今回、介護保険料基準額を下げる方向で検討してまいります。

○10番（山森悦嗣君） 市長の答弁にありましたように、基準額を引き下げるという方向で検討してまいりますと意見がありました。ちなみにではありますけれども、本市は令和5年度の月額6,300円で、県内市の平均が6,121円となり、お隣の宇土市が6,060円であります。できれば宇土市並みぐらいの介護保険料に下げただけだったらと思っておりますので、今後の審議会においての最終的には市長の御判断に委ねたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。2番目の国営基盤整備についてお尋ねします。これまでも各議員の方々が質問をされておられます。（1）の施設園芸で使用する水道水についてお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 本市干拓地域の施設園芸用水は、水質・水温が安定している地下水に依存してきましたが、平成6年度の大干ばつ以降、地下水の塩水化が進行し、用水源として使用できる井戸も限られてきています。

この地域では、いつ塩水化が発生するか分からない不安な状況の中で営農されており、行政には、以前から施設園芸用水確保に関する対策が求められてきました。

これを受け、これまで県市においても、雨水貯留施設、妙見水源給水スタンド、砂川河川共同水槽など、実現可能なものは真摯に取り組んでまいりましたが、まだ抜本的な課題解決には至っておりません。

本事業では、稼げる農業実現のため、施設園芸作物の規模拡大も目標に掲げています。

現在、施設園芸用水の現状をより詳細に把握するため、本事業区域内の施設園芸農家154戸を対象に、聞き取り調査を実施しているところであります。

調査途中ではありますが、現在まで聞き取りした中では、自前井戸、共同井戸、共同水槽、雨水貯留、水路・河川水、水道水が用水源であること、また、日に何往復もする水の運搬やそのままでは使えない塩分濃度の高い水の希釈など、営農努力により何とか現状が維持できていることも分かりました。

中には、個々の経営努力には限界があり、労力削減、コスト低減のためにも、良質の水源確保やパイプライン化を望むとの声も聞かれました。

一方、現状の自前井戸で満足している、費用負担が困難、後継者がおらず営農を

継続する意向がないなど、新たな対策は求めない声もありました。

このように、用水対策は、地域ごと、個別経営体ごとに実状が異なるため、対応を慎重に検討する必要がありますし、本事業では、費用負担の公平性を確保する観点から、実施できる用水対策には限りがあるとも感じています。

ただ、水質改善や新規水源確保を求める声があることは国も承知しており、用水課題の解消が営農計画の目標達成、本事業の成功にも深く関わっているため、現在、課題解決に向けて関係機関一体となり、検討を進めているところであります。

○10番（山森悦嗣君） 経済部長の答弁にあったように、本事業では、稼げる農業実現のため、施設園芸作物の規模拡大も目標に掲げているという答弁でありました。施設園芸で栽培する以上、雨が降ろうが晴れていようが、水は必ず必要であります。記憶に新しいのが、昨年の台風14号です。ハウス等の被害はありませんでしたが、そのときのフェーン現象で根の水分が奪われ、根が傷み、その後花の質が悪くなり、結果、収量に大きく影響しました。これは水稲も同様であり、このようなとき時間に関係なく、作物に応じて適切な液肥を冠水できるかが大きなポイントになります。少なくとも国営基盤整備事業が完成するまでには、新規の水源確保のためにも、私自身もどのようにできるか探究していきたいと思っております。今月19日に国会の方に陳情に参ります。そのときも国会の方ではこの状況は把握されておられると思いますが、再度この水問題に対しては要望していきたいと思っております。

そこで再質問ですが、所管の上下水道局にお尋ねします。市が運営する上水道または簡易水道の水道水を、施設園芸等の農業用水として使用することはできないのか。利用できる場合、料金はどれくらい発生するのかお聞きします。

○上下水道局長（福田真治君） まず、水道事業者が事業経営を行う際には、一般的にあらかじめ事業計画を立てて、国または県の認可を得る必要があります。この事業計画を立てる際に、必要水量である計画一日最大給水量の計算を行い、井戸等の水源を確保するとともに、施設規模等を決定していきます。また、計画一日最大給水量の算定にあたっては、用途としまして一般家庭、学校、旅館、官公署、病院等の人数を基に算定いたします。この際に、農業用水を算定基礎に入れることは可能です。

本市の水道事業においても、このような方法で事業計画を立て、計画一日最大給水量の算定を行っておりますが、現在、農業用水は算定基礎に入っておらず、水道水の使用目的として想定しておりません。このため、現状のまま農業用水として大量に使用してしまうことがあれば、一般家庭等への生活用水が不足するおそれもございます。

こうしたことから、水道加入者が、水道水をどのような目的に使用されるかは自

由でございますが、現状では、水源の水量及び施設能力に余裕があるわけではありませので、農業用水としての大量使用がある場合は、使用を控えるようお願いしているところでございます。

なお、仮に農業用水として使用した場合の料金算定については、一般家庭等と同じ計算方法となり、メーターの口径、使用水量に応じた算定になりますので、当然水道料金が発生するというところで御理解いただきたいと思っております。

○10番（山森悦嗣君） 今の答弁で大体内容は理解しましたが、最近の農家さんの考え方も大分変わってきてまいります。と申しますのも、やはりこの温暖化、特に夏場ですね、非常に暑い中での栽培に苦勞されております。そういった中に水は必ず必要であり、こういったときに使うかが一番課題でもあるわけでありまして。そこを個人個人の考え方のずれもありますけれども、その方は、やはりここはポイントと思った栽培に今取り組んでおられると認識しております。こういった農家が今後ますます増えてくると私も思っております。守田市長は「本事業ができたのちには、農家さんの中から1億円プレーヤーが出てくるのを楽しみにしています。どんどん稼いでいただきたい」と申されていたのを、私も記憶しております。もちろん私もそのとおりだと認識しているわけでありまして。宇城市から農業を経営する方が少なくなり、農地がある限り農業での栽培管理で、今までの常識を今後覆していく時代が来ていると思っております。そこで、農家の経営が良くなっていくものと信じております。私も10年前に、栃木県に本社があります株式会社誠和に視察に行きました。当時、丸トマトで10アール当たり36トン、高糖度トマトが20トン収穫されておりました。まだ施設ハウスができて3年足らずのときだったと覚えておりますけれども、それから10年経って丸トマトが10アール当たり70トン、高糖度のトマトがちょっと把握しておりませんが、おそらく20トン以上は採れていると認識しております。そのようなところで研修生も含め、寮生活で栽培の技術を学んでおられる方もたくさんおられます。そういった最先端の栽培を視察に行かれるのも悪くはないと思っております。今後、可能な限りの聞き取り調査をまとめて、本事業に進めていただきたいと思っております。

それでは、次の3番目の質問に入ります。旧豊野小学校周辺整備についてお尋ねします。（1）旧豊野小学校グラウンドについてお聞きします。旧豊野小学校跡地のグラウンドをフルに活かしてもらいたい。豊野防災拠点センターができ、これまでの行事が旧豊野グラウンドに移りつつあります。春は桜マラソン大会、夏はふるさと祭り、今年は旧豊野グラウンドで開催されました。とてもにぎわって、祭り自体は大盛況になりました。秋には運動会、今年は雨で中止でしたが、旧豊野グラウンドで開催する予定でありました。これも旧豊野小学校グラウンドに今後整備され

たなら、運動会あたりもおそらく旧豊野小学校グラウンドでできるのではないかと
思っております。これまでの催しが、旧豊野小学校グラウンドを利用できる空間を
整備していただきたいと思っております。健康づくりで皆さんが楽しめる空間がで
きたらと思っております。そして、旧豊野小学校グラウンドの外周を少し思い出し
てください。豊野防災拠点センターを前に、もう児童館は廃止になりましたけれど
も、今建っている児童館の前を歩いて小学校のプールの横を歩いていくと、保育園
側に上って上に歩道があります。その歩道を東側に歩いていくと、トレーニングセ
ンター側に向かいます。小学校グラウンドに今小学生が野球をされているバックネ
ットがあります。その裏を歩いていく道があります。そこを歩いていくと、今度は
その下から階段が上っているところに出ます。そして小学校体育館の前に行く道が
できております。そしてそこにはネットも張っており、給食センターの前もネット
が張っております。この外周を健康ウォーキングといった感じに、早々整備する必
要はないかと思えますけれども、一部整備していただければ、中でいろんな催し事
ができていてもその外周はみんなが楽しんで、そして歩ける、そして健康につな
がっていく場所になっていくと思っております。こういったことを踏まえて、今回の
質問をお聞きします。

○市長政策部長（元田智士君） 豊野小学校は、平成25年に小中一貫校として豊野中
学校敷地内に移転し、グラウンドは市民に一般開放されております。

敷地内の体育館、給食センターは、昨年1月本市で活動しています女子バレーボ
ールチームのフォレストリーヴズ熊本へ貸与し、練習拠点として活用されています。

旧豊野小学校の跡地は、豊野町の中心部で公共施設も集積していることから、そ
の立地を活かし、にぎわいが創出できるような空間づくりを目指しているところで
ございます。具体的には、地域資源を活かした健康の増進や食の魅力化、また、コ
ミュニティが創出できるような空間づくりを、ほかの自治体でも地域活性の実績が
ある民間事業者を現地に招き、助言を頂いているところです。また、それらを最大
化できるよう、実績がある民間企業との共創を模索してまいりたいと思えます。

○10番（山森悦嗣君） 是非、この実現に向けて今後前向きに検討して、そして市長
政策部長からの良い報告を待っております。

それでは、次の（2）の質問に入ります。豊野町農業者トレーニングセンターに
ついてお尋ねします。本年第1回の定例会において一般質問しておりましたトイレ
の改修について、再度お聞きします。

○教育部長（豊住 章君） 農業者トレーニングセンターは、昭和61年建築で37年
が経過しており、老朽化が進んでいる状況です。

このような中、まずはトイレの洋式化を計画しておりましたが、それ以外にも、

老朽化に伴う雨漏りや照明機器の不具合、外壁の劣化などもあり、トイレの改修に限らず、不具合箇所を含む総合的な点検による施設全体の改修が必要だと考えています。

○10番（山森悦嗣君） 豊野クローバーズが主に練習の拠点として利用されており、11月に保護者からの問合せで、夜間のバレーの練習中に照明の不具合で一時真っ暗になり、復活するまで相当な時間がかかったと言われ、保護者から連絡がありました。早速、豊住教育部長に問い合わせ、対応していただき、豊住教育部長には大変感謝しております。ありがとうございました。先ほど部長の答弁にありましたように、今後は総合的な点検による施設全体の改修が必要と認識されておられます。そこで、市長にお聞きします。先ほど申したとおり、本年第1回の定例会の中で一般質問をしたときに、守田市長は「今後、トイレの洋式化を含めた改修を前向きに検討します」と発言してもらいましたが、再度、今定例会の一般質問で、守田市長に今後の整備計画についてお聞きします。

○市長（守田憲史君） 令和6年度からトイレの改修をはじめ、施設全体の中規模改修を実施いたします。

○10番（山森悦嗣君） 守田市長、ありがとうございました。改修にあたっては、クラブチームの練習または試合の予定があると思います。そのときには監督、保護者への説明はしっかりと行っていただきますようよろしくお願いいたします。豊野クローバーズは創部9年目で、このバレーチームをつくったいきさつを少し述べたいと思います。現在指導されておられる方が、社会体育になる前に動こうと思って創部をされておられます。自分の娘さんもおられるといったのも1つの理由だそうです。立上げ当時はどこも練習試合の相手を知れなくて、つらい日々が続いていたそうです。指導されておられる方が、当時全国準優勝した合志の監督、現在の信愛中監督に頭を下げて、そして練習方法を指導してもらったといういきさつがあります。その後、結果が出てきたと言われ、現在に至っている状況でもあります。これまでの実績としまして、2018年県のベスト4、2019年県のベスト4、2020年県で優勝されております。2021年ベスト8、2022年コロナ陽性のため棄権されております。今年、2023年県ベスト4です。そして九州大会のベスト8、非常に素晴らしい成績をこれまで残してこられております。そして、来年は県のチャンピオンになりますと力強く言われておられました。トレーニングセンターは2階もあり、見やすいとの評判でもあります。今後も皆さんから愛される施設として利用できますよう、改めて市長にはよろしく願い申し上げます。

それでは、次の（3）に入ります。豊野町児童館についてお尋ねします。これまで旧豊野小学校敷地内にある豊野町児童館で実施されていた学童保育所が、市道を

挟んで隣接地である旧豊野町老人福祉センターに移設され、学童施設と駐車場を整備されましたが、その後、周辺整備は計画されているかお聞きします。

○福祉部長（岩井 智君） 旧豊野町児童館は昭和55年に建設され、築43年が経過している施設です。そのため老朽化が進行しており、また平成28年の熊本地震の際にも躯体に被害を受けたため、応急的な補修を行い、昨年度まで学童保育所として活用してまいりました。

施設がそのような状態でありましたので、昨年度、熊本地震で使用された仮設住宅の県産材を再利用した新学童保育施設を、旧豊野町老人福祉センター跡地に建設し、今年度から豊野保育園の移管先法人である社会福祉法人千隆福祉会にその運営を委託しております。

新学童保育所施設周辺には、旧豊野小学校グラウンド及び豊野グラウンドがありますが、豊野学童保育所の児童がグラウンドを利用する際には、移動時における安全確保及びグラウンドで活動する児童を見守るための放課後児童支援員の同行が必要となるため、屋外で活動する機会が減少していることは認識しております。

昨年度であります、市では下校後に学童保育所までに至る横断歩道のカラー舗装や見通しを阻害している樹木の伐採など、対象児童の安全対策を実施してきておりますが、更なる周辺整備については、学童保育所を運営する社会福祉法人と負担面も含めて、今後協議をしていきたいと考えています。

○10番（山森悦嗣君） 昨年度は緊急に対応していただき、横断歩道のカラー舗装や樹木の伐採等に取り組んでいただき感謝しております。伐採された場所については駐車場にしてほしいとの要望です。そして、学童保育所の前の広場は、子どもたちがボールを蹴ったりして過ごしていると伺っております。この広場から外に出ないような対策を取っていただきたいと思っております。これは保護者からの要望であります。広場と申しておりますが、少し保育園側に傾斜になっております。見た感じ非常に危ないような感じがしますので、できたらフラットに、平らにさせていただけたらと思っております。あとはグラウンドに近い状況で、子どもたちが遊べる環境をつくり上げていただけたらと思っている次第であります。どうぞそのような要望を踏まえ、今後に向けてしっかりと周辺整備につなげていってもらえたらと願っております。

最後の質問に入らせていただきます。4番目の企業誘致について、（1）企業誘致の進捗状況についてお尋ねします。特に市では、昨年度から企業誘致に活用できる用地の情報提供等を市民に呼び掛けているが、その登録状況や企業の反応はいかにかお聞きします。

○市長政策部長（元田智士君） まず初めに、企業誘致の状況につきまして、立地協定

を締結した件数は、前の9月議会で豊田議員それから坂元議員に答弁した内容から、1件増の3件となります。その投資予定額は5億6,700万円となっております。

次に、議員から御指摘のありました民間用地の登録は、現在15件となり、その内容は、私たちが企業訪問時に、宇城市の立地環境をPRする際に貴重な資料として活用させていただいております。その結果、企業からの問合せや現地視察を希望する声も出てきております。

本市は、熊本そして九州の中心に位置し、インターチェンジも2か所有することから、アクセス面では大変優れた立地環境にあります。

私自らも何度か上京し、半導体関連企業や物流関連の本社を訪れて、本市の立地環境をPRしてまいりました。その際の企業の声から、本市のポテンシャルの高さについては一定の手ごたえを感じております。

議員の地元である豊野町にあります登録用地は、13ヘクタール超とひと際広く、またインターチェンジにも近いことから大型誘致の候補地として期待しております。

引き続き、企業の多様なニーズに応えられるよう登録用地の数を増やすとともに、その魅力を発信し、1つでも多くの投資案件を獲得できるよう、企業誘致を進めてまいりたいと思います。

- 10番（山森悦嗣君） 説明いただいた中で、11月末時点での立地協定は3件、投資予定金額は5億6,700万円との答弁がありました。先般の9月定例会中に各議員に企業誘致の視察があり、最初に向かったのが松橋町古保山でした。既に立地協定が結ばれ、DOWAエコシステム株式会社とアクトビーリサイクリング株式会社の両者が締結され、令和7年4月に営業開始予定となっているとの説明がありました。その後、豊野町山崎にあります13ヘクタールの土地を視察し、今後県にも働き掛け、企業誘致に取り組んでいくとの説明がありました。大変期待しているところでもあります。最後に向かったのが、松橋町豊福にある株式会社ケイ・エム・ケイです。既に新工場として開業されており、工場内を視察させていただきました。最新機種を導入され、より高難度品の製造に取り組み、最先端技術で会社経営をされておられます。そして地元採用を優先し、新規雇用にも努められていると報告がありました。本市の雇用促進にもつながっており、今後期待される分野の1つかと思っております。市長には、本市の更なる発展のため、今後も積極的に企業誘致を進めていただきたいと思っております。

これで一般質問はほぼほぼ終わりますけれども、昨日のNHKのテレビの放送を見られた方もこの中にはおられるかと思っております。自給率38%、日本の危機、牛乳・肉はどうなるかと題して、シリーズ2回目ではありましたけれども、ここは北

海道の話でありました。私もちょうど1か月ぐらい前に、月に1回農業の勉強会に行っております。その中である方が言われたのが、北海道の酪農家の話でした。その方は、経営はうまくいっておられる。と申されたのも、今、生乳が1リットル当たり89円から134円だそうです。開きが45円程度あり、その方は高品質そして乳牛の乳の出も良いということで、ほかの酪農家とほぼ8万円から9万円ほどは売上げが違うと言われていたそうです。月に換算しますと300万円弱になります。年間にしますと3,000万円相当になります。この開きが何でこういう同じ北海道で生まれているのか。昨日のテレビを見られた方はびんと来られるかもしれませんが、飼料の問題です。ただ単に飼料がどうのこうのではありませんけれども、そこに使う肥料が一番重要になってきます。その方はもう既に6、7年前からそういった取組をされており、現在、結果が出ている状況であります。当時は、周りの人はなかなかそこに賛同をすることはなく、今までどおりの飼料の取扱いをされていたと伺っております。ただ、その方が余りにも周りの酪農家が潰れていく、そして経営難に陥っていく状況を見ると、非常に胸が苦しいと言われ、その先生に相談されたそうです。何が言いたいかと申しますと、やはりここで使われたのが単肥の肥料です。化学肥料です。いかに根に吸収しやすく、そして牧草もほかと違って年に3回、4回、5回と刈り入れることができます。そういった中で、もちろんそうやって育てた牧草は牛のお乳にも影響してきます。やっとうこういうことが分かりつつある中で、何が今後大事かと申しますと、温暖化が続く中で、どういった肥料を栽培すればどういった収益が上がるのか。先ほど栃木県の話もしましたけれども、そこも単肥肥料を使っております。こういった栽培が、どんどん日本の農業に発展の兆しをもたらしてくれるものと私は信じております。去年、一昨年ぐらいに肥料の高騰が続きましたけれども、まさしく自前にある肥料はありません。堆肥に代わる、あるいは有機肥料に代わる肥料を農水省は進めているわけでもありますけれども、現状はそういった肥料の栽培が一番農業には適しているということが、よくこの辺で分かってくる時代が来たのかなと思っております。あとは、農家1軒1軒、思いも違いますし、考え方も違います。そういった中でいかに稼げるかを目指して、今後私も追究して、また結果が出たらこの場で報告したいと思っております。特に、夏暑いときの水稻の栽培の根本的なことすらも、今後変わりつつあります。これは来年試してみようかと思っておりますので、引き続き頑張っ、農業の方も続けていきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、山森悦嗣君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番、高橋佳大君の発言を許します。

○13番（高橋佳大君） 皆さんこんにちは。13番、彩里、高橋佳大です。通告しておりました案件につきまして議長のお許しがありましたので、大きく4つの質問をさせていただきます。

まず、先ほど山森議員から気候について少しお話があったと思いますが、私も少しだけ触れてみたいと思います。今年の夏は、例年にない暑さだったと思われる方がほとんどだと思います。1月から10月までの平均気温が、1940年から観測史上過去最高となり、2023年が記録上最も暑い年が確実だと発表されました。また、海面水温が上がるエルニーニョ現象が、少なくとも来年4月までは続く見通しと発表されました。世界的な気温の上昇を招くことが多く、今年より2024年がさらに高温になる可能性があるとして、WMOは警戒をされております。気温が上がれば様々な現象を引き起こし、暖気と上空の冷たい空気の寒気が接する前線が活発になり、積乱雲が発生しやすく大雨になるそうです。県下も今年、甲佐町、御船町、山都町が豪雨に襲われ、山都町では橋の崩落もあり、甚大な被害が出ました。本市も直近の豪雨災害といたしまして、平成28年6月豪雨で、時間雨量136ミリの降雨量で、松橋本庁周辺が冠水したことは記憶に新しいと思います。議会といたしましても、市民の生命・財産を守るべく、長年の懸案事項としており、そのような流れから、9月に内水対策を主眼とした内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致に関する調査特別委員会を立ち上げました。まだ、手探りの状態で会議を重ねて方針を進行していこうと思っております。ここで、改めて当時の被害の状況を聞きたいと思い、本市で大雨時に浸水する箇所は何か所くらいあるのか、あればその対策はされているのかをお伺いいたします。

○市民部長（黒崎達也君） まずは、市民部からお答えさせていただきます。

近年におきましては、先ほど議員のお言葉にありまして、平成28年熊本地震後の6月20日から21日にかけて、松橋町で最大1時間降水量136ミリを記録した豪雨が記憶に新しいことだと思います。そのときに発生しました家屋等の浸水被害を事例として説明いたします。

本日は、議長のお許しを得て議員の皆様の机の上に、そのときの浸水被害件数が20件以上集中しております区域を図示したものを配布させていただいております。

A4の横版になります。

被害件数は、家屋等の消毒作業実施件数を参考にしておりますが、宇城市全体で500件ほどございました。そのうち20件以上の浸水被害があった箇所は、宇城市全体で7か所に上ります。特に多かったのが番号⑦になります明神川周辺の70件、続いて番号③の不知火小学校付近の55件、また番号⑤の松橋郵便局そば松橋交差点付近の31件、番号⑥になります大野区きららの31件となっております。

以上が、平成28年6月豪雨により浸水被害が多かった箇所になります。

○**土木部長（平木恵一君）** 土木部では、ただいま報告のありました平成28年の浸水被害のうち、特に被害の大きかった大野川、明神川周辺の浸水についての原因を調査しましたところ、次のような状況が浸水原因ではないかと考えられました。

まず、降水が局地的であり、過去の記録にない降水量であったということ。大野川の水位が上昇しており、内水の排水ができなくなったこと。明神川の流下能力の不足により、大野橋付近が溢水し内水の排水ができなかったこと。以上が考えられました。

その後、市では県と協力しまして、特に大野川、明神川周辺では、以下の排水対策を行うこととしました。

まず市では、市役所南側の排水ポンプの排水能力の増強、臨時の自家発電装置の設置、通報システムの設置を行いました。また、県へは県管理の大野川、明神川の河川改修の促進を要請いたしました。具体的に述べますと、市では市役所南側に設置してありました大野地区排水機場のポンプ4基を平成28年度に1基、令和2年度に4基増設し、9基体制としております。最大毎分約93トンの排水能力となっております。併せまして梅雨時期には、停電等の不測の事態に対応できるようリースの発電機も設置いたしております。

次に県におきましては、県管理の河川であります大野川、明神川が特に下流域において流下能力、流速や水位が潮の干満の影響を受け、大きく変動する河川となっております。そこで両河川において、大野川広域河川改修事業として流下能力の改善を行うこととしております。令和7年度の供用を目指して、明神川では大野橋の架け替え、拡幅のために、現在、仮橋りょう拡幅歩道の工事が実施されております。さらに、明神川河川掘削総合流域防災事業として令和3年度から令和4年度にかけ、大野川と明神川が合流します大野川河川改修記念公園から国道266号にかかります大坪橋の区間及び上流にかけて、堆積土砂の掘削や河積を阻害しております樹木の伐採等を行う河川工事が行われております。

今後も県へ事業推進の要望は続けてまいります。市でもこれらの対策を続けていくことで、浸水被害の改善は図られていくのではないかと考えております。

○13番（高橋佳大君） 今回の答弁をいただく前に、打ち合わせ会のときに応接室に部長、課長クラスの人が十何人ぐらいおられまして、部屋を間違えたのかと思って私は入って行きました。いつも2、3人の方と打ち合わせ会をするのですが、これは大変なことになったかなと思ったのが今の感想でございます。それはさておきまして、答弁で、被害件数は家屋等の消毒作業実施の件数で、市全体で500件ほどあり、20件以上の浸水被害があったのは全体で7か所。特に多かったのが、明神川周辺の70件、不知火小学校付近の55件、松橋郵便局そば交差点付近の31件、大野区きららの31件となり、松橋町周辺の被害がかなりあったことの方が分かります。また、その被害の対策としては、市役所南側にあった大野地区排水機場のポンプ4基を平成28年度に1基、令和2年度に4基増設して、現在9基体制で、最大毎分約93トンの排水能力、停電等のリースの発電機も設置されており、浸水の原因としては記録的な降雨量、大野川の水位の上昇、明神川の流下能力の不足などがあり、対応策としては、市既設のポンプの早期能力の増強、大野川、明神川の改修の促進、県も2級河川であります大野川、明神川の大野川広域河川改修事業として、河道の拡幅や明神川河川の掘削、統合流域防災事業として令和3年度から令和4年度にかけて、大野川と明神川が合流する区間から上流にかけて、堆積する土砂の掘削や河積を阻害している樹木の伐採など工事がされたとあり、数多く対策をされていることが理解できました。今回、私たちが特別委員会をつくる背景には、大野川の水位の上昇が1つの原因であると見受けられます。それで、内水の排水対策ができないとあり、それならば大野川と明神川の合流する地点辺りに遊水地をつくったらどうかと、我々会派彩里で思いまして、そのモデル地区として、神奈川県鶴見川沿いの遊水地多目的機能を持つ広場の横浜公園に視察に行ったのが、事の始まりでございます。国交省の方々から説明を聞きながら、遊水地と総合グラウンド双方が並行してできれば、得策は感じましたのは事実でございます。しかしながら、今の答弁をやはり聞いておりますと、遊水地場所の河川も県の管理下でもあるし、県もそれぞれの対応策をされている様子で、動向を見分けながらクリアしなければならぬハードルの高さもあり、そう簡単には実現も可能ではないと思っております。議論を重ね、今後の課題として皆さんと委員会の方々と一緒にいきたいと思っております。

次の質問に入ります。それでは、小さな2番目の野球場を含む総合グラウンドの誘致についてです。本市には、野球場を含め総合グラウンドがないため、内水対策に絡めたグラウンド建設について今後の考えをお伺いいたします。

○市長（守田憲史君） 総合グラウンドの建設については、今後のまちづくり、場所の選定そして財源の問題など重要な案件を含んでおり、内水対策まで含めると、少な

くとも300億円以上の膨大な事業規模になることが考えられますので、議会の内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員会の御意見を踏まえながら、宇城市民の議論を待つところでございます。

- 13番（高橋佳大君） 市長、答弁ありがとうございます。なかなか厳しい事業ではあります。内水対策まで含めると、少なくとも300億円以上の膨大な事業規模になると考えられ、調査特別委員会の意見を踏まえながら、市民の議論を待ちたいとの答弁でございます。300億円以上の事業なら、市の約1年間の予算規模になり、少し気が遠くなる金額で大変厳しい事業だと受け止めております。またこれも今から委員会の委員の方々と、内水対策には多少理解はされているようですが、この案件に対しては不透明で規模的にも大きすぎて、今後委員会の中で十分な議論を重ね、共有していくことに決定いたしました。これから煮詰めてまいります。しかし、あくまで内水対策が主眼で、対策のその先に何かあるのかまだ未知数で、検討の段階でございます。現在進められている事業を含め、対策は遊水地建設に限定せず、多目的に活用できる幅広い議論を重ねていきたいと思っております。

次の質問に入ります。大きな2番目の不知火美術館についてです。令和4年4月3日に、新たに不知火美術館・図書館がリニューアルオープンして1年と数か月が経ちます。来館者も当初の予想より大幅な人数で推移しているとのこと。これもひとえに指定管理者のCCCさんが管理運営をされ、今までの経験実績、創意工夫の結果だと思えます。来館者が増えることは大変喜ばしいことですが、美術館の障がい者の入館で、本人及び介助者における観覧料については2分の1の減免制度がありますが、障がい者にとって数少ない楽しみの趣味の1つだと思えます。そこで、福祉の充実を図る本市の施策の一環として、全額免除することはできないかをお伺いします。

- 教育部長（豊住 章君） 不知火美術館は、令和4年度から指定管理者制度を導入し、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が施設の管理運営を行っています。

不知火美術館は、民間活力の創意工夫により、令和4年度の年間延べ来館者数31,111人を記録し、令和元年度と比較し約1.8倍の実績を残すことができました。

不知火美術館は、条例及び規則において観覧料を定めておりますが、必要に応じて減額又は免除しております。その内容は、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び戦傷病者特別援護法に基づく各種手帳の交付を受けている者並びにその介護者が当該手帳の確認を受けて観覧する場合、観覧料の2分の1を減免するものです。

なお、令和4年度の障がい者等における観覧料減免の実績については、109件

です。

多くの市民の皆様が美術館へ来館することは、芸術文化に触れる機会をつくり出すことにつながります。文化と伝統が息づいたまちづくりを目指すためにも、障がい者及びその介助者における美術館の観覧料については、今後、県内の美術館及び博物館の状況を踏まえて、前向きに考えてまいります。

- 13番（高橋佳大君） 不知火美術館は、令和4年度年間31,111人で、令和元年度と比較して約1.8倍の実績で、その中で障がい者等における観覧料減免の実績は109件とあります。条例及び規則において観覧料を定めてはいるが、必要に応じて減額又は免除しているとのこと。ここら辺に少し疑問を感じておられる人がおられると思います。なぜかといいますと、やはり介助者がいなくて交通機関を利用されて苦勞して行かれたとき、本人も介助者も同一、同等で、介助者がいなければその分を本人に免除するのが普通だと思われております。その辺の改善も是非必要ではないかと思っております。昨年の来館者数を見ても109件、全額免除されても数万円ぐらいの予算で済みます。市も今後、県内の美術館及び博物館などの状況を踏まえ、前向きに考えていきたいとのこと、是非よろしく願いいたします。また、答弁はいいかもしれませんが、昨年と今年で約50万人の来訪者があったと聞きます。今のままだと、ただ本市に対する経済効果は実際は見えにくく、単に本市の紹介と市の見栄えが良くなるぐらいかと思えます。もったいない気がいたします。これからもっと来館者が増える予想もあり、管理者とコラボをされて公民連携事業を画策され、三角町の世界遺産の三角西港とをつなぐ動線で、地域の活性化、稼ぐまちづくりを展開されることはいかなるものなのでしょうかということを望みまして、次の質問に入ります。

3番目の土地改良についてです。1949年に制定された土地改良法によってできた農業を営む人たちの組織です。ほ場の整備や農業用のため池、農道、水路など、様々な土地改良の維持など、同法に基づいて設立された法人です。また、水土里ネットと呼ばれる愛称の意味は、水は、農地に供給されている用水を意味としていますが、地域用水機能を内包しており、防火用水など水を通じて地域内のネットワークが形成されています。土は、農地で用水によって地域の貴重な生態系が保全されており、里は、農村環境など日本の原風景であり、そこに人の手が加えられたことにより二次的自然環境があり、人々の生活空間となり、都市住民にとっては癒しの空間ともなっております。豊かな自然環境を保全していく上で、様々な役割を担っているのが土地改良区です。本市も合併して約20年になります。各町の土地改良区の現状をお伺いいたします。

- 経済部長（浦田敬介君） 土地改良区は、農道、水路等の農業用施設の維持管理を行

政に代わって自ら実施することを目的として、県知事認可の下に設立された団体であり、本市管内には7団体設立されております。

高橋議員御承知のとおり、特に近年は農業者の減少、高齢化、農村地域における都市化・混住化、農産物価格の低迷など厳しい農業情勢が続いており、そのことから組合員の脱退も著しく、それに応じて組織体制を維持するのも困難になりつつあります。

第6次熊本県土地改良区統合整備計画には、県内の6割を超える土地改良区において、職員1人体制であることが懸念として指摘されています。さらに、これから先、土地改良施設の資産評価や複式簿記会計の導入等、更なる課題に取り組まなければならない現状を危惧し、組織運営基盤の強化を視野に入れた相互の連携の構築を行う旨も記されております。

本市の土地改良区も、全て規模が小さく、どれも本来の役割が十分に発揮されていない現状にあります。受益面積に伴う経常賦課金では、土木技術などの専門職員が雇用できないことが大きな要因であるようです。

特に、職員がいない2団体では、組織運営が機能していないため、農業者の減少、後継者不足などにより、老朽化している施設の補修、更新が放置され、管理が粗放化しつつあります。

農業を取り巻く環境はまだまだ厳しいものがありますが、生産性の高い農業の実現するためには、脆弱な組織体制を立て直すことが、喫緊の課題であると認識しております。

○13番（高橋佳大君）本市管内では7団体で設立され、近年は農業者の減少、高齢化、農産物の価格の低迷など厳しい農業情勢が続いており、組合員の脱退なども著しく、組織体制を維持することも困難になりつつあるとあります。また、本市の土地改良区も全て規模が小さく、どれも本来の役割を十分に発揮されていないのが現状で、受益面積に伴う経常賦課金では、土木技術などの専門職員が雇用できないとあり、2つの団体では職員がいないため、組織運営が機能しておらず、老朽化している施設の補修、更新がされず管理体制が不十分だとの答弁もあります。今の情勢を聞いていると、そうならば、やはり組織の脆弱な体制を立て直すには、7団体が1つになり、合併して強じんな組織運営に方向転換をさせる必要があると思います。土地改良区が現在、あるいは将来懸念される課題について統合整備を進めることによって、会社を縮小につなげることとなります。

そこで、小さな2番の質問ですが、合併して一本化への検討が是非必要だと思いますが、そうするならば時期はいつ頃なのか。また、合併するにあたり障害となるのは何かをお伺いいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 土地改良区が合併することにより、受益面積の拡大による財政基盤の強化、専任職員の配置による効率的な農業用施設の維持管理体制、重複賦課金の解消など組織運営の基盤が強化されると考えています。

現在、三角町土地改良区、松橋町外一ヶ町土地改良区、下益城南部土地改良区及び小川町土地改良区の新設合併に向け、積極的に関与し、土地改良区間の合意形成に向け協議を行っております。

今後の予定としましては、本年度末までに合併の基本事項となる統合整備計画書を樹立し、各土地改良区の総代会において説明し、承認を経ます。承認されれば令和6年9月に合併予備契約締結に併せ、各土地改良区の維持管理計画書及び定款の変更認可など、土地改良法の定める法手続きを行います。

県の認可いかんによりますが、令和7年4月の新土地改良区の発足を目指しています。

なお、議論を重ねなければならない課題として、施設の保有状況に応じた公平な特別賦課金の算定、あるいは、団体に求められる役割を実現できる管理体制の構築が挙げられます。

今後も事務的な課題も含め、土地改良区間の細部調整を行ってまいります。

○**13番（高橋佳大君）** 土地改良区が合併することにより、受益面積の拡大、財政基盤の強化、専任職員の配置、効率的な農業用施設の維持管理の体制、重複賦課金の解消など運営の基盤が強化されるとあり、現在、三角町土地改良区、松橋町外一ヶ町土地改良区、下益城南部土地改良区、小川町土地改良区の4つの新設合併に向けて、市も積極的に関与し、合意形成の協議。予定としては、本年度末までに合併の基本事項の統合整備計画の樹立、各区の総代会への説明、承認を経て、令和6年9月に合併予備契約締結、順調にいけば令和7年4月の新土地改良区の発足を目指すとあり、是非進めてもらいたいと思います。合併されない3団体も、時間をかけて説得されることを期待いたします。何か原因があるのか、障害があることが見受けられます。合併することによって運営で業務分担が可能になり、組合員からの様々な相談事に対しても対応ができ、統合により役員数の合理化、事務所の統合により運営費・設備の合理化、将来的には賦課金の軽減にもつながることができるようです。また、複数土地改良区に農地を所有する組合員は賦課金諸手続き、広域など一本化されることにより、負担の軽減にもつながります。また、反面といたしまして、合併することによって土地改良区全体が遠くに感じてしまうというような、そういう身近に感じられないような欠点も何かあるようでございます。また、重ねて今回合併を見送られました3団体の改良区にも、時間をかけて説得をされ、障害になっているのが何か、問題提起に努力されることを期待いたしまして、次の質問に入り

ます。

それでは、4番目の小川中学校についてです。令和5年8月28日、小川中学校の新校舎が完成しました。市長、教育長、地域住民、学校関係者など多数の参列者で祝福をいたしました。私の孫も登校しております。すばらしい校舎を建築していただいた本市には、心から感謝を申し上げます。約半世紀にわたって、旧校舎も熊本地震で大きく被災し、老朽化と、私が総務文教常任委員長の時3階の天井コンクリートが崩落するなど、委員会ですぐに現場に視察に行った経緯があります。たまたま学校が連休で休日だったので、けが人もなかったことが幸いだったと記憶に残っております。新校舎は最新の技術を駆使し、特色として生徒一人一人が自ら考え、表現していける学校の整備をされております。また、今までとは違った取組は、駐輪場からあゆみ坂を上って、雨の日など傘をさして濡れて上っていたところを、駐輪場から屋根づたいに直接階段を上って、濡れずに校舎に行けるようになっております。大変喜ばしいことでございます。そしてこれは私個人の考えではございますが、今回新たに設置された登校階段は高さがあるゆえ、直線階段であるため少し危険な気もいたします。両袖に手すりはあるものの、自転車通学者が一度に通る階段でもあるため、階段の中央にも手すりが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） 小川中学校の駐輪場から校舎へと続く階段は、基本構想作成時に、現在、生徒と車両が通行するあゆみ坂の状況を踏まえ、安全対策の観点から、歩行者と自動車の動線を分離する目的で設置が決定したものです。

実施設計にあたっては、生徒の安全性を考慮し、建築基準法に基づいた設計を行っております。

しかしながら、階段の形状については、高橋議員の御指摘のとおり、64段の直線階段で、高さは11.5メートルと高く、転落等の防止策を必要とする階段と認識しております。

議員御提案の階段中央への手すり設置については、設計段階において業者等と検討した経緯はありますが、文部科学省から通知されている学校施設における事故防止の留意点についてに基づき、生徒が手すりの上を滑って遊ばない対策に配慮して、設置を見送ることとしました。代替策として、転落防止のため踊り場に柵を設置したり、踏み外しを防止するため踏面を着色したりするなどの安全対策を施しているところです。

当面は、現状のまま使用していただき、使用する中で安全面において改善点があれば、学校の意見も聴取しながら、安全性の向上に向け、適切な対応に努めてまいります。

○13番（高橋佳大君） 確かに中央に手すりがあれば、生徒が手すりに上って遊ぶ心配があり、またけがでもしたら大変なことになってしまうのも事実かもしれません。学校や生徒たちの意見を聞きながら、考えるのがいいかもしれません。名物のあゆみ坂と代わり、新しくできた登校階段。今後、数十年間で何万人、何十万人の生徒が往来で利用する他校にはない珍しい登校階段です。生徒たちには新校舎ももちろんですが、登校階段も大事にされて、楽しい中学校生活を送ってほしいと思います。80年の長寿命化計画で建築された建物でございます。その途中で小規模改修などをされることもあります。それだけにやはり生徒の方々にも、皆さんも、地域の方々も、やはり町が中学校を大事にされるような子どもたちに新しい学校だ、いい学校だと言える学校でありますので、子どもたちにも大事に大事に学校施設を使ってもらうことを、保護者の皆様方にもひとつ私たちからも呼び掛けていきたいと思っておりますけれども、皆様方周知のとおり、全員でやはり子育てはしていかなければならないと思っております。地域全員で子育てはしていかなければならないと思っております。是非、そういうところの教育の在り方をいま一度考えながら、私の今日の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、高橋佳大君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後2時39分

第 3 号

12月5日 (火)

令和5年第4回宇城市議会定例会（第3号）

令和5年12月5日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

2番 四海公貴君	3番 村上真由子君
4番 河野真理君	5番 吉良邦夫君
6番 田中美君君	7番 嘉古田茂己君
8番 原田祐作君	9番 永木誠君
10番 山森悦嗣君	11番 三角隆史君
12番 坂下勳君	13番 高橋佳大君
15番 溝見友一君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員（2人）

1番 坂元大介君 14番 高本敬義君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 井住寿宏君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 平木恵一君

教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	坂本優子君	市民部次長	岩竹泰治君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	星津章博君
教育部次長	米田年宏君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	西村光代君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	園田弥生君	財政課長	田尻勇樹君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、4番、河野真理君の発言を許します。

○4番（河野真理君） 皆様、おはようございます。4番、会派暁の河野真理です。まず、先日11月26日に、私の子どもたちも通った宇城市立当尾小学校の当尾小まつりが、保護者、地域の方々の御協力により、コロナ前の活気を取り戻しました。今回からは先生方は関わらず、完全に保護者、PTAと地域の方々、老人会、婦人会の方々の御協力のみで開催され、テレビニュースでも取り上げられました。コメンテーターの方も絶賛されておりました。当尾小に通う近所のお友だち家族も、「親子で大変楽しんだ。地域のおじいちゃん、おばあちゃんのパワーはすごい」と言っておりました。私と子どもも楽しんだ当尾小まつり。熊本地震やコロナ禍でなかなか復活できずにおりましたが、今年は5年生が体験する稲刈り、餅つきも代わりに、当尾校区の方々が餅つきをし、お餅をプレゼントするにとどまりましたが、今年は見事に全学年で復活でき、保護者も地域の方々もこれまでの先生方の尽力を十分理解し、感謝できた一日でした。11月4日開催のふるさと祭りにも高校生のボランティアが多数参加してくださり、実行委員会と商工観光課の方々の綿密な打ち合わせ、企画、準備は、素晴らしいものでした。ダンサーのSAMさんもゲストで来られ、宇城市が大いに盛り上がった一日でした。このふるさと祭りもテレビニュースで大きく取り上げられ、市外の方から根掘り葉掘り聞かれました。11月11日にも地域の方々の御協力の下、松橋地区民会議から始まったイベントわくわくフェスタが開催され、松橋地区の小学生が100人以上参加して大変盛り上がりしました。松橋高校生のボランティアも臨機応変にてきばきと仕事をされ、大変頼もしく、地域の方々と子どもたちの関わりが少しずつ増えてきており、大変素晴らしいと感じました。私が6月議会で発信しました10月29日に開催の空色マルシェにおいても、松橋高校生にフォトスペースのオブジェの御協力をいただき、当日も来園者のフォトブースでの写真撮影を高校生がしてくれました。若い力はもちろん、地域のおじいちゃん、おばあちゃんには本当に頼もしく、ありがたく、地域の発展には欠かせない存在です。今後とも地域の皆様方が楽しみながら、このようなイベントが開催できますよう御協力をお願いいたします。

それでは、溝見議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず1番の本市のPRについてです。昨今、各自治体はSNS等の発達により、YouTubeやインスタグラム等を利用し、PR活動を行っています。市のPRとしてされているわけではないでしょうが、今一番有名なのは、安芸高田市の石丸市長と議員とのやり取りが見られるYouTubeではないでしょうか。このYouTubeのおかげで政治に興味のなかった方々が、政治に興味を持ち始めています。本市もSNSを利用してPRされており、他自治体と比べても熱心に発信されている印象です。今の本市の状況と成果をお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） ソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSとは、登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービスです。

本市でも市民への情報発信や市の魅力を広くPRすることを目的に、主に8つのインスタグラムアカウントと3つのLINEサービス、YouTubeは公式チャンネル1つを運営しております。また、今年5月に母子・子育て支援アプリUki星のサービスも加わりました。フォロワーの総数は延べで約32,500人になります。

この中で、平成26年に最初にサービスを開始した市公式LINEは、現在の登録者数が10,667人と最も利用が多く、毎週水・金は市のイベントなどの情報発信、災害発生時は緊急情報等を発信しています。

さらに、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用しまして、LINE拡張ツールを12月1日から本格稼働いたしました。市公式LINEでは、情報発信ツールの役割を果たすだけでなく、市民窓口のオンライン化に向けた運用を始めました。現在、国民健康保険の一部手続きや空き家相談会の予約など、13の業務がLINEでできるようになっており、本年度中には22の業務が追加導入を予定しているところです。

SNS等の利用者と双方向でコミュニケーションができるという特性を活かし、市のPRはもちろん、市民サービスの向上にもSNS等を活用していきたいと考えております。

○4番（河野真理君） 私も数か月前、母子推進員の会議でUki星の紹介があり、登録しました。Uki星は子育て情報に特化しており、出産を控えた方や乳幼児のいる家庭には欠かせないアプリです。保育所の申込み方法や期間、また児童手当、医療費助成制度など、子どものいる家庭なら必ず知りたいことが書いてあり、また、子どもが発熱したり、病院に連れていくべきなのか、様子を見るべきなのか分からないときに、電話でまずは相談できる大変ありがたいアプリです。休日でも夜間でも対応してくれます。今から結婚、出産を考えている世代、お孫さんのお世話をしている世代、幅広い世代に便利なアプリです。是非登録してほしいです。子育て世

代にとっても優しいと思います。宇城市の公式LINEも、広報ウキカラがポストに入る前に見られる記事もありますし、とても便利です。先日も友人が記事に出ておりましたので、記事をスクショして送ったところ、宇城市公式LINEの存在を知らなかったとのことで、宣伝しております。このように、まだまだ知らない方もたくさんおられますので、私も微力ながら宣伝していきます。LINEはとても便利ですが、先日もLINEヤフーが情報漏えい44万件というニュースもありました。LINEユーザーは9,900万人と言われておりますから、44万という数字が少数と思われるようですが、あつてはならないことです。リスクを理解し使用していきましょう。

次の(2)の質問です。私も地味にインスタをしておりますが、フォロワーは吹けば飛んでいく200人程度です。フォロワーは増えるのも怖いので厳選しております。ほぼ、おいしいお店を探す機能や推しの投稿を見る目的で使っておりますが、時々投稿してみたりもしています。投稿した後、写真が全く映えていないことが恥ずかしく、うまく使いこなしていない感がすごいので軽く後悔したりもします。インスタは、若い子はほとんどと言っていいほど利用しており、インスタ映えの写真や動画を撮るのがとても上手です。若い子の多くはテレビを見ず、インスタやYouTubeから今の話題を得ています。その影響でYouTubeに広告を出す企業も増えております。そのほかTikTokという若い子に人気のあるアプリもありますが、こちらは何かと問題の多いツールなので今回はスルーします。本市もインスタ、YouTubeどちらも発信されておりますが、PRの状況を伺います。

○市長政策部長（元田智士君） 市が運営しますインスタグラムは、開設順に、UKI__smile、宇城市さしより野菜プロジェクト、不知火美術館・図書館、UKI NISUM、ukitrip__official、宇城市空き家・空き地バンク、ふるうき、uki-recruitの8つがあります。

このうちフォロワーが最も多いのは、不知火美術館・図書館で3,487人。施設のサービスやイベント情報を発信しています。次いで、ふるうきが3,202人。一般の方が市内で撮影された魅力ある写真を投稿し、広報紙の裏表紙に掲載されているUKI__smileが2,828人です。

インスタグラムによる市外へのPRとしては、ふるうきが躍進しています。ふるさと納税や地元産品の紹介を目的として昨年11月に開設したアカウントで、毎月ふるさと納税の返礼品をプレゼントする企画の効果もあり、デコポンやシャインマスカットなどの産地としての市の魅力発信につながっています。

次に、市公式YouTubeについてお答えいたします。チャンネル登録者数は1,540人。平成27年4月の開設以来、投稿した動画数は109本。視聴回数

は265,707回となっています。

このうち、ウキピアノによるシティプロモーションで起用したピアノチューバーよみいさん、本人が登場する動画2本が80,000視聴、同じくよみいさんが作曲した市のイメージソング・ウキニズム～Uk i n i s m～を使用した動画21本が、96,000視聴と全体の7割弱を占めています。コメントでも、「演奏が宇城市の美しい風景とマッチしている」とか「宇城市の方々に末永く愛される曲になりますように」など、多くコメントが寄せられております。また、楽譜を公開したことで、ウキニズム～Uk i n i s m～を弾く動画を多くの方がY o u T u b eに上げられており、市のPRにつながっています。

一方で、その他の市公式動画は、残念ながら視聴回数が思うように伸びていないのが現状でございます。

○4番(河野真理君) ふるうき、uk i - r e c r u i tは知りませんでしたので、早速フォローしたいと思います。ピアノチューバーのよみいさんの動画は人気ですね。正午の音楽もよみいさんの楽曲で優しい気持ちになれます。よみいさんの動画、ウキニズム～Uk i n i s m～を弾いてみたシリーズが増えて、ますます視聴回数が増えたらいいなと思います。

それでは、(3)の課題と今後の方向性です。10月25日から27日の日程で、建設経済常任委員会で青森県へ視察に行っていました。その中で、十和田市に視察に行き、十和田産品販売戦略事業を視察研修したのですが、そこでは農家の方の6次産業化の支援、商品化の手助けを市が全面的にバックアップしてくれています。この戦略もとてもすばらしいものでしたが、今回はPRについての質問なので、この物産の質問はまた次の機会にしたいと思います。商品ができて、発信して周知されなければ意味がありません。良いものをつくって売れないという悲しい結果になります。しかし十和田市は、十和田市出身のものまねタレントのりんごちゃんが十和田・奥入瀬観光大使となり、SNSで発信してくれて観光にも売上げにも貢献されているようです。りんごちゃんは王林ちゃんと間違えられがちですが、H O U N D D O Gや武田鉄矢さんの真似をされる方です。りんごちゃんが流鏝馬をしたり、グリーンツーリズム体験で農業体験や農泊をしたり、方言で名所や名産や北国あるあるを歌われているのですが、その字幕がそのまま方言が載せてあって、結局何を言っているのか熊本人には分からないのですが、とても楽しい動画です。また、地元でY o u T u b eを配信されている市民の方へも支援をし、発信されております。インフルエンサーの方が紹介した場所や商品がバズる時代です。有名な方が訪れた場所は聖地となり、ファンが訪れ、使った商品、食べた商品を紹介されれば、それが爆売れます。かなりのフォロワーを持つ宇城市出身の方が私の頭の中

に2、3人ほど思い浮かんでおります。そのような本市出身のインフルエンサーの方に、PRをお願いしてはどうかお伺いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 本市では、令和3年に宇城市プロモーション大使を定め、第1号として松橋町出身のファッションモデルで、くまもと大好き大使でもある松村佳奈さんを市のプロモーション大使に任命し、市主催イベントへの出演による話題性の創出や、国内だけではなく海外に向けたSNSによる市のPRに貢献いただいております。

一方で、SNS等による市のPRは、各自治体が同じような取組を行う中で、効果を発揮する、多くの人の目にとまり市の魅力を伝えることは、なかなか難しいと考えています。また、動画や記事作成にかかる職員の労力も大きく、リアルタイムでの更新ができず、そのことがフォロワー数の伸び悩みやPRの成果が表れていない状況にもつながっています。

議員御提案の十和田市の事例を参考に、今後は各SNSが本市のPRに担う役割を明確にした上で、情報発信の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

○4番（河野真理君） 行政がつくる動画はどうしてもお堅い感じに仕上がっている印象になりますが、かといって、ふざけると炎上するかもしれないリスクもあります。私は個人的に、農林水産省のYouTubeが好きだったのですが、残念ながらその方たちの部署が異動になり、かなり忙しくなるとのことで一旦終了しました。真面目なお堅い職業の方たちが真面目にふざけて、日本の農林水産業のことを分かりやすく、また興味深く紹介していて、とてもおもしろいチャンネルでした。また、復活する日を待っています。PR効果はなかなか実感しづらいところもあるでしょうが、効果はやはり視聴回数で計るしかないですね。よみいさんのYouTubeはりんごちゃんを大きく上回っております。宇城市もかなり頑張っておられます。松村さんのインスタですが、特産品を紹介するような投稿は少ない印象です。本市在住のユーチューバーもおられますので、そのような市民にPRを募ったり、中高生など動画や写真を撮り慣れているような子たちにアイデアを募ったり、動画コンテストを開いてみたり、視聴回数を競ってみたり、そのようなアイデア、企画力を持った市民を巻き込んでPRすれば、うきうきする宇城市になると思いますので、検討をよろしくお伺いいたします。

それでは、次の2の質問、子どもを狙う犯罪についてです。最近、若者世代が詐欺や薬物等の犯罪行為に巻き込まれる事件が後を絶ちません。IT環境の向上、情報化社会の進化は、生活・教育環境などの向上・充実につながる反面、犯罪行為への悪用など、心配される面も多々あります。子どもたちには早い時期からの情報リテラシー・情報教育が重要であると考えます。子どもたちには将来被害者にも加

害者にもなってほしくはありません。子どもたちの携帯電話やスマホ、タブレット等の通信機器の所有状況と使用時間の状況についてお伺いします。

○**教育部長（豊住 章君）** 子どもたちのスマホや携帯電話、タブレット等の通信機器の所有状況について、令和4年度のアンケート調査の結果で説明いたします。

まず、スマホ所持率は、小学生で30.6%、中学生で76.7%です。次に携帯電話の所持率は、小学生で14.3%、中学生で9.2%になります。ただし、複数回答が可能な調査のため、スマホ・携帯電話の両方を所有している場合もございます。

また、パソコン及びタブレット端末の所持率については、小学生で40.4%、中学生で58.3%になり、パソコンとタブレットの両方を所有している場合や家族で共用している場合もあります。

スマホや携帯電話等の使用時間の状況については、昨年度の小学5年生及び中学2年生を対象とした調査結果によると、小学5年生で1日の視聴時間が、2時間未満は48.2%、2時間から4時間は31%、4時間以上は20.8%となっており、中学2年生では、2時間未満が34.7%、2時間から4時間が48.1%、4時間以上が17.2%となっております。

○**4番（河野真理君）** スマホ・タブレット等を合わせると小学生70%、中学生ほぼ100%と聞いていいかと思えます。あればつい長く見てしまう、それは大人も子どもも同じことでしょう。子どものスマホ・タブレットですが、新規契約時はほぼフィルターをかけますが、親が使っていたスマホをタブレット代わりにお下がりしたときなど、フィルターをかけ忘れることが多いです。親が使い方を指導しなければいけないのはもちろんなのですが、ITが日々すさまじい速さで進化していく中で、親世代が付いていけない部分もあると思います。親世代が想像もできないスマホを使った犯罪、事件に巻き込まれる可能性はあります。子どもたちが犯罪に巻き込まれないように、義務教育の早い段階から情報教育をはじめ、マルチ商法、消費者トラブル、薬物犯罪、ホスト問題等の周知、対策、教育が重要と考えます。成人が18歳になり、子どもたちはもう18歳からクレジットカードの作成やローンが親の同意なく組めるようになりました。お酒とたばこは二十歳からです。携帯電話の契約や部屋の賃貸契約もできます。悪い大人たちからしたら18歳の成人を騙すのは簡単なことでしょう。若いときは反論したり、ずばっと断ったりがなかなか大人に向かっては言えず、我慢することが多いです。純粹に育った宇城市の子が心配でなりません。大学進学をして、このように騙されて借金を抱えたり、おかしなサークルに勧誘されたりして、大学をやめざるを得なくなった子の話もよく聞きます。質問1で話題に上がったインスタなどにも、ダイレクトメッセージというメールを

送ってくる機能があり、知らない人から連絡が来たりします。ちゃんとした知識があれば、このような犯罪に巻き込まれる確率も減るでしょう。そういう目に遭っても、親に迷惑をかけたくないと相談もできない子もいるでしょう。学校教育における対策等の取組をお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 子どもたちが将来にわたって犯罪等に巻き込まれ、その被害者にも加害者にもならないよう、学校教育の段階から様々な対策を進めていくことは大変重要だと考えています。

学校教育における対策等については、各学校において情報教育年間指導計画を策定し、情報活用の実践力や情報モラルに関する教育、情報の科学的な理解を深める教育やプログラミング教育等の取組を計画的に進めています。

また、各学校においては、県と県警本部で取り組む情報安全出前講座や、県の安心ネットを活用し、児童生徒や保護者、PTAや教職員等に対し、講座や説明会を開催するなど、学校ごとに様々な取組を行っているところです。

教育委員会においては、これまで教職員や児童生徒及びその保護者に向けて、少年をアルバイト感覚で犯罪に加担さないための対策についてや、靈感商法等対応ダイヤルの広報用チラシの配布、また、性的な姿勢を撮影する行為等の処罰などに関するリーフレット周知等について、各学校に通知し、教育活動等に活用するようお願いしています。

また、児童生徒やその保護者が様々なSOSを出したいときの対応として、宇城市子ども安心コールの設置をはじめ、チャイルドライン番号周知カードの配布、リーフレット等を通して、子どものSOSの相談窓口や親子のための相談LINE等の周知を行い、相談体制づくりとその対応等についてサポートを行っています。

今後も、子どもたちを取り囲む様々な犯罪被害を未然に防ぐための様々な取組を進めてまいります。

○**4番（河野真理君）** 引き続き学校での指導、相談をよろしくお願いいたします。

再質問になりますが、子どもに対しての教育、相談は、教育部の説明で分かりましたが、学校を卒業した子や大人への対策は、どのようなものがあるかお伺いします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 市の広報紙において、消費者トラブル注意報という連載記事を毎月掲載し、詐欺など様々なトラブルに対して注意喚起を行っています。

今月号では屋根工事の点検手法について、先般の5月号では、「新生活でつまづかないために気を付けてほしい5大消費者トラブル」と題して、詐欺などの消費者トラブルを特集しています。

それと以前より、市庁舎新館1階に常設の相談所を設け、常勤の経験豊富な消費

生活相談員を2人配置しています。

具体的な相談に対処するには、消費者に関わる法律や制度、法改正の動きなどの知識が必要ですので、大変苦勞もいたしますが、きちんと耳を傾け一つ一つ誠実な対応を心がけているところです。

また、近頃の相談者の傾向として、若年層が増えてきているようです。若年層の相談は、高齢者とは異なり、高額化粧品購入、出会い系サイトを介した架空請求、オンラインゲームの高額課金、SNSを利用した副業詐欺、エステ契約のクーリングオフなど多岐にわたります。

このような状況を見ますと、相談件数が令和3年度360件、令和4年度389件と、今年度以降も徐々に増加傾向となっていくことがうかがえますので、相談体制の整備はさらに進めていかなければならないと感じております。

まずは、消費者トラブルに遭わないよう継続して啓発を行い、困難な相談内容にも的確に助言するなど、相談者に寄り添う活動を継続していきたいと考えております。

○4番（河野真理君） 令和4年度の相談件数389件、とても多い印象です。最近方言を使いこなした振り込め詐欺やフィッシング詐欺等、いろいろあります。犯罪グループもあの手この手で騙そうとしますので、完全に防ぐのは難しいと思われれます。しかし、騙される前に相談できる機関があったり、騙された後にも相談し、解決できる窓口があったら、本当に助かります。こちら詐欺師に負けないよう、日々ブラッシュアップしながら、指導、相談、啓発活動をよろしくお願いいたします。

次の質問です。3の子どもの平日休みについてです。前回の県議会でもこの話題が出ておりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、イベント等が再開されています。体験活動等に家族で参加することは、子どもの心身の発達に有意義と思われれます。日曜、祝日に勤務する保護者は、平日に休みでも子どもは学校があるため、このような活動に子どもと一緒に参加できないのが実情です。政府は経済財政運営と改革の基本方針2017において、地域ごとにキッズウィークを設定し、学校休業日の分散化、有給休暇取得促進等に官民一体で推進することとしました。また、本年6月の全国知事会の休み方改革プロジェクトチームにおいて、従業員が子どもの休みに休暇を取りやすくする環境づくりや、家族の休暇に合わせて子どもが学校を平日に休むことができる環境整備に取り組むことなどの提言がなされました。鳥取市では、昨年度からゴールデンウィークの合間などを学校休業日とし、連休を長期化する取組を進められています。愛知県の公立学校では、平日に学校外での体験や学びの活動を子どもが保護者等と一緒にいるとき、年に3日まで登校し

なくても欠席とならない制度です。ラーニング（学習）とバケーション（休暇）を組み合わせたラーケーションを創設し、今年9月から各校で順次スタートされました。熊本県でも人吉市が、家族の時間づくりプロジェクトとして、おくんち祭りが開催される10月9日前後に、市内全ての小中学校において学校休業日を設定されています。少子高齢化による労働力不足、男女共同参画の推進、所得税の年収の壁の見直しなどにより、夫婦共働き世帯は今後も増加すると予想されます。内閣府の男女共同参画白書によれば、2001年から2021年で約1.5倍に増加しています。多様な働き方に合わせ、休み方を選択し充実した余暇を過ごすことは、労働生産性の向上にもつながりますし、平日の方が宿泊施設や移動手段が混んでいないという利点もあります。このような取組、環境づくりは大切なことだと考えますが、本市の状況をお尋ねします。

○**教育長（平岡和徳君）** 本市としましても、社会を取り巻く環境や家庭環境の変化に伴いまして、子どもと保護者等が触れ合う時間、いわゆる家族の時間づくり、こういった環境づくりを積極的に行っていくことは、とても大切なことだと思っております。

そこで本市では、本年度から、児童生徒の親子との触れ合う時間を確保するためや、教職員の働き方改革等を考慮しまして、10月の第2月曜日、これはスポーツの日という祝日です。その翌日及び翌々日の2日間を休みとしまして、秋季休業日、つまり秋休みを設定したところですが、今、議員がおっしゃったような、そういった多様化した現在の状況に合わせた1つの取組と思っております。

○**4番（河野真理君）** さすが宇城市ですね、既に休業日がありました。しかし、2学期制になることで、秋休みができたのではないかとその当時思っておりました。こちら熊本地震やコロナ禍で授業日数が足りない時期等ありましたので、各学校でいろいろと検討された結果でしょう。

次の（2）の県の方針についてです。子どもと家族と一緒に休める環境整備について、熊本県では、県立学校の宇土中・宇土高では、本年度から夏休みの一部を分散し、10月下旬に祝日等を含め9連休とする取組を実施したと聞きました。県の状況、方針、また市の考えを重複しますがお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 子どもの平日休みについて、県教育委員会では現在、夏季休業日期間等の一部振替による取組を既に実施しているということで、本市においても、県の方針や今後の取組状況、また、他自治体の取組状況等の情報収集に努め、調査研究していきたいと考えます。

○**4番（河野真理君）** 本市の状況、県の方針、近隣の宇土中・宇土高の取組を踏まえて、今後の取組の展開、展望をお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） 先ほどと重複しますが、やはり子どもと保護者等が触れ合う時間、非常にこの環境づくりをすることは重要だと考えております。

本市におきましては、現在、設置している秋休みの継続に加えまして、県や他の自治体で取り組んでいる様々な内容をこちらの方で研究しまして、また、議員が言われたラーケーション等も様々な事例として受け入れながら、そういったものを参考にして本市における柔軟な学校運営の在り方について、今後も引き続き調査研究してまいりたいと思っております。

○4番（河野真理君） 平日休みについては、様々な働き方、家庭の事情等、いろんなケースがあると理解しております。子どもが成長する義務教育期間の9年間はあっという間です。親も一日一日を大事に、子どもと向き合っていきたいと思えます。後でもっと一緒に遊んでおけばよかったと多くの親が思うことではないでしょうか。本市で働く方々もスムーズに平日休みが取れるよう、環境づくりもよろしく願いいたします。平日休みを子どもたちの学びが豊かなものになりますよう、お考えいただきたいと思えます。

12月に入り、寒さが厳しくなってきました。インフルエンザ等の感染症がまた流行りつつあります。師走に入ると皆せわしく慌ただしくなります。日の入りの時間が早くなり、子どもたちの帰宅時間が既に暗くなってきておりますので、くれぐれも運転に気を付けられ、事故に遭わないようお願いいたします。また、乾燥し、火災も増えます。気持ちに余裕を持ち、残り少ない令和5年を健やかに過ごしてください。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、河野真理君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、三角隆史君の発言を許します。

○11番（三角隆史君） 皆さん、おはようございます。議席番号11番、会派彩里の三角隆史です。TSMCが熊本に来ることが決まってから、菊陽町及びその周辺の土地の価格が上がっている話を、報道やいまや日常会話においても耳にします。先日、用事があって菊陽町を車で通りましたが、車の量がとても多く、どこかしこで渋滞に遭遇しました。まだTSMCが開業していないにもかかわらずこの状態であるので、早急なインフラ整備をしないと、とてもではないですがもともとの住民の

方の不満は増大するのではないのでしょうか。また、台湾から来られた方たちも戸惑われるのではないのでしょうか。そこで、少し離れた我が宇城市に目を向けていただき、子育て支援にも空き家対策にも頑張っている、また野菜、果物がおいしい宇城市に住んでいただきたいものです。先日開催されましたもったいなかレストラン in 三角西港に、今度はTSMCで働かれている方たちにも声をかけたら、宇城市のPRにもなるのではないのでしょうか。もったいなかレストランは食を通じて、三角西港の価値がぐんと上がった感じがします。宇城の食材は誇れるものばかりです。いま一度自分の周りにある宇城市産の野菜、果物を味わってみて、宇城の食の偉大さを感じてみましょう。そうすることが農業に従事されている方に元気をもたらし、さらに良いものができるのではないのでしょうか。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく5点、三角西港について、地域振興について、教育振興について、行政区再編について、鳥獣対策についてを質問させていただきます。

まずは、大きな1点目、三角西港について質問をさせていただきます。三角西港の建造物について以前から気になってはいたのですが、老朽化も進んでいるとは思いますが、改修すべきところが至る所に見受けられます。特に、先日もったいなかレストランの舞台にもなりました浦島屋は、何度か使わせていただいておりますが、2階の手すりなど非常に危険な箇所もあります。そこで質問なのですが、こういった箇所の改修について工事の予定はあるのか、そもそも把握されているのかお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 本市が、三角西港内にある建造物の補修関係で、現在取り組んでいるのは、龍驤館の耐震補強工事になります。

進捗状況としましては、現時点で実施設計まで完了しており、国の補助が付き次第、工事に取りかかる計画です。

隣接する浦島屋など県所有の建造物につきましては、市が直接、建造物の補修を行うことはできませんので、県へ修復の要望を行っております。

なお、東排水路の石積みの修復工事については、県事業として令和6年度以降に着手される予定です。

○11番（三角隆史君） 三角西港の建造物は県所有で、宇城市が管理しているのは分かっております。ただ、宇城市に存在するがゆえ、もし改修が必要な場合、早急に県に連絡をし、しかるべき措置を取る必要があるのではないのでしょうか。世界文化遺産としての価値を落とさず、たくさんの観光客に来ていただくためにも、危険な箇所だけでも早急の改修をお願いいたします。繰り返しになりますが、先日もったいなかレストランも開催され、西港という価値が料理をさらにおいしくさせたと、

熊日の記事にも書いてありました。

次に移ります。歩道整備について。船が接岸できるようになった栈橋から西港までの歩道、駐車場整備が少しずつ進んでおりますが、ただ1軒だけ住宅が残って建っています。立ち退きのお願いをされていると聞いておりますが、その現状と歩道整備の進捗についてお伺いいたします。

○**土木部長（平木恵一君）** お尋ねの歩道整備工事とは、三角西港南側で、国道57号西側の海沿いで、県が実施されています港湾事業の三角港緑地整備事業（西港地区）のことかと思っておりますので、県宇城地域振興局土木部工務課に問い合わせましたので内容をお伝えいたします。

「海・人・空間をつなぐ場所」のコンセプトに基づき、現在整備中の緑地広場を中心に三角西港と待合所、穏やかな海と麓の緑をつなぐ場所としてデザインされているそうです。

整備中の緑地広場は、宇城市が整備した大型バスの駐車場を含め一連施設として、今話に出ております、県が整備中の普通車駐車場、ボードウォークや各種照明を備えております。完成後は三角西港の価値をさらに高めてくれるものと期待しております。整備に要しております県の予算は、令和4年度に3,000万円、令和5年度は5,000万円の予算で、令和6年度以降も継続する予定でございます。

現在の進捗状況としましては、令和5年度末までに普通車駐車場の一部を暫定供用したいと思っております。

県としましては、世界文化遺産登録による観光人口の増加への対応や三角西港地区の保存・活用に寄与するため、迅速に対応していくとのことのお答えでありました。

これからも整備中の緑地広場が早期に全面的に供用開始できますよう、県との協力を続けてまいりたいと思っております。

○**11番（三角隆史君）** 三角西港に観光客を呼び込むためには、歩道の整備、駐車場の整備が必要と考えます。今後、イベントや結婚式の前撮り、マルシェに対応するためにも、歩道、駐車場の整備を確実に実行していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。トイレの整備について。三角西港公園内のトイレはきれいに整備していただき、非常に使いやすく喜ばれていると思っておりますが、宇土寄りにあるトイレが老朽化もあり、また和式ということで、非常に使い勝手が悪いので改修してほしいという要望も挙がっております。ここも県の所有ということは承知しておりますが、市の方から強く要望していただかないと県も動かないと思っておりますので、そのあたりどうなっているのかお聞かせ願います。

○**三角支所長（佐藤幹雄君）** 三角西港は、県により施設の保存・復元及びそれらの利活用を通して港湾の歴史や重要性を認識してもらうこと、また、当時の計画や技術

を学び将来に活かすことを目的として、昭和60年度から三角港西港地区港湾環境整備事業を実施されています。

議員がおっしゃるトイレ、三角西港の3号トイレも、県の港湾環境施設であり男子トイレが小便器2基、大便器和式1基、女子トイレが大便秘器和式2基、多目的トイレがあり、平成10年7月に供用開始されております。

完成から25年が経過しており、建築材料が腐食等によって劣化が生じている箇所も見られます。

本市は、県から3号トイレを含む三角港西港地区港湾環境施設の管理業務を受託し、契約に基づき軽微な修繕は行っているところですが、大規模な修繕や改修となると県において施工されることとなります。

今後も、三角西港は、毎年多くの観光客が訪れ、本市にとっても重要な観光資源であることから、県に対し施設の状況報告など連携を密に取りながら、施設の改修等を要望してまいります。

- 11番（三角隆史君） 本当に西港に観光客を呼び込もうと思うのならば、そこにあるものが安全な状態、きれいでないと、人はそこにまた行こうという気になれないと思います。台湾の方々には三角西港に非常に興味を持っていらっしゃると思います。今後、来訪が期待される台湾の方々をお迎えするためにも、早急なトイレ整備をお願いしたいと思います。

次に移ります。今後の振興策について。令和5年度で桜屋が三角西港の海運倉庫、ムルドルハウスから撤退されると伺っております。世界文化遺産三角西港の今後の非常に心配される所です。そこで、令和6年度より宇城市としていろんな仕掛けをしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

- 経済部長（浦田敬介君） 当該施設群は、本市の観光拠点と位置付けておりますので、周辺一帯も併せた活性化を振興策の基本としております。

これまで、民間活力の活用を前提として進めてまいりましたが、今後も同様に、民間事業者様をはじめ、周辺住民の皆様のご協力をいただき進めていきたいと考えております。

本定例会において、市観光物産協会を指定管理者として指定したく、上程させていただいたところであります。

市観光物産協会はこれまで、国内はもとより、外国人の旅行者いわゆるインバウンドを呼び込むために、国の補助金を活用した西港の案内板の多言語化に取り組まれたり、小川の町並みの文化財の案内板を新設され、その案内板も多言語化をされるなど、その行動力と発信力は目を見張るものがあります。

また、当協会は市内の事業者様が多く加入され、多種多様な人脈と本市の特産物

の生産者ともつながりがあられます。先般の指定管理者の入札時においても、飲食店の参画についての御提案もあり、にぎわいの創出も併せて期待しているところがあります。

現在コロナ禍が落ち着き、訪れる方も徐々に増えつつありますので、先月は好評いただきましたもったいなかレストラン、今月は「くまモンとかくれんぼ」と題し、くまモンとコラボした事業を開始する予定としております。

今後はこれまで以上に、行政の枠にとらわれない発想の転換が重要ではないかと考えております。

- 11番（三角隆史君） くまモンを使ってどんどん西港を盛り上げていただければ、非常にありがたいことだと思います。宇城市の中で三角町の人口減少が一番甚だしい状況です。先日、東京宇城市会に参加させていただきました。三角町出身の方々とお話をさせていただきましたが、皆さん口を揃えて今後の三角町を心配されておりました。また、三角町で住民の方たちとお話をすると、「このままではいかん」、何とかせんといかん、「このままでは終わるぞ」、これがもう三角町の皆さんの合言葉になっております。皆さん地元を愛するがゆえ憂いておられ、活性化へ向けての突破口を探しておられます。この突破口は三角西港が生まれ変わることはないでしょうか。三角西港ならではのいろんな仕掛けをしていき、たくさんの方々に足を運んでいただき、お金を落とさせていただく仕組みをつくることこそ、活性化への第一歩と信じています。今、行政と民間と力を合わせて共に頑張っていくときです。よろしくお願いいたします。

次の大きな2番に移ります。地域振興について。まず戸馳の振興についてお伺いします。戸馳花の学校、若宮海水浴場の指定管理、また改善センターと令和5年度をもって閉園になる戸馳保育園のその後をどうするのかなど、戸馳における市が果たすべき課題は多くあると思います。いろいろとお伺いしたいと思うのですが、前回、前々回も質問しているということなのでなかなか質問しにくいのですが、若宮海水浴場の今後の整備についてお尋ねをいたします。

- 三角支所長（佐藤幹雄君） 若宮海水浴場は、平成8年度に、これまでのキャンプ施設に自動車にて乗り入れが可能なオートキャンプ場10か所、シャワー棟、トイレ、炊飯棟、管理棟を追加し、青少年の海洋研修施設としてオープンしました。また、海水浴ができる海岸は戸馳漁港海岸区域内であることから、戸馳漁港海岸環境整備事業を活用して護岸や砂止堤、緑地広場の整備を行っております。

令和5年度の海水浴場の利用者数は、ゴールデンウィーク期間と7月から8月までの2か月間オープンし、6,921人と前年と比べ約2,200人の減となりました。

施設内の状況は、毎年、大雨や台風等により海岸に流木などの漂着ごみの対処に苦慮しており、また、打ち寄せる波の影響で海岸の砂の流出や、海岸へ下りる階段の石張りが剥がれ落ちるなど被害を受けております。

来場者が不快な思いをしないよう、また、安全・安心に海水浴等を楽しんでいただくために、限られた予算の範囲内で対応しているところでございます。

今後も、海水浴場の運営を委託する事業者と連携を取りながら施設内の環境美化に努め、大規模な改修が必要となったときは関係部署と協議を行いながら施設の維持管理に努め、自然豊かな景観を保つことで集客増につなげてまいりたいと考えております。

- 11番（三角隆史君） 限られた予算ということで非常に大変だと思うのですが、私も戸馳の若宮海水浴場に從事されている方とお話をしたのですが、非常にやはり流木に困られているということで、燃やして対応しているとか、そういうことを聞きました。今の異常気象というか夏場は、本当に流木で泳ぐ人が非常に危険な目に遭う場合もありますので、どうかこの流木に対しては、限られた予算からちょっとはみ出てもいいので対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。戸馳も三角西港、三角東港同様、たくさんの人たちが来ていただくポテンシャルは持っております。そのポテンシャルをどう活かしていくのかが問われています。戸馳におきましては、若い能力がどんどん芽を出そうとしております。こういった若い力にも目を向けて、民間活力と力を合わせて戸馳が人が訪れたい島になることを願います。

次に移ります。企業誘致について。宇城市における企業誘致についての現在の実績、見込み、課題についてお伺いいたします。

- 市長政策部長（元田智士君） 企業誘致の状況につきまして、立地協定を締結した件数は、9月議会で豊田議員、坂元議員に答弁した内容から1件増の3件となります。その投資予定額は56億5,700万円となっています。

次に、市の方針につきましては、今年2月に宇城市企業誘致戦略を策定し、その中で3つのターゲットを示しています。

1つ目が、半導体関連企業をはじめとする高付加価値企業。2つ目が、九州・熊本を中心に位置し、複数のインターチェンジを有するアクセスの良さを活かした物流関連産業。3つ目が、既に市内に立地している地元企業の事業拡大や機能拡大の支援でございます。

現在、企業誘致を取り巻く環境は、TSMCの進出を契機とする半導体関連企業の投資活発化に加え、2024年問題に端を発する物流業界の動きなど、またとない好機を迎えております。

一方で、企業誘致は県内の他の自治体をはじめ、日本全国の競争であることから、引き続きスピード感をもって、全力で取り組んでまいります。

○11番（三角隆史君） 宿泊施設の誘致にも全力で取り組んでいただきたいと思います。インバウンド需要が高まっている中、宇城市にもたくさんの観光客が来られています。そういった方々を逃さずに宇城市に泊まっていただき、お金を落とすいただき、商工業を元気にすることも非常に重要なことだと思います。どうか企業誘致の方も今後とも全力で頑張ってくださいと思います。

次に移ります。スポーツ振興策について。人口5、6万人の自治体において、大抵が総合グラウンドを持っていると思いますが、合併して間もなく20年を迎えようとしている宇城市において、そろそろ機運が高まっていいと思いますが、市はどうお考えでしょうか。私は、個人的に言わせてもらおうと、勝手に機運が高まっております。

○市長（守田憲史君） 昨日の高橋議員への答弁と重なりますが、総合グラウンドの建設については、今後のまちづくり、場所の選定、そして財源の問題など、重要な案件を含んでおり、内水対策まで含めると、少なくとも300億円以上の膨大な事業規模になることが考えられますので、内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員会の意見を踏まえながら、宇城市民の議論を待ちたいと思います。

○11番（三角隆史君） 300億円以上の膨大な事業規模となることなので、本当に慎重にしないといけないと思いますが、ただ総合グラウンドをつくってくれと言っているわけではありません。先日の高橋議員の質問と被るところもありますが、昨今、特に梅雨時期に降る大雨は、地球温暖化の影響で想定をはるかに超える大雨をもたらす、いろんな災害をもたらしております。そういった災害を起こさないように、しっかりと準備する必要があります。そういったわけで、災害をもたらすような大雨に対応した総合グラウンドの建設を求めています。内水氾濫が起こりやすい場所において、排水機場をつくるのもいいかもしれませんが、それには建設費用、維持費用もかなり掛かるはずで、それで想定を超える災害を止めるかは、甚だ疑問です。それよりも遊水地を伴った総合グラウンドの方が、はるかに想定を超える災害に対して有効ではないでしょうか。特別委員会も設置されましたので、十分に議論を重ねていただき、前向きに動くことを望みます。経済の面でも、立地の良い宇城市にグラウンドをつくることは有意義なことだと思います。総合グラウンドができれば、大会、合宿などが多く行われることでしょう。宿泊施設の必要性も高まり、商工業の発展にもつながります。費用対効果を考えてみれば、すごい経済効果をもたらすのは想像に難くないことです。どうか宇城市経済発展のためにも、総合グラ

ウンドの建設に向けて動いていただきたいと強く思います。

次の大きな3番に移ります。教育振興について。まず、学童保育について質問します。宇城市において学童保育の在り方は様々ですが、宇城市における学童保育の運営主体、運営の仕方や課題についてお伺いいたします。

- 福祉部長（岩井 智君） 放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下に、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の主体性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成につなげる事業でございます。

事業の実施主体は市町村ですが、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるかとされております。

本市の状況としましては、現在16か所の学童保育所があります。そのうち社会福祉法人が運営している学童保育所が6か所、保護者会が運営している学童保育所が9か所、そして市直営の学童保育所が1か所、合計の16か所でございます。市直営の学童保育所であります青海児童クラブについては、令和6年度から民間委託の予定であります。

近年、保護者会運営となっている学童保育所から、運営に携わる保護者の負担が大きいこと、また事故等が発生した場合の対応が難しいことなどから、民間法人等への委託を要望する声が多く寄せられています。

宇城市次世代育成行動支援計画においても、保護者会による管理運営の学童保育所については、地元のNPO法人や社会福祉法人等への運営主体移行に努めるとしており、現在、保護者会の意見を伺いながら、民間事業所への委託に向けた準備を進めているところでございます。

- 11番（三角隆史君） 再質問になりますが、宇城市内の学童保育所の多くは市が整備した施設であります。社会福祉法人等が学童保育所を整備する場合、補助はあるのでしょうか。

- 福祉部長（岩井 智君） 本市の16か所ある学童保育所うち12か所が市の施設でございます。4か所が社会福祉法人所有の施設でございます。学童保育所の施設整備については、子ども・子育て支援施設整備交付金という補助制度があり、社会福祉法人等が行う施設の整備に対しても、交付金要綱に規定された割合で国・県・市がそれぞれ補助を行います。社会福祉法人等についても応分の負担を要することとなります。

- 11番（三角隆史君） 今の答弁を繰り返させていただきます。市が整備する施設に対しては、国及び県の補助以外は市がこれまで全額公費で負担をされている。ま

た社会福祉法人で整備する場合は、法人負担分が発生するというので、法人負担分について市独自の補助をすべきと私は考えますが、市長の考えをお聞かせください。

○市長（守田憲史君） 今後、保護者運営による学童保育所を社会福祉法人等への委託に移行していく方向にもっていかなければならないと思います。その上で、施設の所有の有無によって、社会福祉法人等に係る負担に差が出ることも考えられることから、社会福祉法人等が整備する学童保育所に関しては、三角議員の御指摘、御要望のとおり、社会福祉法人の負担軽減の施策について推進を行います。

○11番（三角隆史君） 市長の御英断に感謝申し上げます。特に民営化された保育園の運営は、場所によっては厳しい状況の中運営されているところもありますので、こういった補助は学童保育運営を充実したものにし、子育て支援につながり、教育のまち宇城を実践できます。

次に移ります。青海小学校体育館の建て替えについて。宇城市において熊本地震の影響において建て替えの必要性がある校舎の建て替えは、豊福小学校で一段落すると考えられます。そこで、令和7年度までの宇城市の過疎地域持続的発展計画において、青海小学校体育館の改築が明記されております。この校舎建設が立て込んでいる中、令和7年度までに取り組む計画はあるのかお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 青海小学校屋内運動場は、旧青海中学校の屋内運動場として、昭和40年に建設され築後58年が経過しております。

三角議員が御指摘のとおり、青海小学校屋内運動場は、本市の小中学校の屋内運動場の中でも築年数が古い施設であります。

施設の沿革としましては、平成21年に耐震診断を行った結果、耐震性能が不足していたことから、平成22年に耐震補強工事として屋根葺き改修のほか壁面補強などを行い、耐震性能を確保しています。そのほか、防災機能強化として平成26年に非構造部材の補強やアリーナ照明のLED化を図っております。

なお、平成28年の熊本地震においては、校舎棟への被災はあったものの体育館への被害はなく、現状においては基準の耐震性能を有した施設として、学校運営のみならず、社会体育や避難施設として活用いただいているところです。

なお、老朽度合いにつきましては、宇城市学校施設等長寿命化計画により調査しておりますが、御指摘のとおり、多くの部位で劣化が進行している状況です。

しかしながら、本市における教育施設整備の現状においては、不知火小学校をはじめ、小川中学校、松橋中学校を施工中ほか、本年度より豊福小学校の建て替え事業に着手しています。

まずは、これらの事業に注力させていただくとともに、令和6年度に予定する宇

城市学校施設等長寿命化計画の見直しにおいて、優先順位を設定しつつ、教育環境の質的改善を考慮しながら、コスト縮減と平準化を図り、今後の整備計画を策定したいと考えています。

○11番（三角隆史君） 青海小体育館は、御指摘のとおり旧青海中学校体育館でもありましたので、建設後かなりの年数が経過しております。建物としては外観はまだ大丈夫そうに見えますが、トイレも外にあり、式典また避難所等を考えればかなり不便ではないでしょうか。教育のまち宇城市を唱えるのであれば、こういったところにも目を向けていただきたいと思います。

次に移ります。中学校部活動の社会体育移行について。子どもたちが将来、やりたいスポーツをできる環境、やりたいスポーツに出会える環境づくりが大切であると考えます。部活動の社会体育移行は、今後、検討委員会の設置をはじめ、休日のみの移行か、平日を含むのかなどの具体的な方針決定が必要だと思えます。このような中で、教職員へのアンケート調査を9月に実施するとの答弁が前回の議会でありましたが、そのアンケートの結果についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 本市では、現在、運動部活動や地域スポーツクラブ等の活動種目や加入状況などの情報収集を進めており、今回、中学校の教職員に対してアンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査については、市内中学校の校長を含む全ての教職員を対象に9月末から10月にかけて行い、対象者130人に対し、回答者数は78人、60%の回答状況となりました。

調査内容は、年代や性別、職種など基本情報を含む質問23項目を設定し、運動部活動と文化部活動を合わせて調査をいたしました。

回答者78人のうち、部活動の顧問をしている教職員61人の回答結果の主なものについて説明いたします。

1週間のうち平日の部活動の従事日数は、4日が36人、59%、5日が20人、33%、2日以内が5人、8%でした。

1日当たりの時間数は、1時間半から2時間が37人、61%、1時間半未満が20人、33%、2時間以上は4人、7%です。

調査結果として、平日の部活動の従事状況は、週に4日以上従事する職員が56人、9割を超えることが分かります。

次に、休日の練習指導の従事状況は、月に3回以上が47人、77%、月に1回から2回程度が9人、15%、従事していないが5人、8%で、1回当たりの時間数は、3時間以上が28人、46%、2時間から3時間が24人、39%、2時間以内が4人、7%でした。

また、休日の試合や大会等の参加に要する1回当たりの平均時間は、4時間から7時間が34人、56%、7時間以上が22人、36%、4時間未満は5人、8%となっています。

調査結果として、休日の部活動の従事状況は、月に1回以上従事する職員が56人で9割を超える状況や、試合や大会等への参加においては、4時間以上の時間を要する職員が56人、9割を超える状況です。

このような中、部活動の顧問として負担感を感じるという質問項目の調査結果で最も多かった回答が、「勤務時間が長くなる」43件、「土日の従事」41件となっています。

平日や休日の部活動の従事状況や教職員の負担感などの調査結果から、部活動の地域移行をはじめ、教職員の働き方改革の必要性を特に感じたところです。

また、部活動の地域移行に対する意見の調査項目で、部活動に従事する教職員の意見で最も多かったものは、「平日を含めた地域移行」が44人、56%、「まずは休日から移行に取り組む」が20人、26%との意見があった反面で、「学校部活動として実施すべき」との意見も9人、12%ありました。

そのほかに、「部活動が地域移行した場合、教職員自身が移行後も指導したいか」、との質問に対しては、回答者78人中、21人、27%が「指導したい」との意見でございました。

○11番（三角隆史君） このアンケートの結果から、やはりこの教職員の皆さんの働き方の改革の必要性が非常に感じられます。また、早期の部活動の地域移行という御意見が多かったのも理解できました。

再質問になります。先ほども申しましたが、子どもたちがやりたいスポーツをできる環境、やりたいスポーツに出会える環境づくりが最も大切なことだと思います。宇城市として今後こういった取組をされるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（平岡和徳君） この件につきましては、少子化の進行であったり、ニーズの多様性、こういったものに対応するとともに、将来にわたりスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とし、また、教職員の働き方改革の推進につながる取組の1つとして、非常に大きな問題とって考えております。

今後の取組につきましては、生徒や保護者、地域、各団体等の意見やニーズ調査を段階的に進めながら、運動部活動と文化部活動の検討委員会をできる限り早い時期に設置しまして、具体的な方針やその発足の時期等をお示しできるよう、引き続き、現在の学校部活動の教育的意義や役割等も踏まえて、その体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○11番（三角隆史君） 令和7年度までが運動部活動の推進期間となっております。令和5年度も残り少なくなっております。令和6年度にはしっかりとの方針を示していただきますようお願いいたします。

次の大きな4番に移ります。行政区再編について。行政区再編へ向けての市の考えをお尋ねいたします。宇城市として1行政区を100人程度にされたいとの考えがあるみたいですが、主に人口減少地域、過疎地域を対象にされてのことだと推察するところでもあります。十分な説明をなされ、住民の方々から十分な理解がないとなかなか前に進まないことではないかと思えます。市としまして、行政が主導して再編を進めていくのか、それとも、住民の皆様から意見をしっかりと伺いながら進めていくのかをお尋ねいたします。

○総務部長（天川竜治君） 全国的にも少子高齢化及び人口減少は加速し、本市においてもこの状況は今後確実に進行するものと推測され、地域福祉、自主防災・防犯、生涯学習、ごみ、環境美化等の地域活動に求められる分野は多い中、このままでは期待される役割が果たせず、地域活力の減退が懸念されます。将来的に行政区の運営維持が困難となり、最悪消滅することも予想されます。行政区の見直しは今後重要な手段であります。

このような中に、令和5年第3回定例会の補正予算において、地域のつながり、人と人とのコミュニケーションなどを考慮しながら、地域間の合意を前提に、行政区の統合を推進するとともに、統合後行政区の自主的かつ円滑な運営に寄与するため、行政区の統廃合を推進するための行政区再編推進事業支援金及び統合後の運営を支援する行政区統合支援金を議決いただいたところです。

本市といたしましても、担い手不足など住民自治活動に支障を来している行政区の統合を進めてまいります。

なお、本年10月と11月には各町で行政区長会議を開催し、今後、行政区の統廃合についてお考えのある行政区長及び行政区の関係者に、支援金の説明を行ったところでもあります。

行政区統合は、行政主導ではなく住民主導で進めてまいります。

○11番（三角隆史君） 担い手不足など住民自治活動に支障を来している行政区の統合を進めていくことを答弁されましたが、世帯数の多い行政区同士が合併することは可能なのでしょうか。

○総務部長（天川竜治君） 統合支援金の要件である、おおむね100世帯以上を満たせば対象となります。

○11番（三角隆史君） 住民主導で行われるということで、少し安心をしました。大変だとは思いますが、丁寧な説明と住民の皆様が納得のいく行政区再編になるよう

お願いをいたします。

次に移ります。民生委員・児童委員について。民生委員・児童委員のなり手不足の話をよく耳にしますが、宇城市におきまして、民生委員・児童委員の現状と課題についてお尋ねいたします。また、行政区再編に伴って、民生委員・児童委員が増えたり減ったりすることはないのかも、併せてお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 民生委員・児童委員の定数は、民生委員法第4条により、厚生労働大臣の定める基準を参酌の上、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて定められます。本市の民生委員・児童委員は定数139人に対し、現時点で136人、主任児童委員は定数11人に対し、現時点で11人の方が着任されています。

行政区再編との兼ね合いについてですが、民生委員・児童委員は民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受け本市に配備をされ、また、受け持ち地域の選定は、宇城市民生委員・児童委員連絡協議会において行い、改選後に受け持ち地域を変更する際には、行政区長からの推薦及び宇城市民生委員・児童委員連絡協議会における受け持ち地域の承認等の手続きが必要となります。

加えて、現在は定数に対し欠員3人という要因の1つに、委員のなり手不足があります。

民生委員・児童委員の活動に対しては、市及び県からの補助金がございますが、民生委員法第1条において、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める方々」と、その本分及び身分が示されているとともに、同法第10条では「給与は支給されない」と明記されていることから、今後も加速する少子高齢化の中では、なり手不足はますます深刻な課題であると捉えております。

本市としては、民生委員・児童委員の配置については、行政区再編とは切り離して考え、任命された委員の皆様が適正かつ適切な活動を行えるよう配慮を行ってまいります。

○11番（三角隆史君） 民生委員・児童委員に関しては、高齢化に伴う一人暮らしの方、いわゆる独居老人が増えている状況で、活動が多岐にわたり、御苦労されている方も多いと聞きます。市におきましても、そういった民生委員・児童委員の方々に対して、どうか今後も温かい支援をお願いいたします。

次の大きな5番に移ります。鳥獣対策について。現況についてお尋ねします。いまだ減少傾向を見せないイノシシなどの鳥獣類ですが、農作物の被害がとても心配されます。被害とともに農業をやめられるケースも出てくるのではないのでしょうか。やめられたらやめられたで、そこは耕作放棄地になり、鳥獣類の格好の場所になり、

悪循環にはまっています。そこでお尋ねをいたします。ここ最近の捕獲頭数の推移についてお尋ねします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 捕獲頭数につきましては、イノシシが成獣と幼獣を合わせて、令和元年度1,931頭、令和2年度2,410頭、令和3年度2,042頭、令和4年度2,471頭と推移しています。

シカは、令和元年度422頭、令和2年度686頭、令和3年度708頭、令和4年度871頭。アナグマは、令和2年度から捕獲対象となり、令和2年度57頭、令和3年度74頭、令和4年度207頭で、シカ、アナグマともに増加が続いています。

中でも、イノシシ、シカによる被害が最も多く、被害額の約5割近くを占めており、被害作物は果樹、野菜の全てに及んでおります。

また、ここ数年カラス、カモ、ヒヨドリなど鳥類による被害額が全体の4割をも占めるようになり、飛来への対応にも苦慮しているところであります。

農産物の被害は深刻な状態が続いていますので、今後も国県の対策と併せて、被災者の声を聞きながら有効策を考えてまいります。

○**11番（三角隆史君）** まだまだ増えている現状があります。本当に農作物の被害で、農業に対するモチベーションが下がることを非常に懸念しております。

次に移ります。補助の在り方について。イノシシを例に挙げさせていただきますが、農業を守るという観点においてイノシシを捕獲される方は様々いらっしゃると思うのですが、最後のとどめを刺す、いわゆる止め刺しをされる方は、わずかな方しかいないと聞きます。捕獲された方にももちろん補助は必要だと思います。ただ、止め刺しをされた方にも必要だと思うのですが、現状の制度はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 有害鳥獣の駆除は、関係法令の規定により、狩猟免許の所有と市が発行する許可証が必要でありますので、本市では、実践を通じて狩猟に熟知されている猟友会に捕獲業務を委託しています。その際、1頭当たりの補助金の算定根拠はお示ししております。

例えば、イノシシ成獣1頭12,000円は、わなの設置、止め刺し、埋設、誘引用餌代、車両損耗費、燃料費で算定していますので、捕獲とは別に止め刺しにも補助を行うとなると、経費計上の重複にあたりますので、別途支払いはしない旨当該団体にはお伝えしています。

また、当該団体から、イノシシ幼獣1頭5,000円が少ないという意見が多くあります。御意見のとおり、捕獲の手間は成獣と何ら変わらないため、国の交付額を見直していただくよう、九州農政局には要望を重ねています。

○11番（三角隆史君） 止め刺しというのは一番大変な作業であると思います。そこに御支援がいただければ、非常にまだまだ頭数が減るのではないかと推測されますので、どうぞその辺前向きな考えで進めていただきますよう、よろしく願いします。鳥獣対策は、駆除数、駆除すべき種類が増えていく一方で、非常に頭が痛いところが多いと思いますし、従事されている職員の方々には頭が下がります。何とか減少傾向になるようお願いしたいものです。

終わりに、質問ではありませんが、先ほども申しましたが、宇城市にはすばらしい財産が、農産物だったり、世界文化遺産三角西港だったり、文化財等がいっぱいあります。これを掘り起こして宇城市内、宇城市外、たくさんの方々に喜んでもらう仕組みをつくりたいと考えております。市民の皆さんとともに、議員、職員力を合わせれば必ずできるはずです。そういった宇城市になることを願います。最後に質問を振り返って、企業誘致、総合グラウンド建設、三角西港の振興や戸馳の振興は、宇城市の全体の活性化にもつながります。そういったことが実現できれば、宇城市のGDPの増加につながります。GDPの増加は住民税の増加につながり、宇城市運営が楽になることだと思います。こういったことを皆さんと力を合わせてできれば、すばらしい宇城市になると思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、原田祐作君の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、会派宇城市民の会、原田です。早速質問に入らせていただきたいと思いますが、まず最初にお断りを申し上げます。大きな2つ目の質問、行政区についてなのですが、小問の1と2の順番を入れ替えて、（2）委託業務についてということをお先に質問を進めていきたいと思っています。

ではまず、最初の質問の過疎対策についてということで入っていききたいと思います。まずここで取り上げます過疎対策というのは、令和3年4月に施行されました、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定されている地域のことではなく、地域の人口が減少してしまうこと、またその地域で暮らす人の生活水準

や生活機能の維持が困難になってしまう状態になると、このようなことを念頭に置きながら話を進めてまいりたいと思っております。ではまず最初の1番目、過疎対策についての公共施設の現状についてお伺いをしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 公共施設の現状につきましては、令和5年10月時点における建築系公共施設は245施設を保有しており、この施設の建築延床面積の合計は267,000平米となっております。これは、庁舎等や防災消防などの行政施設、学校、公営住宅、公園などの公共用施設に普通財産における施設を合わせた施設数となります。

この施設数を地域5町別で示しますと、三角町で53施設、不知火町で46施設、松橋町で57施設、小川町で55施設、豊野町で34施設となります。

一方、建築延床面積とこれに対する各地域別の割合で示しますと、三角町は47,000平米で17.7%、不知火町は40,000平米で14.8%、松橋町は101,000平米で37.9%、小川町は51,000平米で19.1%、豊野町は28,000平米で10.5%といった構成割合となっております。

既存の施設を保有し続けることは困難であることから、延床面積の縮減に重点を置き、施設のコンパクト化や老朽化による解体を行ってきました。

近年、解体を行った主な施設といたしましては、平成28年度に松橋体育館と松橋公民館、平成29年度に小川地域福祉センター、平成30年度に豊野老人福祉センターと三角老人福祉センター、さらに旧小川支所庁舎を解体しました。

その後、令和元年度に旧三角中学校校舎、不知火中央公民館及び不知火老人福祉センターを解体し、令和2年度には旧三角北小学校校舎と働く女性の家、令和3年度には三角センターと小川総合福祉センターを解体しました。昨年度は、旧三角東小学校校舎を解体しております。

また、移譲を行った主な施設といたしましては、平成28年度に松橋保育園、平成29年度に河江保育所、平成30年度には豊野畜産団地の畜舎を移譲しました。その後、令和元年度に不知火保育園、令和2年度に萩尾児童館及び曲野児童館、令和3年度に松橋学校給食センター及び青海保育園、昨年度に豊野保育園を移譲しております。

一方、近年、新たに建設を行った主な施設といたしましては、平成28年度に御領・曲野長谷川・井尻再建住宅を建設し、平成30年度に御領・南豊崎・川尻・両仲間・響原復興住宅、令和元年度には曲野中村・海東・松橋大野・小野部田復興住宅を建設しております。また、令和元年度には、三角防災備蓄倉庫をはじめとした各地域5か所の防災備蓄倉庫を建設、令和2年度から令和3年度にかけては、三角防災拠点センターをはじめとした市内6か所の防災拠点センターの建設を行ってお

ります。また、令和4年度には宇城市学校給食センターの建設を行っております。

平成28年度から施設の老朽化による更新と統合及び複合化による解体、移譲を行った施設の建築延床面積は48,000平米で、熊本地震からの復興と都市の防災機能強化を目的に建設した施設と、統合または複合化及び老朽化による更新を行った施設として、新たに建設した建築延床面積は38,000平米となっております。

今後の人口減少はさらに進行するものと考えられるため、人口規模に見合った施設保有量への最適化を行っていくこととしています。

○8番（原田祐作君） 宇城市の公共施設等総合整備計画におきましても、宇城市の現状、市民一人当たりの公共施設総床面積当りは、やはり全国平均に比べて高いというよう分析もなされております。またこれも、今後は一定程度目標値を定めて減少させていくという計画が出ておりますので、そこについては、また今後も見守っていききたいかなと思います。

それでは、小さな2つ目の質問に入っていきます。運用計画の策定ということで質問したいと思います。今ちょっと公共施設等総合計画という言葉に触れましたけれども、ここに粗方書いてあるのかなと思うのですが、ここで特に様々な公共施設を今御説明いただきましたけれども、支所とか出張所というところにちょっと焦点を絞ったところで、その辺の運用計画の策定について、どのような手順を踏まれているのかというところを質問いたします。

○総務部長（天川竜治君） 公共施設の運用計画策定につきましては、適切な規模と在り方を検討し、可能な限り次世代に負担を残さず、効率的かつ効果的な管理運営を図り、施設の最適な配置と機能の維持を実現するために公共施設の今後の方向性を明らかにした、議員御紹介の宇城市公共施設等総合管理計画を平成27年9月に策定し、これに基づいて施設の廃止、統合、民間移譲を進めております。

また、公共施設等総合管理計画の下位計画として、施設の長寿命化や更新などの対策における優先順位の考え方、内容、実施時期、概算事業費を整理した実行計画として、宇城市公共施設長寿命化計画を令和2年度に策定しております。

これらの計画の中で、公共施設における延床面積も計画基準日である平成28年度末において276,000平米、人口約59,000人に対する市民一人当たりの延床面積は、議員御紹介のとおり4.61平米となり、全国平均3.22平米との比較で約1.4倍と、平均値よりも施設面積が大きい状況となっております。今後、更なる少子高齢化や人口減少の加速化、合併後に各町が所有していた施設の老朽化により、人口の推移に併せた計画的な施設のスリム化が必要となっております。

また、現状の建築系の施設をそのまま保有していくと、40年間で1,165億

円の更新費用が必要となり、年当たりの平均が29億円かかります。合併後の平均的な投資的経費は年当たり約40億円であり、建物だけの更新で投資的経費の7割強を占めることとなるために、更新費用の圧縮は避けて通れません。

また、施設の維持管理や更新の見直しに対して、市民意向及び施設利用者ニーズ調査を実施して、アンケートによる市民や施設利用者の意見の確認を行いながら、計画を策定しております。

これらの計画の中で、支所・出張所は、地域の隣接する他の公共施設と密接な連携を必要とする施設として位置付けられており、窓口業務やインフラ施設の整備や管理を行う行政サービスの地域拠点として、地域住民のサービス水準の維持と併せて、施設の効率的運営に努めることとしております。

審査会や協議会の開催があるかについてでございますが、本計画では、それぞれの施設における管理運営方針を5年ごとに宇城市公有財産有効活用検討委員会で、施設の見直しの方向性を審議して決定することとしております。

市民にどのような段階で関係住民への周知を行うかの時期ですが、様々な施設がありますので、一概には周知時期をお示しすることはできません。施設ごとに行政として説明ができる段階、提案できる段階に来た時点で、周知と説明を行い、地域住民の理解を得ていくこととなります。

○8番（原田祐作君） まず総合計画の中で、今、市民一人当たりの延べ床面積の具体的な御説明をいただきました。確かに全国平均よりも宇城市は高くありますが、全体的な分布を見ますと、やはりそのいわゆる都市部ではない、地方は割と高い傾向にあります。これは致し方ないのかなと思いますので、あえてその平均までどうしても近づけないといけないということではなくて、やはりその地域のところを十分に配慮した上で進めていただきたいと思いますし、やはり公共施設がなくなるということに対しましては、強い抵抗感がその住民の方にはあると思います。やはり国といたしましても、人口減少に伴いましてコンパクトシティという考え方もありますので、非常にバランスを取るの難しいのですけれども、計画もあります。そこに対しての5年ごとの見直しもなされていることでもありましたので、その辺できっちり議論をされて進めていかればいいのかと、その辺の経緯も私たちも是非アンテナを張って見ていきたいなと思っております。

それでは、3番目の質問に移ります。それでは今までお話をしてきましたこの公共施設の果たす役割というところについて、質問をしていきたいと思っております。教育施設であったり、スポーツ施設というものはこれは明確であって、議論の余地はないかなと思うのですが、ただ、その建物がその地域にあることによって、また違った、ただそのスポーツ施設だからそこでスポーツを行うということだけではなくて、

そこが常時人がいる施設であれば特に、ですから先ほどから出張所、支所ということでもちょっと絞っていますので、そういったところが、その地域にあることによってどのような役割を果たすのか。私は、単に窓口業務を果たしますというようなどころでは済まないのではないかなと思います。条例になかなか明記されている部分ではないので、議論は難しいところだとは思いますが、ちょっと心情的なところになります、その与える影響というか、その意味というのをどのように捉えられているのかということをお聞きしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 御質問の支所と出張所の意味ということでございます。地方自治法第155条、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所及び出張所を設けることができとなっております。

また、地方自治法上の行政実例においては、支所とは、市区町村の全部事務を執行するものであって、その設置は、交通不便の地あるいは市区町村の廃置分合等により従前の市区町村役場を廃止せず支所とする場合等であり、したがってその組織は相当の職員が常時勤務することを要件としております。また、支所は市区町村内の特定区域を限りとして、主に市区町村の事務の全般にわたって事務をつかさどるのに対し、出張所は、住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくても済む程度の簡単な事務を処理するために設置する、いわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長という概念であります。

宇城西部五町合併協議会において、宇城西部五町合併協議会新市の事務所の位置候補地選定小委員会が設置され、その中で議論され次のとおり決定しました。

1つ目に、新市の事務所の位置は、新市事務所は5町のほぼ中心部に位置し、熊本県宇城地域振興局、松橋警察署、宇城公共職業安定所等の諸官公庁が集中している松橋町に新市事務所を設置することが、行政事務並びに住民の利便に最も適していることから、松橋町役場の現庁舎を新市事務所として選定する。

2つ目に、支所については、現在の三角町、不知火町、小川町、豊野町のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。支所は、旧三角町、不知火町、小川町、豊野町の区域において、新市の事務の全般にわたってつかさどる総合支所的な機能とし、本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び旧松橋町の区域に関する支所機能を併せ持つものとする。

3つ目に、出張所については、不知火町松合連絡所の位置に、当分の間出張所を置くものとする。出張所は、住民の便宜のために本所又は支所まで出向かなくても済む程度の事務をつかさどるものとする。

4つ目に、その他事項としまして、新市事務所は、現有庁舎を最大限活用するこ

ととし、本庁及び支所、出張所を設置することとする。本庁舎及び支所、出張所については、行政サービスを低下させないという観点から庁舎整備を行うとともに、不足するスペースについては一部新設整備を行うものとする。ただし、本庁舎で機能を全て備えることが難しいと考えられる場合、分庁方式等を検討することもできるものとする。合併に伴い、支所及び出張所となる旧役場等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を図ることでありました。

今後の支所及び出張所の在り方については、状況を見極めながら進めてまいりたいと思っております。

- 8番（原田祐作君） 今、支所と出張所の役割について御説明をいただきました。確かに支所と出張所の役割については、そのようにいろんなインターネット等で調べてもそういった役割分担が出ます。ただ、これは心情的な話になるのかもしれませんが、今、松合の出張所の話が出ました。まさにこの11月ですかね、松合出張所をどうするかという話合いがなされたようですけれども、松合という地域はちょっと小学校もなくなってしまって、また今度出張所もなくなるのではないかなというふうなことになったときに、地域の方たちはどのように思われるのかなというのを、ちょっと心配するんですよね。まさにこれは戸馳も同じだと思うんです。戸馳もどんどん施設がなくなって行って、保育園がなくなってしまえば、市の施設はなくなったよねと。特にそういったある程度限定されたような地域から、そういう施設がなくなるということは、何か見捨てられたような気持ちを抱かれることもあるのかなというふうに思います。なので、その運用を変えるときには、よりやはりその地域の方に寄り添ったような形で進めていただきたいなと思います。私が聞いた話では、今度出張所をなくす予定ですよということで、その代わりとして、例えば公役のときに補助金を出しますよとか、地域振興基金を活用しますよと、このような話があったという話も聞きました。今の部長の説明を聞くと、松合の出張所に関しては当分の間残すという協議があったということは、いつかは閉めるということは当たり前のことであったと、予定の計画の中であったと受け取りました。だったら、ちょっと矛盾するのですが、ここをなくすことによって公役とかお金を出しますよとか、何かそういうのってちょっと違和感が今ちょっとあったんですよね。特に、それが宇城市のやり方ということであれば、それはそれでいいのかもしれませんが、1つ確認をさせていただきたいのは、ちょっとこの後も触れるのですが、特に公役のときとかで人手が足りないというのは、たぶん松合に限ったことではなくて、いろんな地域そんな思いを持たれていると思うんですよ。ただここで、地域振興基金とかを活用してその費用に充てるというみたいな説明があったと聞いたので

すけれども、その地域振興基金というのは、そのような使い方をしていいのかどうかというのを1つ確認させてください。

○市長政策部長（元田智士君） 宇城市地域振興基金には、一応条例というものがございまして、宇城市の振興及び地域活性化事業の費用に充てるとなっております。ただし、私たちが知っている地域の課題というのは、ある一定のことは理解しているつもりなのですが、なかなか見えてこない課題というのが、どういったものがあるのかというのを探し当てるといことが、1つのこの基金を用いて、松合地区の要するに課題を見つけ出すということで、今回こちらから提案をさせていただきました。

○8番（原田祐作君） ちょっと重ねて質問したいところなのですが、もう3つ目になるのでやめますけれど、そもそも地域振興基金というのは、地域の連携強化であるとか、地域を元気にするために合併特例債を積むのですか。何かそんな感じではなかったかなと思うのですが、ちょっと理解が違ったらまた後で訂正してください。なので、大丈夫なのかなと、ほかの地域でもそういう要望があったときに使えるのかなとちょっと思ったもので聞いているのですが、何かちょっとすっきりしないので、また今後この点については調査していきたいなと思います。いずれにしても、先ほど言われました住民の皆さんへ周知する段階は、ある程度方針が決まった上というか、ざっくり言うと、このようにしたいと思うのですがどうかというようにではなくて、こうしたいのというある程度決めた上でないと説明できないというように受け取っています。説明、周知の時期はですね。ただ、それでは何か、あっ、俺たちは決まったことに従うだけなのかと、そういう印象を受け取られるのではないかなと心配をしますので、できればもっと前段の段階から何か説明というか、協議をして、一緒に地域をつくっていくというような方向性にいけたらいいなと思います。

それでは4番目の質問に移りますけれども、今後の見通し、在り方というところなのですが、これにつきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、やはりこれはもう全国的に人口減少、コンパクトシティ、いわば戦略的に縮んでいかないといけないというのは十分理解をしています。ただ、その地域の良さ、その地域をどうにか残したいという気持ちも地域にはあると。その辺をどうマッチングというか、調整をさせて地域に与える影響といいますか、住民の皆さんの心情的なところを調整していくのかというところを考えられているのかという点について、お聞きしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） ただいま原田議員がおっしゃられたとおり、現在の施設規模を維持し続けるということは、人口減少が進む中、将来において過剰な規模の施

設を残すこととなり、子どもや孫などの次の世代に大きな負担を背負わせることにつながりかねません。

公共施設は、地域にあれば便利で安心といった捉え方をされることもあります。将来の財政負担と将来に対する市民の不安が少しでも軽減できるよう、計画的に施設規模の最適化に取り組む必要があると考えております。

つきましては、市民と対話し、理解を求めながら、公共施設の廃止、統合及び権限移譲を行い、公共サービスの水準をしっかりと維持してまいります。

○8番（原田祐作君）　今回は松合出張所のことをずっと話しましたが、当然各支所もありますので、今言われましたとおり、対話と理解、そしてまた共有を進めながら進めていただければと思います。

それでは、大きな2つ目の質問に移っていきます。行政区についてということなのですが、先ほどお断りしました（2）番の方から、行政区に委託している業務についてはどのようなものがあるのかというのを、説明いただきたいと思えます。

○総務部長（天川竜治君）　御質問されております宇城市行政事務及び文書配布業務委託契約についての経緯を申し上げます。

令和元年度までは特別職非常勤職員の嘱託員として、行政区域内住民から推薦された代表者を市長が委嘱しておりましたが、令和2年度より地方公務員法改正により、特別職非常勤職員の嘱託員ではなくなりましたので、令和元年度までの取扱い事務を令和2年度から業務委託として区長等と委託契約を締結し、現在に至っております。

契約につきましては、行政区は権利能力なき社団であり、法人格を有していないため、そのため契約実務上、代表者を決めてもらい、市は行政区と委託契約を締結しております。支払い先は行政区にお任せしており、請求に基づき指定口座へ振り込んでおります。

○8番（原田祐作君）　すみません、1つ確認をさせていただいてもいいですか。今のは業務委託契約についての答弁ですよね。1番と2番を逆にと最初お伝えしていたつもりだったのですが、これは議長、質問ではなく確認でいいですか。今のは契約についてですね。今のは業務委託契約について答えていただいたというところで。

○議長（溝見友一君）　今のは委託業務についての答弁です。

○8番（原田祐作君）　委託業務でいいですか。はい、分かりました。それでは、委託業務についての答弁だったということで、今、契約の形式について説明をされましたよね、分かりました。それでは、契約について今説明をされたので、令和4年第4回定例会議の中で高本議員もちょっと触れられていますけれども、その区との契

約の在り方、形のことを今言われたのかなと思います。当時の高本議員の内容については特段触れませんが、その文書配布については個人でやられる場合もあると、そのほかについては団体で行われる場合もあるということで、契約としては区とやりたいが、区はその法人格を持っていないので団体としては契約ができないと。だから個人の方と契約をしているのですよということで、個人契約でありつつとしても形式上は団体契約なのかなという結論づけが、高本議員の質問の中であったと思います。その中で、報酬の案分であるとかそういった在り方については提案がなされていたと思うのですけれども、それについて、部長の方からは区長会でちょっと相談してみましようみたいなお答えがあったと思うんですけども、その後、実際今現場でやられている方たちが、どう思われているのかというところをお聞きしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 令和5年2月21日、各町の代表区長5人と令和5年度の宇城市行政事務及び文書配布業務契約において契約内容の確認をする際、令和4年12月の一般質問、令和5年3月に一般質問予定であった本契約について、契約見直しの質問があっている内容を説明した上、今までどおりの契約で実施することに全員が賛成でありましたので、令和5年度契約を実施しております。

なお、今後、行政区の代表者より意見等がありましたならば、検討させていただきたいと思っております。

○8番（原田祐作君） ということは、令和4年第4回、高本議員が指摘されたことについては、今回了承をいただいたということで、それでいきますよという話だと思います。

それでは、1つ再質問をさせてください。よその自治体を見ますと、今言われました行政区は、法人格を持たないので契約はできないという部分ですね、こういったところで、要は不動産契約の主体となって手続きをすることもできないとかいう問題があって、法人格を持つ、要は認可地縁団体、こういった組織になりませんかということを進める自治体もあるように見受けられます。認可地縁団体になるメリットとしましては、その契約や不動産登記の主体となることができると。また法人格が付きますので、社会的な信用も高まるのかなという点もあります。ただ反面、手続きが必要であること、またそのとき定めた規約について、やはり厳格に運営すべき。また何よりこれが一番問題かなと思うのが、法人税の課税対象となるのではないかというところもある。ただ、こういった団体となって契約をしましようという自治体もあるというように見受けられますが、宇城市としてはその辺についてはどのように考えていらっしゃるかをお聞かせください。

○総務部長（天川竜治君） 法的に地縁団体になれるかなれないかについては、行

政区にお任せしております。うちとしてはこれまでどおり、地縁団体であるかなしかで、契約を行う行わないということは判断しないと思います。

○8番（原田祐作君） 今まではそういったことで問題もなかったのですが、やはり問題がぼつぼつ出てき始めているので、こういった中でも少しずつ始まっているのかなと思いますので、事前にそういう問題が発生する前にこういった処置というか手続きを取って、スムーズに運営ができるようにサポートいただければなと思っています。

それでは次ですね、業務委託契約について質問します。

○総務部長（天川竜治君） 公役等につきましては、地元住民の皆様が郷土愛を持って、道路の清掃や河川の清掃など実施していただいておりますことに感謝いたしております。

議員御指摘のとおり、今後は人口減少や高齢化が進み、地元行政区でも実施できない箇所もさらに増えてくることが見込まれており、市としましても、今後、全ての道路や河川の管理を行うことには限界があり、困難だと想定されます。そういう中、道路・河川の状況や地元との調整により、管理が継続できるような方法を構築し、今後も地元と協力しながら、道路・河川の維持管理に取り組んでいきたいと思っております。

○8番（原田祐作君） 今、委託している業務が公役だけなのかなと思いながら聞いていたのですが、いいです。そのような委託業務は公役のほかにもいろいろあるかもしれませんけれども、そういった場合に、やはり心配するのが先ほどの契約の中でもありましたけれども、けがをされたりとか、損害が起きた場合の補償をどうするのかというのが気になる点であります。文書配布業務にしましては、先ほどの整理でいきますと、あくまで個人契約としての個人との業務委託契約なので、損害が起きた場合はその方が全て責任を負うという取決めになっているということですね。例えば公役とかまた違う団体で行うことにつきましては、おそらく市が委託するので、市の方の賠償責任の何か保険があるのかなと思っておりますが、公役とかその他に文書配布業務以外で何か委託している業務があれば教えていただきたいのと、それとそういった文書配布業務以外の業務で損害が起きた場合、その責任、補償は誰が負うのかという点について質問をいたします。

○総務部長（天川竜治君） ただいま質問がありました区長の業務委託の件ですけれども、文書配布以外にも、転入・転出その他証明の基礎事実の認定に関する事、住民票の移動に関する事。また各種調査、例えば敬老会等の補助金申請の調査とか新規就農者の調査、あるいは委託者において特に依頼する事項で、受託者が了承した事業、ごみステーションの設置、あるいは健康づくり推進員、母子保健推進員の

推薦依頼、民生委員推薦等について業務委託を行っております。また、この件につきましては、あくまでも業務委託でございますので、業務委託者の責任となります。

また今、原田議員がおっしゃられている公役につきましては、業務委託範囲外のボランティアの部分もありますので、ボランティアの部分につきましては、道路や河川等の清掃作業や除草作業でのけが等に対応するために、総合賠償補償保険に加入しており、補償内容は、市が主催・共催する行事及び社会奉仕活動（ボランティア活動）に参加する住民等が急激かつ偶然な外来の事故により、死亡又は身体障害若しくは、入院・通院を伴う障害を被った場合に保険金が支払われる形になっております。

○8番（原田祐作君） 公役については、今言われましたボランティア、自分の地域は自分たちできれいにするということが、この郷土愛を育む上でも大切なことであると私も考えます。ですから、地域の皆さんに熱心にやっていただきたいという気持ちはあるのですけれども、ただ、最近の特に若い世帯、しかも地域外から入られてきた方が多くいる世帯や高齢者が多い世帯については、やはりなかなか地域の手で地域をきれいにするというのが、負担感が大きいと感じられる方がどうも最近はいらっしゃるようです。やはり社会生活の多様化によっていろんな就業の形態もあって、やはり今までのやり方ではちょっと参加がしづらいなど。どうしても仕事の都合でできないけど、行かないとちょっとばつが悪いなどという方たちもいらっしゃるかと最近話を聞きます、特に若い世代からですね。なので、先ほど地域振興基金を活用して、何かサポートができるみたいな提案をなされていますので、是非お困りの地域には、そういったサポートができますよというようなお声掛けをするのではないかなと思ったのですけれども、何かそういうお困りの声を聞いたときにできるサポートというのはあるかないか、質問はできますか。

○市長政策部長（元田智士君） 全体的に地域課題というのを私たちも把握していない、先ほど言ったようなことがありますので、そのボランティアが該当するかしないかはまた慎重に審議させていただいて、地域振興基金がうまく活用できるような方策を検討したいと思います。

○8番（原田祐作君） まさにこの宇城市も人口が減ってきて、いろんな事情を抱えた方が市外から定住をされているような状況にもあって、また地域間でいろんな問題が発生してきていると思います。そういった中で、まさに戦略的に縮んでいかなければならないと私も認識しています。地域の皆さんの声を尊重したいけれども、行政としては成り立たないんですよという、何か相反することを今からやっていかなければならない、市役所の皆さんの御苦労は非常に大きいと思いますけれども、どうかその地域の声を聞きながら、解決をしていただけたらなと期待をしてお

ります。

では、3番目の質問に入っていきたいと思います。子育て支援体制ということで質問に入ります。まず、小さな1つ目ですね、支援を必要とする保護者へのサポート体制についてということなのですから、これはちょっと広く意味が受け取られそうなので、要は発達障がいをお持ちの方ですね、そういった子どもたちをお持ちの保護者さんたちへのサポート体制というところで、話を進めていきたいのですけれども。その体制について対象となる保護者さん、親御さんの把握とか、またそのサポート体制の周知についてどのような手法で行われているのかということをお聞きします。

○福祉部長（岩井 智君） まず、福祉部の方からお答えいたします。

発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のためには、関係する機関が緊密に連携し、発現後できるだけ早期に支援を行うとともに、切れ目なく発達障がい者の支援を行うことが特に重要であると認識しています。

発達障がいの子どもの診断ですが、一般的には、発達を専門に診る医療機関において問診、行動観察、発達検査などにより診断がなされます。

子どもの発達については、その過程についても個人差があり、社会性の発達、手先などの発達、ことばの発達などは月齢・年齢を重ねるごとに身に付いていくものと理解しております。

支援を要する世帯の把握については、宇城市保健福祉センターで実施しています乳幼児健康診査等や、集団生活に入る保育施設等の保育士からの情報提供が主なものとなっております。

次に、サポート体制の周知方法なのですが、医療機関や育児相談で療育の必要性があると判断されますと、社会福祉課で療育の申請ができることが伝えられます。その後、係の窓口へ来庁された保護者に対して、療育の申請からサービスの利用までの手続きについて説明しております。

また、市や宇城地域振興局のホームページに、療育についてのパンフレット等の電子版を掲載して周知を図っております。

なお、本市の母子手帳補完アプリU k i星の中にも、養育上の悩みや子育てに関する相談について記載がなされております。

○教育部長（豊住 章君） 心身に障がいがある児童生徒の就学に向けた対応として、心配や困り感のある保護者に対しては、保育園等を通じて年中、年長児からの就学相談の勧奨を行い、専門的知識を持った特別支援教育相談員との面談や就学に向けた助言等を行っています。

また、児童生徒の就学先決定にあたっては、適正な就学指導を行うとともに、早

期からの一貫した教育支援を充実させるため、宇城市教育支援委員会を設置しているところです。

委員構成は、医師や学校教育関係者、児童福祉施設等の職員、関係行政機関の職員などになります。

本委員会においては、特別支援学級や支援学校等への就学について、保護者や専門家の意見を聞くなどして、就学先の決定に際し、医学的な助言及び情報提供を行っています。

また、サポート体制としての関係機関との連携につきましては、特別支援教育体制推進事業設置要項に基づき、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関の連携、各地区における支援体制の構築、さらには特別支援教育に対する教職員等の専門性の向上を目的に特別支援教育連携協議会を設置しています。

連携協議会は、学校や幼稚園、保育園の関係者に加え、宇城公共職業安定所や宇城地域療育センター、またPTA代表などの委員で構成されており、年2回程度会議を開催し、本市における取組方針の策定等を行っています。

教育的支援を必要とする児童生徒やその保護者等に対しては、就学時、進級時のもとより、成長段階での改善や変化など日頃の生活面や学習面において、児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な就学支援に努めているところです。

○8番（原田祐作君） 子どもたちの発達の段階によって、様々な支援が必要であるということで、今、福祉の分野と教育の分野からお答えをいただきましたが、保護者さんに対しては様々なアプローチをやっているということですが、それでは、サービスを提供する民間の事業者さんと行政側との連携というか、そういったのはどのような形で成り立っているのか。その連携の体制について御説明をいただきたいと思います。

○福祉部長（岩井 智君） 療育を申請する際は、相談支援事業所が作成しましたプランの案と申請書等を提出していただき、市で療育の必要性等を判断しています。

プラン案を作成してもらうためには、保護者が相談支援事業所を選択していただき、保護者から相談支援事業所に連絡をしていただき、計画作成を請け負ってもらう必要があります。市からは相談支援事業所一覧表を渡しておりますが、昨今は療育を利用される方が増加傾向にあり、計画作成を請け負ってもらえる相談支援事業所が見つからないケースもあると伺っております。

市としましては、相談支援事業所が民間事業者であることから、特定の事業所を紹介するということはできませんので、全ての事業所から現時点での対応可能件数を集約するなど、そのような情報提供について検討しているところでございます。

○8番（原田祐作君） 確かに紹介状ではないからですね、特定の事業所を紹介するこ

とはできないですけど、やはり日常的に事業所とも情報提供とか情報の共有を図りながらすると、その保護者さんたちの心配というか不安も少しは解消するのかなというところを心配して、ちょっとその辺を確認させていただきました。今後もその辺については見守っていきたいなと思います。

それでは、小さな2つ目の質問に入ります。やはりどうしても専門職の方たち、今もその専門の職を身に付けた方たちのお名前がいくつか出ましたけれども、そういった専門職の方たちのサポートの体制、どのようなサポートをいつの段階でやるのであるとか、またその専門職の配置の状況についてはどのようになっているか、お尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 発達障がい者に対しましては、発達障がいの症状の発現後、できるだけ早期に支援を行うことが重要であると先ほど申しましたが、早期発見につながる機会に可能な限り把握できるように、今努めております。

本市における3歳児健診では、内科医、歯科医、保健師、管理栄養士、看護師、歯科衛生士、公認心理師などの専門職を配置し、病気の早期発見のみならず、食事や歯磨きなどの生活習慣の指導や子育て等の相談などを行っています。また、この健診時には発達障がいの疑いの有無にかかわらず、保護者の希望があれば公認心理師による相談を行っています。

さらに、健診会場では待ち時間の間に公認心理師が子どもの行動観察を行い、家庭での様子などを尋ねながら対応などの助言も行っております。

重度の発達障がいは、比較的早期に発達の遅れや生活の困り感が発現しやすいことから、早めの支援が可能となりますけれども、中等度から軽度の発達障がいにおいては、集団生活の中に入ってから困り感が出てくることが多いため、就学前の段階においては、保育施設等の保育士からの情報は非常に大きな存在であると認識しております。

なお、本市において相談可能な専門職は、先ほど申しました保育施設の保育士、保健福祉センターの保健師や公認心理師、こどもセンターの保健師、保育士、市内7か所の子育て支援センターの保育士、主任児童委員などが考えられます。

○8番（原田祐作君） 様々な専門職の方が関わっていただいて、手厚くサポートをされているということを期待したいと思います。ただ、お話を聞いただけでは、具体的にどのようなことをやっているのかイメージできないことが多くて、またそれでそういった保護者の方たちがどれだけ満足をしているのかというのも、今後見させていただいて、しっかりと満足できる状態に近づくように活動を続けていきたいなと思います。

それでは、3番の質問に移りたいと思います。今後の取組についてということな

のですけれども、たしか今期が計画の最終段階にあつたのではないかと思います。来期からは新しい計画の期に入るということで、それではこれまでの課題と解決策、また今後の計画の策定状況、その辺についてお聞きしたいと思います。

○福祉部長（岩井 智君） まず、次期障がい者福祉計画の策定状況についてお答えいたします。

宇城市第4期障がい者計画につきましては、宇城市障がい者計画・障がい福祉計画策定審議会において意見を聞きながら、年度内に全4回の審議会で審議を重ねたのち、本年度末までに策定できるよう現在準備を進めております。

1 1月までに2回の審議会を開催した中で、計画骨子案を作成しており、今後は、第3回目を1月中下旬に開催し、パブリックコメントを経て第4回目を3月上旬に開催する予定です。

また、計画策定にあたっては、障がいのある方々の生活における状況や困り事などを把握するために、御本人、関係事業所及び関係団体を対象にアンケート調査やヒアリング、ワークショップを実施し、現状と課題について整理しております。

○8番（原田祐作君） それでは、ちょっとさっきも触れましたけれども、その具体的にこういったところに課題があつて、この辺を今後の次の期では変えていくよというような課題とか、その辺の解決策とかが具体的にあればお聞きしたいと思います。

○福祉部長（岩井 智君） 今期の計画で見えてきた課題と、次期計画への反映についてお答えしたいと思います。

障がい者等の状況や障がい者施策に関する意識調査（アンケート、ヒアリング、ワークショップ）の結果から見られた課題及び次期計画に反映させるべき施策のうち、主な4つの事項に絞ってお答えします。

1点目は、障がい者への理解や差別の解消についてです。アンケートによると「普段の生活で差別を感じた」との回答が3割ほどあり、保育所・学校の中において、障がいに対する理解や配慮を求める意見も多くありました。地域における障がいに対する理解と差別解消に向けた啓発が重要であり、さらには、福祉と教育の連携やインクルーシブ教育の推進などにより、幼少期からの障がいに対する理解に努め、差別解消につなげていく必要があると認識しております。

2点目は、障がいの特性に応じた情報提供や情報の充実についてです。障がい者に情報が十分に行き届いていないと感じている人が多く見られ、障がいの特性に応じた情報の提供方法を検討する必要があります。また、「サービス利用方法等の情報を充実してほしい」との声も多く、関連する情報については、的確に情報提供ができるよう備えておく必要があります。

3点目は、安心して生活できる環境の整備についてです。一人暮らしの障がい者

や介護をする人の高齢化などに対応するため、施設等の整備や該当するサービスの利用案内、インフォーマルなサービスの活用も検討していく必要があります。また、外出時には、「利用できる公共交通機関が少ない」、「列車・バスの乗り降りが困難」、「通行しにくい道路がある」などの課題が挙げられており、バリアフリー化の推進や公共交通機関の充実が求められています。

最後に、災害時の安全の確保についてです。アンケート回答者の約3割の方は「災害時の避難場所や避難経路を知らない」という結果でした。また、1人では避難することができない人もいらっしゃいます。地域における避難訓練の実施や、障がい者の特性に応じた情報の伝達体制の確立が重要であると感じております。

以上4つの事項を中心にプランの案に反映させ、「誰もがお互いを思いやり、生き生きとした人生を送れる福祉のまち 宇城市」を基本理念とした計画書を策定していきたいと考えております。

○8番（原田祐作君） 計画をつくる上での審議会であるとか、その内容について非常に興味があります。また、その内容についても今御説明をいただいたところであると思うのですが、この辺もしっかりと見て、また当事者の方々のお話を聞きながら私自身も理解を深め、取り組んでいきたいなと思います。

質問はもういたしません、計画の期が変わるということで、様々な役割を担う事業所また方々の環境も大きく変わるのではないかと思います。切れ目のないサポート、また本当にかゆいところに手が届くようなサポートを行政の皆さんには期待をいたしまして、本当に安心して暮らせる、そういう子どもたちが安心して暮らしていけるような環境をつくっていただきたいなと思います。

今回は、非常に難しい分野ですね、本当はもっとやりたいけれども、やはりいろんな職業また業務内容が増えている行政の皆様にとっては、大変なところになるかと思いますけれども、やはりこの地域は私たちの地域なんだというような思いを市民の皆さんが持っていただくような行政運営に、今後も努めていっていただきたいなということを中心に期待をいたしまして、本日の私の質問を終わりたいと思います。

○議長（溝見友一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18番、河野正明君の発言を許します。

○18番（河野正明君） 皆様、こんにちは。会派公明党の河野正明です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますが、1点ちょっと修正をさせていただきます。質問事項の2番目の地域の活性化についての3番目の質問を、今回は取りやめさせていただきたいと思います。順番としては1番、2番、4番となります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまより通告に従いまして、大きくは2点の質問をさせていただきますが、まず最初の1点目の食品ロス削減への住民運動の更なる推進についてということで、質問をさせていただきます。この食品ロス削減に対しましては、今回で2回目の質問になります。日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは約612万トンとされています。実際に食品ロスを出す割合を見ますと、食品関連事業者が全体の55%で、残りの45%は家庭からのものであります。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、地域における食品ロスを減らす取組は大変に重要であると思います。この食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であります。廃棄における直接的に生じる環境影響だけではなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造、加工、流通、卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくありません。食品ロス削減への住民運動の更なる推進は、非常に重要であると考えます。

そこで1点目、食品の廃棄を削減する食品流通サービスの展開についてを質問させていただきます。スマートフォンのアプリ等を活用し、様々な食品を販売する店舗で売れ残った食品の情報を消費者に届け、販売価格の半分以下や無料で提供するサービスの展開など、食品の廃棄を削減するフードシェアリングの地域への普及も有意義かと思えます。フードロス、食品ロス削減に取り組む、これは1例ですけれども、東京都江戸川区は、インターネット上で区内の飲食店や小売店が賞味期限の近い食品を出品し、区民らが手軽に購入できるサービス「タベくるん」を昨年12月から実施をしており、弁当屋や和菓子屋など18店舗が出品し、約23,000人の利用者を集めて、好評を得ていると伺っております。このサービスにおいて事業者は区のホームページから登録後、専用サイトでロスになりそうな食品の販売価格などを入力して出品。一方、商品を購入したい消費者は、同サイト上で予約をし、店舗で直接代金を支払い、商品を受け取る仕組みで、通常の価格よりも安価で購入ができ、事業者の登録料は年間1,000円で、また消費者は無料。区外在住の人でも登録をすれば利用できることになっております。区は、2023年度までに50店舗まで拡大できるよう、区内の店舗に周知を進めていると伺っております。区の担当者は消費者のメリットについて、「食品ロスの削減を考えるきっかけになるだけでなく、普段行かないお店に行く機会にもなる」と語っています。実際に、地域

のパン屋では出品するとすぐに予約が入り、売り切れるほどの人気ぶりとのことです。店長さんからは、「これまでは捨てるしかなく、もったいなかった。お店に賞味期限が近いパンを出しても発信する方法がなかったのも、とても助かっている」と好評を得ております。

そこで、我が地域においても飲食店や小売店、閉店間際に残ってしまった料理や総菜等を消費者とマッチングをさせるサービス、いわゆるフードシェアリングの展開を支援することも有意義かと考えますが、御見解をお聞かせください。

○保健衛生部長（井住寿宏君） まず、国内の食品ロスの状況からお答えします。

農林水産省及び環境省による推計値では、令和3年度の食品ロス発生量は523万トンで、このうち、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は279万トン、一般家庭から発生する家庭系食品ロス量は244万トンとなっています。この食品ロス量は、食糧支援機関である国連WFPが2021年に実施した食糧支援量の約1.2倍になっています。

県内においては、令和3年度の食品ロス発生量は52,928トンで、そのうち事業系食品ロスが20,577トン、家庭系食品ロスが32,351トンとなっています。

本市での食品ロス発生量のデータはございませんが、本市の食品ロスへの取組を強化するため、平成30年からフードロス・ゼロプロジェクトと銘打って実施しています。宴席等から出る食べ残しを削減するための3010運動の啓発、年2回フードドライブ等を実施しています。

3010運動につきましては、宴席で最初の30分間と最後の10分間は自分の席について料理を楽しみ、食べ残しを減らす取組です。

この運動に対し、平成28年第4回定例会において河野議員が質問され、その後、広報等を通じて市民や事業者等に周知を図っております。市職員には十分浸透していると思われませんが、飲食店においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止により、外出や宴会等を控えるような呼び掛けもありましたので、店舗により取組に差があるものと感じています。

再度、飲食店等へ食品ロスの重要性を含め、3010運動の普及啓発に努めていく必要があると思っております。

さらに、スーパーや小売店、飲食店から発生する、売れ残りの総菜や食料品等の食品ロスを削減するための取組として、先ほど議員が紹介された東京都江戸川区の食品ロス削減マッチングサービス「タベくるん」事業がございます。この取組は、江戸川区と東京商工会議所江戸川支部及び三井住友海上火災保険株式会社との連携事業の一環で実施されています。

このような他自治体の取組を参考にして、市民や事業者が連携して食品ロス削減に向けて取り組めるような本市独自の手法を調査研究してまいります。

- 18番（河野正明君） 先ほど部長より答弁いただきましたけれど、令和3年度のこれは県内の状況ですけど、食品ロスの発生量が52,928トン、それと事業系食品ロスが20,577トン、家庭系の食品ロスが32,351トン。執行部にもちょっと調査をお願いしたのですが、宇城市管内での食品ロスの量というのはどれくらいかという、まだ今のところはっきり把握できていないということで、答弁はいただけませんでしたけれども、宇城市管内でも大分の量の食品ロスが出ていることは確かでございます。この取組といたしましては、私は今回で2回目の質問に入るわけですけども、平成28年第4回定例会で質問をさせていただきまして、それから取組として行っていただきましたけれども、その間、いろいろとコロナ等がございまして、その間がちょっと遅れてできなかったという点があったと思いますが、再度、再認識をして、今回またしっかりと取り組んでいただきたいということで質問をさせていただきました。まず、平成30年からフードロス・ゼロプロジェクトと実施されて、3010運動の啓発をされています。それと、年2回のフードドライブ等の実施であったり、その後もいろいろと職員が率先して、やはり3010運動をやっていただきまして、まだまだ市民に対しての周知ができていない段階でコロナに入ったということで、また一からやり直しという段階だと私は思いますので、どうかその点を踏まえた上で、今後の取組を是非よろしくお願いを申し上げたいと思います。今、質問しましたけれども、食品の廃棄削減のための食品流通サービスの展開というのもしっかり受け入れていただいて、取組をよろしくお願いを申し上げまして、2番目の質問に入ります。

在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大ということで質問させていただきます。食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、子ども食堂や福祉施設等へ無料で提供するフードバンクは、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品、いわゆる食品ロスを削減するためにはとても有効であります。また、各家庭で使いきれていない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設、団体などに寄贈する活動、いわゆるフードドライブの活動も全国で注目をされています。そこで、子ども食堂、そして子ども宅食、フードバンク等へ、地元の事業者等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ、未利用食品の寄付運動の利活用で、もったいないとおすそ分けの好循環をつくって、食品ロス削減と共生社会の構築への取組を積極的に進めることも重要かと考えますが、本市のお考えをお尋ねしたいと思います。

- 保健衛生部長（井住寿宏君） 本市におきましては、令和元年度から主に市民を対象

にフードドライブ活動に取り組んでいます。

フードドライブは、家庭で消費期限が一定期間残っている、米・レトルト食品・缶詰め等の食品を持ち寄り、フードバンクを通じ、地域の児童養護施設や子ども食堂等に提供する活動です。

フードバンクは、平成16年にNPO法人が初めて認証され、徐々にその活動が知られるようになり、近年、社会問題として取り上げられる機会が多くなった食品ロスと貧困問題を解決する施策の1つとして注目されています。

本市のフードドライブの活動実績につきましては、行政区への回覧や広報紙及びホームページ等を通じ、市民に対し周知を行い、令和元年度から年2回から3回実施し、通算9回実施しています。

提供していただいた食品は、主にフードバンク熊本に提供しています。提供された食品の総重量は1,205キロに上り、品目で最も多いのが米で818キロ、次に調味料が106キロ、続いて飲料の66キロとなっています。

このようにフードドライブを活用することは、廃棄するよりコストが抑えられ、社会貢献もできる活動です。社会貢献活動の一環で、県内では153の団体が子ども食堂を運営されており、本市においても、5つの団体が国や事業者、生産者等から食料等を提供してもらい運営されています。この中には食品を製造されている事業者等も含まれています。

今後は、子ども食堂を運営されている団体等と飲食店や食料品を扱う事業者等を統括する団体等とのマッチング方法の研究や、品質には問題がないものの、包装の損傷などにより流通が困難になり商品価値を失ったものや、在庫食品及び未利用食品について、真に食品が必要な人に届けられるような仕組みづくりを検討してまいります。

- 18番（河野正明君） 令和元年度からフードドライブの活動に取り組んでいらっしゃると思います。宇城市の活動実績としては、行政区への回覧あるいは広報紙及びホームページ等を通じて、市民に対し周知を行ってこられたということで、令和元年度から年2回から3回実施をされ、通算9回実施であったと。また提供された食品の総重量は1,205キロに上ったということで、大変な量だったと思います。本市には、子ども食堂を運営しておられる5つの団体があるということ。最後になりますけれども、本当にこういった方々に対して、真に、本当に食品が必要な人に届けられるような仕組みづくりを、今後市としてはしっかりと頑張っていくという答弁をいただきましたので、どうかこういった活動を継続して、今後ともより一層頑張っていたきたいとそのように思います。

再質問になりますが、こういったいろんな野菜であったりとか、いろんな食品に

対しての、先ほども私が触れましたけれども、環境負荷の部分で家庭や飲食店やスーパーなどの事業者から出る食べ残し等の生ごみを削減するということは、CO₂削減など環境負荷を低減する取組になると思いますけれども、本市の考えをお伺いいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 先ほどお答えしましたように、フードドライブ活動や子ども食堂といった食品ロス削減に対する活動は広がりを見せています。

市民、事業者及び団体等の理解も少しずつですが深まっていると思われまので、行政、市民及び事業者等が三位一体となって、さらに連携を深めていく必要があると思います。

今後環境負荷の低減に寄与するために、食品ロス削減の普及啓発に努めてまいります。

○18番（河野正明君） 食品ロスの部分と申しますか、可燃ごみとして処理する場合は、運搬や焼却時に二酸化炭素を排出いたします。気候変動の原因をつくります。焼却後の灰の問題にも埋立ての問題にもつながってまいりますので、今言われたように環境負荷の低減のために、今後、食品ロス削減の普及啓発に努めていただきたいと思えます。

それでは、3番目の質問に移ります。出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用についてということで質問をさせていただきます。日本の市場で一般的に流通をしている農産物は、主に出荷規格のA等級、B等級というような普通の基準で、1級品、2級品といいますかね。それ以下のものは、たとえ規格内であっても出荷の手間がかかりすぎる、また手間に対して収益が見合わない、消費者が敬遠するため採算が合わないといった理由で、出荷されることはほとんどありません。食べられるものを捨てるのは単にもったいないというだけではなくて、栽培や生産に使われた水、電気、ガスなどを無駄にするエネルギー問題でもあります。可燃ごみとして処理する場合は、運搬や焼却するときに二酸化炭素を排出し、気候変動の原因をつくります。また、焼却後の灰の埋立ての問題にもつながります。規格外農産物や廃棄されそうな食品ロスに対して、ヨーロッパではスマホアプリ等を利用し、小売店や飲食店等とフードバンク等の団体をマッチングして、食料品を提供するフードシェアリングサービスといいますけれども、2015年頃から始まり普及し始めていると伺っています。生産者には社会や環境に配慮した品物をつくる責任があり、消費者にはそうした品物を無駄なく使う責任があります。そして、両者が互いに力を合わせて、全ての人が幸せに生きられる持続可能な社会を築いていくことが必要であると思えます。そこで、食に関わる事業者と野菜等また果物も入りますが、生産者の連携を促し、色や形における規格外品や食材の皮や芯、あるいは種といった

出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、でき得る限り活用する商品開発や消費の拡大などへの支援を積極的に推進すべきと考えますが、市のお考えをお尋ねいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** いわゆる食品ロスの原因は多様で、生産、加工、小売、消費の各段階で発生していることは承知しております。

農産物は、主に生産の段階で発生し、出荷されずに廃棄されているものが多く存在します。

これは、消費者ニーズに即し、大量・広域に流通させたいとの市場側の考え方から規格が設けられてきた経緯があり、形、大きさ、品質で一定の規格に満たないものは規格外品として扱われ、商品として適さない、要は出荷できないという流通の在り方が大きく影響しているようです。

一方で、過去に行われた規格外の野菜・果物に関する消費者意識調査によりますと、規格外の野菜・果物を購入する理由として、「品質の割には価格が安い」、「正規品と味が変わらない」との回答が多くを占める結果も出ております。

出荷できない野菜を利用する一般的な取組としては、道の駅などの物産館や直売所に規格外品のコーナーを設けて集客に利用する、WEBを利用し規格外品を積極的に取り扱う食品通販サイトを立ち上げるなど、取組の事例も増加傾向にあるようです。

ほかにも、規格外品とは分からないようカット野菜として販売する活用方法もあります。

本市において出荷されないものがどれほどあるのか、廃棄されているのか否か、流通経路が多様化しているため、全容の把握はできておりませんが、JAによると、トマトやキュウリの規格外品を集めて市場へ出荷することは始めているとのことでした。

また、ショウガやメロンは加工業者へ販売し、トマトは、宇城彩館の店内において手作りのジュースやケチャップとして販売もしているそうです。

これらの取組は、個々では相当な労力を必要としますので、出荷できないものに付加価値を付け市場に出したい、乾燥野菜や加工品にして収益につなげたいなど、真摯に取り組まれる地域や団体には、できる限りの協力をしたいと考えております。

○**18番（河野正明君）** 本市としては、出荷されないものがどれほどあるのか、廃棄されているのか否か、流通経路が多様化しているために全容の把握はできておりませんというのは、もちろんそうであると思います。JAによりますと、トマトやキュウリの規格外品を集めて市場へ出荷することは始めているという答弁でありました。また、ショウガやメロンは加工業者へ販売、トマトは、宇城彩館の店内におい

て手作りのジュースやケチャップとして販売もしているということ。JAとしては農家さんといろんなやはり連携を取りながら、生産した野菜や果物に対しては、できる限りそういった廃棄をしないような方向で今事業を展開されておられますけれども、まずもってやはり宇城市としても、JAさんと農家さんに任せるといったことではないと思いますけれど、今まで以上に連携は必要ではなかろうかと思います。宇城市としてできることですよね。いろいろと先ほどの事例もございましたけれども、そういったことも参考にし、やはりJAまたは農家さんと年に何回かのそういった話し合い、協議、いろんな意見等を聞いて、最後に申されましたとおり、真摯に取り組まれる地域や団体には、できる限りの協力をしたいと考えておられるということですから、まずもっていろんな内情を理解する、把握するという事は、一番最初にしなければいけないことではないかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。また、どうしても廃棄しなければならない野菜、果物に対しては、私も農家さんからいろいろとお話を聞きます。そしてまた今、家の近くまで、要するに家の庭までイノシシが出没しているという状況でございまして、農作物、野菜、果物をどうしても廃棄しなければ、半分腐れたりとかですね、そういったものをどうやって廃棄したらいいかということもございまして、そういった点もしっかりJAさんとも農家さんとも、いろいろとお話を聞いてやるということは大事なことでございまして、難しい話でございましてけれども、そういった点も併せて今後いろいろと市として第一次産業の農業を守るといった観点から、そしてまた食の大事、食品ロスといった観点から、やはり今後考えてやっていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に入ります。大きい2番目の地域の活性化についてでございます。まず、小さい1番目、地方創生、地域活性化のためには、大手企業の誘致が大きな効果が出ると思えますが、本市としてのその取組についてお伺いいたします。岸田内閣は、デジタル田園都市国家構想を目玉政策として掲げており、これを具体化して地方創生を推進するためには、総合的な戦略が大切であると言われております。また田園都市国家構想が打ち出されたのは、もう随分前で、大平内閣の1979年でありまして、大都市への人口集中、荒々しい都市化の波、公害が問題化する中、「都市に田園のゆとりを、田園に都市の活力を」をテーマとして、過度集中を是正して、バランスの取れた多極分散型システムへの移行を目指してまいりました。今回これにデジタルを加えて、デジタルを駆使した田園都市ネットワークをつくる、デジタルを使って地方創生を推進するという構想であります。また、このことに加えてコロナ禍を経て、様々な交付金が使えるようになりました。地方創生に関わる交付金や助成金は多くありますが、地方自治体での活用の進み方にはばらつきがあ

ると言われております。新型コロナが終息をし、経済や社会活動が元に戻っていけば、この地方創生関係交付金の形も変わっていくと思われま。今回の質問では、地方創生のために企業誘致をすることと、また地域の活性化を目指すといったことから質問をさせていただきます。地方創生、地域活性化のためには大手企業の誘致が一番です。大きな効果が出ると考えますが、本市の取組について伺いをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 企業誘致は、地域経済の活性化、雇用の創出、税のかん養などの面から地方創生や地域活性化に資するものであり、誘致する企業の規模が大きいほど、その効果も大きくなるものと思ひます。

そのため、県や銀行、デベロッパーとも連携し、企業進出に関する情報収集に取り組んでいるところであり、御質問の大手企業につきましても、都内の本社を直接訪問し、本市の立地環境をPRするなどの誘致活動を行っております。

また、企業の受け皿となる用地の確保につきましても、昨年度から用地の情報提供を市民に呼び掛けており、現在、15か所の登録がっております。

その中には13ヘクタールを超える大規模のものもあり、大手企業の進出も十分受け入れられると考えております。

○18番（河野正明君） 取組といたしましては、県や銀行との連携、情報収集を行っておられて、また都内の本社を直接訪問するといったこと、大手の企業の誘致も行っておられるということでもあります。また用地についても、昨年度から市民に情報提供を呼び掛けておられて、登録件数が15件になっている。中には、13ヘクタールを超えるといった大手企業の進出も十分に受け入れられるといった物件もあるということで、今の答弁で受入れの準備は整っていると認識してよろしいかなと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。これまでに大手企業からの問合せ等と実績はありましたか。その点をお伺いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 企業からの問合せにつきましては、今年度に入り、小売、物流、半導体、その他と、様々な業種から10件ほどを超える問合せがっており、中には現地視察まで結び付いたものもございます。

ただ、企業が求める要求は、場所、広さ、価格など千差万別であることから、現在登録いただいている民地の数を増やし、幅広いニーズに応えられるようにするとともに、引き続き企業訪問や情報収集に注力し、問合せにとどまらず、立地・進出に結び付くよう努めてまいります。

○18番（河野正明君） 企業からの問合せの件については、今年度に入って、様々な業種から10件ほどを超える問合せがあった。中には、現地視察に訪れたこともあ

ったということ。ただ、企業のニーズに合わない点があったということで、今年度は企業の誘致までは至らなかったということでよろしいでしょうか。

○市長政策部長（元田智士君） 実際に現地を見ていただいた企業については、先日あったものですから、まだ御返事等はありません。現状を見守っているところです。

○18番（河野正明君） 分かりました。まだ現状はっきりしたところは分からないということでありました。

再質問でございます。宇城市として、地域の特長や強みというのは何を考えておられるのか。また、地域の特長や強みで誘致をしたい業界、業種は何と考えておられるのかお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君） 本市の特長や強み、並びに誘致したい業種につきましては、三角議員への回答と重複する部分もございますが、今年2月に策定いたしました宇城市企業誘致戦略に整理いたしております。

まず、本市の特長及び強みにつきましては、1つ目が、九州、熊本県のほぼ中央に位置し、2か所の高速インターチェンジと鉄道駅5駅を有し、重要港湾の八代港にも近いというアクセスの良さ。2つ目が、宇城市を中心として近隣自治体からも労働力の供給を受けられる、人材確保における優位性がある。3つ目が、加工や製造に高い技術を有する地元企業の存在です。

そして、こうした強みを活かして、半導体関連企業をはじめとする高付加価値企業や物流関連産業の誘致に取り組むとともに、既に市内に立地している地元企業の事業拡大や機能拡大を支援することとしております。

○18番（河野正明君） 本市の特長、強み、また誘致したい業種ということで答弁いただきました。1つ目が、アクセスの良さですよね。2つ目が、人材確保における優位性。3つ目が、加工や製造に高い技術を有する地元企業の存在であるということであります。そういった3つの点を合わせるならば、物流関連の産業、また半導体関連の企業といったところに、やはり大手の企業としては絞られるのではないかと私も思っております。宇城市は、立地条件としては本当に素晴らしいところであると思います。そういった立地条件からするならば、やはり物流関連の企業等々の誘致というのは大事な部分であるのかなと。そしてまた半導体関連ですけど、TSMCの進出によって、いろんな部品の半導体関連の企業が今まさに熊本に進出をしております。今がチャンスでありますので、どうか本当に3つの条件からすれば、宇城市は企業誘致するためには素晴らしいところであると思いますので、どうか今後、このタイトルにありますけれども地方創生、大都市から地方へ、地方から大都市への流出を防ぐ、人口減少が着々と本当に深刻な状況で進んでおります。そういった中で、若者が働けるこの宇城市、雇用というのが若者の流出を防ぐ唯一の方法

だと私は思いますので、その点どうか今後しっかりと企業誘致に向けて、今大きなチャンスでございますので、よろしくごお願い申し上げ、次の質問に移ります。

地方創生関係交付金を利用して取り組んでいる事例としてお尋ねをいたします。まずもって、地方創生関係交付金は、地方自治体が従来の縦割り事業だけでは対応しきれない課題を克服することを目的とするものであることから、これを活用した取組は、政策分野横断的なものとなることが期待をされています。一方、事業の一部を切り出すことによって、他省庁等による補助金を活用した方が、交付対象となる経費の範囲や補助率等の面で有利になることがあると言われております。他の関連施設と交付金を戦略的に連携させることは、成果を上げていく上で有利であります。そこで、地方創生関係交付金を利用して取り組んでいる事例に対してお尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 地方創生交付金は、地方創生を後押しする目的で、平成26年に内閣府で創設されました。市では、平成27年から地方創生交付金を活用した事業を開始し、昨年度末まで22事業、累計で1億7,596万円の交付を受けております。

主な事業としては、平成27年に取り組んだ三角西港の観光客誘導事業などに4,960万円ほど、平成27年から平成31年までに取り組んだ、新規ビジネスを生み出す雇用創出に向けた域内経済循環促進事業へ2,370万円ほど、平成28年に、小川町に開設したビジネスサポートセンター建設に活用したコミュニティビジネス創出拠点整備事業の4,900万円などがあります。近年では、令和2年から地場産品のブランド化に向けた地域商社推進協議会による販路拡大事業に活用しております。

また、令和4年度からデジタル田園都市国家構想交付金が創設されましたので、それを活用いたしまして、令和4年度に庁舎のキャッシュレス化を進めるオンライン誘導型窓口業務事業や、地理情報システムを導入して、市民サービス向上に取り組んだデータ連携共通基盤構築事業などに7,840万円ほど交付を受けております。本年度もこの交付金を活用し、コミュニケーションアプリのLINEを活用した各種申請、問合せのデジタル化を進めているところでございます。

○18番（河野正明君） 平成27年から地方創生交付金を活用した事業を開始しておられます。昨年度末まで22事業、そして累計で1億7,596万円の交付を受けて主な事業を行っておられます。これに関しては、しっかり取り組んでいらっしゃるというところを私も認識いたしました。本年度は、コミュニケーションアプリのLINEを活用した各種申請、問合せのデジタル化を進めているということで、しっかりと取り組んでおられるということで認識をいたしました。今、地域の特性を

活かして、地方創生関係交付金の活用で地域を活性化していくことができるチャンスであると言われております。どうか今後とも本当に期待をしておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、まだ時間はありますが、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後2時59分

第 4 号

12月6日(水)

令和5年第4回宇城市議会定例会（第4号）

令和5年12月6日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 議案第61号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議案第62号 | 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第63号 | 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第64号 | 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第65号 | 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第66号 | 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第67号 | 宇城市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第69号 | 宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第70号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第71号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第72号 | 工事請負契約の締結について（小川中学校旧校舎解体工事） |
| 日程第13 | 議案第73号 | 工事請負契約の締結について（小川中学校外構工事） |
| 日程第14 | 議案第74号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火小学校屋内運動場他新築工事） |
| 日程第15 | 議案第75号 | 権利の放棄について（平成11年台風18号災害援護資金貸付金に係る債権） |
| 日程第16 | 議案第76号 | 指定管理者の指定について（三角西港観光施設） |
| 日程第17 | 議案第77号 | 指定管理者の指定について（地域間交流施設金桁温泉） |
| 日程第18 | 議案第78号 | 公の施設の他の団体の利用に関する協議について |
| 日程第19 | 議案第79号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第20 | 議案第80号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第5号） |

- 日程第 2 1 請願第 3 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める
請願
- 日程第 2 2 請願第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元
をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採
択の要請についてに関する請願
- 日程第 2 3 同意第 2 2 号 農業委員会委員の任命について（吉富 訓生氏）
- 日程第 2 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（一村 智明氏）
- 日程第 2 5 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20 人）

- | | |
|----------------|----------------|
| 2 番 四 海 公 貴 君 | 3 番 村 上 真由子 君 |
| 4 番 河 野 真 理 君 | 5 番 吉 良 邦 夫 君 |
| 6 番 田 中 美 君 君 | 7 番 嘉古田 茂 己 君 |
| 8 番 原 田 祐 作 君 | 9 番 永 木 誠 君 |
| 10 番 山 森 悦 嗣 君 | 11 番 三 角 隆 史 君 |
| 12 番 坂 下 勳 君 | 13 番 高 橋 佳 大 君 |
| 15 番 溝 見 友 一 君 | 16 番 園 田 幸 雄 君 |
| 17 番 福 田 良 二 君 | 18 番 河 野 正 明 君 |
| 19 番 入 江 学 君 | 20 番 豊 田 紀代美 君 |
| 21 番 中 山 弘 幸 君 | 22 番 石 川 洋 一 君 |

4 欠席議員（2 人）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 坂 元 大 介 君 | 14 番 高 本 敬 義 君 |
|---------------|----------------|

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 天 川 竜 治 君
市長政策部長 元 田 智 士 君	市 民 部 長 黒 崎 達 也 君

福祉部長	岩井智君	保健衛生部長	井住寿宏君
経済部長	浦田敬介君	土木部長	平木恵一君
教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	坂本優子君	市民部次長	岩竹泰治君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	星津章博君
教育部次長	米田年宏君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	西村光代君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	園田弥生君	財政課長	田尻勇樹君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、議事日程記載の日程第20、議案第80号であります。関係資料は一般質問終了後に配布いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、21番、中山弘幸君の発言を許します。

○21番（中山弘幸君） 宇城市民の会の中山でございます。早速質問に入りたいと思います。

1番の市職員及び特別職の副業について質問いたします。私は令和3年第4回定例会で、農家の働き手不足の対策として、全国で公務員の副業を農業分野に認める自治体が増えているので、宇城市でも取り入れたらどうかと質問をした経緯があります。その後も日本農業新聞等では、度々取り上げられております。現在、人手不足は農業分野だけでなく、医療や福祉さらには運送業界などあらゆる業界に及んでおります。私は農家でもありますがけれども農業は国の基礎であると同時に、日本の食料自給率の現状、そしてウクライナ危機で露呈した日本の食料安全保障の脆弱さを憂うと、不安になるのは私だけではないと思います。そのようなことを念頭に置きまして、質問を進めたいと思います。あらかじめお断りしますが、質問項目の（1）につきましては、省略させていただきます。

（2）の職員の副業・兼業について、現在どのような取扱いになっているのか。また実績等についてお尋ねいたします。

○総務部長（天川竜治君） 本日は、議長のお許しを得て、地方公務員法第38条営利企業への従事等の制限を簡潔にまとめた資料を配布しておりますので、こちらの方をご覧ください。

地方公務員の副業については、地方公務員法により、「職員が営利企業の役員等を兼ね、若しくは自ら営利事業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事する際には任命権者の許可を受けること」とされております。これは、職員の職務への専念義務や公正な職務遂行、公務への信頼確保の趣旨から設けられているものでございます。

このため、正規職員とフルタイムの会計年度任用職員につきましては、副業を制限しておりますが、職員から営利企業従事許可申請がなされた場合、平成29年度

に定めた営利企業従事の運用基準を基に、個別具体的に審査を行い、適正であれば、営利企業への従事の許可を出しております。

また、正規職員よりも勤務時間の短いパートタイムの会計年度任用職員につきましては、副業ができるものとしております。

これは、勤務時間が限られており、極めて短い時間のみ公務に従事する場合も考えられ、これらの職員の生計の安定、多様な働く機会の確保のためにも柔軟な対応が必要であると考えことから、副業を可能としております。なお、当然ながら、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用されるため、当該職員から営利企業従事について報告を求めることとしております。

次に、宇城市における営利企業への従事の許可をした実績について説明をいたします。

令和5年度に許可した主な内訳は、大学の非常勤講師1人、簡易水道組合の理事1人、そして、令和5年10月に実施されました住宅・土地統計調査への従事者35人となります。また、令和4年度には、行政区の役員や専門図書の原稿執筆、各種講演会での手話通訳等がございました。

これらは、事前に総務課へ営利企業等従事許可申請書を提出し、運用基準に基づき、許可を出しております。

審査にあたっては、職務遂行上の能率低下を来さないこと、当該企業と市が利害関係にないこと、職務の公正、信頼性の確保を妨げることがないこと等に着目し、審査を行っております。

○21番（中山弘幸君） 基本的にその許可を受ければできると理解をいたしますけれども、特に農業についてですけれども、基本的に宇城市の服務規程では農業等についてはどのような規程になっているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（天川竜治君） 宇城市の服務規程では、第17条、法第38条第1項の規定により兼職・営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、あらかじめ営利企業等従事許可申請書に関係書類を添付して、任命権者に提出しなければならないとなっております。具体的に営利企業等従事許可基準によりますと、農業につきましては、米、麦、そ菜等を生産する農作、果樹栽培、酪農等で自家消費に充てることを主たる目的とする小規模なものは営利企業には含まれない（「事業若しくは事務」に従事に該当しないと解される）。一方、大規模に経営して店舗その他の営業設備を有するなど、客観的に企業と判断されるものは営利企業に該当するが、個別に検討することが必要となるとしております。

○21番（中山弘幸君） 営利企業等従事許可基準の中では、個別に判断するというところで理解します。資料1で紹介しております全国の自治体では、農業分野の副業を

地域貢献等として位置付けて、ルールを明確にして副業を奨励していると私は理解しております。ここで、長野県の取組を紹介します。長野県では、地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度を制定し、社会貢献活動に積極的に参加し、そこから得られる学びを職務遂行や行政サービスの向上に活かすことを目的に職員の副業を奨励しています。そのツールとして資料3のアプリを活用しておられます。このアプリは、県が補助金を出している団体が作成したものです。私は宇城市でもこのようにルールを明確にして、副業のハードルを下げて副業に取り組みやすくすべきと考えますが、答弁は（5）のところまでまとめてお願いいたします。

次に、（3）の特別職の副業・兼業についてお尋ねいたします。地方公務員法では、特別職は適用されず、営利企業等への副業も制限がないということですが、常勤である教育長、副市長が全く何も制限もなく、報告義務がないということは理解し難いのですが、その点はいかがでしょうか。

○総務部長（天川竜治君） お配りした資料をご覧ください。公務員の副業・兼業についての資料をご覧ください。

一般職の地方公務員につきましては、地方公務員法により営利企業への従事が制限されておりますが、特別職については、この地方公務員法の適用を受けません。

ただし、市長及び副市長につきましては、地方自治法で兼業禁止の範囲が規定されており、「当該普通地方公共団体に対し、請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」となっております。

また、教育長につきましては、地方公務員法ではなく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で制限されております。教育長の場合は、市長及び副市長とは異なり、教育委員会の許可を得ることにより、営利企業への従事が認められる制度となっております。

○21番（中山弘幸君） 教育長におきましては、地方教育行政法の中で定められているということで理解をいたします。宇城市では、平岡教育長は高校のサッカーの総監督をされていると聞いておりますけれども、私は総監督がどのような立場なのか、また報酬のあるなしについては知りませんが、本日の質問の本質ではありませんので、この件はいずれ機会を設けて改めて質問することにしまして、次に移ります。

次に、具体的な事例についてお尋ねいたします。例えば、部活動やスポーツクラブ等で指導する場合、また親戚や知人などの農作業を手伝うこと、このような場合はどのような取扱いになっているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（天川竜治君） まず、地方公務員法第38条、営利企業への従事等の制限

の逐条解説におきまして、制限される行為の中に報酬を得て事業又は事務に従事することがございますので申し上げます。

報酬を得て事業又は事務に従事することは、それがいかなるものであれ、例えば、営利を目的としないものであっても禁止される。ここで報酬とは、給料、手当などの名称のいかんを問わず、労務、労働の対価として支給あるいは給付されるものである。しかし、収入が全て報酬であるとされるのではなく、労働や労務の対価ではない給付、例えば、講演料や原稿料などの謝金、あるいは実費弁償としての車代は報酬には該当しないものと解されております。

これを踏まえて、部活動やスポーツクラブの指導についての取扱いであります。報酬を得ない指導であれば兼業とはなりません。また、大会会場までの交通費相当分など実費弁償程度であれば、報酬ではありませんので兼業許可は不要です。

次に、農作業を手伝う場合の取扱いですが、報酬を得ない手伝いであれば兼業ではありません。なお、ほ場までの交通費相当分など実費弁償程度であれば、報酬ではありませんので許可は不要となっております。

○21番（中山弘幸君） 現在でもその農作業の手伝いや部活動の指導等は行われているものと理解しますが、一般的に公務員は副業はできないという認識がありますので、そのため報酬についてもボランティア的になりがちではないかと思えます。そこで、ルールを明確にし、広く市民に周知することで、アルバイトを頼む方も頼みやすくなり、また頼まれる側も報酬をもらいやすくなるのではないかと考えます。その点はいかがですか。

○総務部長（天川竜治君） あくまでも市の職務遂行に支障がない、あるいは職務を疎かにしないなど、副業で精神的に疲れが出ない、本業に支障が出ないという範囲の中で申請をしていただければ、許可をしていきたいと思っております。

○21番（中山弘幸君） 今後は中学校の部活動の社会体育移行の問題等もあります。そういう中では、この宇城市役所は人材の宝庫であると思っておりますので、そういった面でも、取り組みやすくなるような制度設計が必要ではないかと思っております。

それでは、（5）の宇城市の副業についての見解についてお尋ねいたします。私は今回の質問にあたりまして、資料1にあります10自治体のうち9自治体に問合せをいたしました。全てからまだ返事は来ておりませんが、要綱ができる前とできた後ではどのような違いがあったかを尋ねてみました。山形県寒河江市では、サクランボの産地で、もともと服務規程で定めてありましたが、サクランボについて時間などの詳しい取決めがなかったため、サクランボ作業を解禁するにあたって要綱を策定されたそうです。そして市職員からも市の基幹産業への見解を深め、市のシンボルを守る力となるよう取組が始められ、現在では県職員をはじめ、県内市

町村でも取組が広がっており、今後は市内外への一般企業へも活動を普及することを期待しているとのこと。北海道新得町の場合、報酬を伴う場合でも職務外に積極的に地域貢献活動に出向くことで、肌で地場産業に触れ、地域理解につながることや地域住民との交流を重ねることで信頼関係を構築でき、職務遂行に役立つことが期待できるということ。また要綱を明確にしたことにより、職員の副業に対するハードルが下がったと感じておられるそうです。北海道様似町の場合、兼業に関する基準を明確にしたことで、兼業に関わりやすい職場環境につながったと感じている。以前はあいまいな基準の中で、誰がいつ何の兼業をしているのかも分からず運用していましたが、職員管理という側面でも見える化につながったと思います。人手不足に悩む農家や漁師からも職員に声掛けしやすくなったように思える。少しは一次産業の地域貢献活動につながっているかもしれませんということです。また青森県弘前市でも、特産品のリンゴの農作業に特化して、副業の要綱を策定されており、貴重な資料を頂いております。現在でも、地方公務員法の範囲の中で副業はできると理解しますが、このように全国的にも地域貢献活動として、また地域住民との交流、さらには農家の人手不足を目的として副業を推進する自治体が増えております。宇城市でも農業に特化した要綱を策定して、前向きに検討してはどうかと思っておりますが、宇城市の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（天川竜治君） 少子高齢化社会の進行により、地域の様々な担い手不足が問題とされている中で、公務員が副業・兼業という形で持続的に地域づくりや地域課題の解決に関わることができる可能性があり、政府は、働き方改革の一環の中で副業や兼業の促進を図っております。

一方、宇城市では、職員のワークライフバランスの実現に向けて、仕事と生活の調和を図るため、働きやすい職場づくりを念頭に、まずもって、超過勤務の縮減、年次有給休暇取得の推進等を進めているところでございます。

副業・兼業ということであれば、一定の精神的、肉体的負担が発生するものと思われれます。あくまでも副業・兼業は職員個人の判断でございますので、積極的に副業・兼業を職員へ推奨することは、慎重にならざるを得ないと考えております。

また、本市で要綱等を定め、兼業のルールを明確にすることにつきましては、現行の本市の運用基準で進めてまいりたいと思っております。

○21番（中山弘幸君） 現状の要綱で十分対応できるという理解をいたしました。私はこの副業に関する要綱を明確にすることで、農家の人材不足が解消するとも思っておりません。ただ、今なぜこのような動きがあるかをよく考えていただいて、前向きに検討されることを期待して、次に移ります。

次に、農家の人手不足についてお尋ねいたします。（1）につきまして、人手不

足につきましては、農家だけでなく全国的に様々な分野で課題になっており、今後ますます厳しくなるのではないかと思います。また、外国人材にしましても、円安の影響もさることながら、制度変更も今議論されており、地方には不利になる改正があるかもしれません。先日の全国農業新聞では、農家の減少や高齢化などの労働力不足で、全国で果樹やお茶の栽培面積が2%から3%減少したとの記事もありました。そのような中で全国では働き手を確保するための様々な取組がされております。一例を挙げますと、資料3のJAひろしま三原地域本部の「おてつたび」を配布しております。これは旅行者が働いて報酬を得ながら、空き時間や休日に地域の観光ができる仕組みです。もう一つの事例は、資料2の愛媛県JAにしうわの事例で、ミカンの収穫のアルバイトをきっかけに、Iターンによる就農者が増えているという記事です。ほかにも多くの事例がありますが、そこで宇城市としましてもそのような事例を参考に、独自の施策を検討してもいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○経済部長（浦田敬介君） 農業の人材不足解消については、全国でも重要な課題として捉えられております。就労時間の設定など就労環境の明確化、外国人技能実習生採用による労働力の補完、またロボット技術やICTを活用するスマート農業への転換等、農業は重労働というイメージを払拭するため、改善に向けた事例は多くございますが、基幹農業者の高齢化による離脱が加速し、新規就農者の確保も困難であることを考えますと、厳しい状況はまだまだ続いていくものと感じております。

本市も他自治体と同様に、農業者の減少や耕作放棄地の拡大は大きく懸念されるところであります。

まずは、後継者がいない、農地の借り手がないなど、農業者、農地所有者の皆様への不安な思いをワークショップを通してお聞きし、耕作放棄地を広げることなく農業を続けていけることを目標に、地域計画の策定を進めていきます。

それからは、個々の労働力の確保が難しいこと踏まえて、地域で協力して営農を行う集落営農の組織づくりを中心に据え、全国の事例なども参考にしながら、人材不足解消に向け、議論を重ねたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） 現段階では、集落営農を中心に取組を進めていると理解をいたしました。

(2)の週末アグリについてお尋ねいたします。現在宇城市では、一部の農家で週末アグリが取組がなされております。週末アグリとは、普段は会社等に勤めている人や学生が、週末を活用してアルバイトをすることです。現在ではそれぞれで週末アグリを実践しておりますが、今後は組織化し、将来的には週末アグリを入口として新規就農、耕作放棄地の解消などにつながればと考えておられます。週末アグ

りという言葉自体、まだ一般的に周知されておらず、まだ始まったばかりの取組ではありますが、今後農家の働き手不足の有効な一手になると考えられます。今後、宇城市としてどのような支援が考えられるかお尋ねいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 本市職員の場合、営利企業従事の基準を基に個別具体的に審査を行い、先ほど総務部長が申し上げましたとおり、適正であれば副業が認められますが、単に収入を得ることだけが目的の副業は該当しかねます。

御指摘の週末アグリは、今、徐々に浸透し始めたばかりですので、将来的にどのような取組となっていくか、他の自治体の状況も参考にさせていただきと考えています。

現在既に、市内においても民間事業者により農家と求職者を仲介するサービスが始められていますし、WEB上では労働力募集アプリが開発運営されていますので、まずは、認定農業者を対象とした市農業フォーラムの中で、その利用方法の研修を予定しています。

○**21番（中山弘幸君）** 民間の事業者の取組も参考になれば、それもいいと思います。昨日の熊日新聞の8面にも、松山市のベンチャー企業が手がける農業に特化したマッチングサービス「A I a g r i.（アイアグリ）」が紹介されておりました。見られた方も多いかと思います。このようなサービスを利用することも有効であると思います。この週末アグリの取組はまだ始まったばかりなので、今すぐ何かの支援を期待するものではありません。お配りしました資料3ですね、山形県が補助金を出している団体が作成しているもので、週末アグリはこれに近い取組ではないかと考えております。農業は作物や営農規模によって違いはありますが、特段の資格等は必要なく、単純作業が多く、短期間で即戦力になることができます。宇城市としても、できれば将来的にはJAや民間事業者などと連携して、農家の人手不足の解消の先頭に立っていただければと期待をしております。そこで市長に現在の農業の置かれた状況など、また全国的な取組がなされている現状を踏まえて、市長の見解をお尋ねいたします。

○**市長（守田憲史君）** 宇城市職員の週末アグリについては、全く個人の問題だと認識しております。人手不足については大変深刻な問題で、農業分野だけではなく、全産業に関わる国レベルでの大きな課題です。国・県・市で連携して考えなければならぬと考えております。

○**21番（中山弘幸君）** 市長、誤解してもらいたくないのは、別に週末アグリは市職員を対象にしているものではございません。一般的な方を対象にしているものです。そこだけは誤解がないようお願いいたします。こういった私がさっき申しましたとおり、人手不足は農業だけではなく、全産業に及んでいますけれども、特に農業

に特化して全国的な取組がありますので、それに対しての見解といたしますか、市長の見解は理解いたしました。

次に、子宮頸がんワクチン接種について質問をいたします。私は以前、約10年ぐらい前だったと思いますが、子宮頸がんワクチン接種について質問をいたしました。それから間もなくして重篤な副反応が問題となり、国は積極的奨励を差し控えるように通知を出しました。それで私は安心しておりましたけれども、10年前のワクチン接種でいまだ苦しんでいる人が多くいるにもかかわらず、また積極的に接種を推進しております。そして、また多くの人が重篤な副反応で苦しんでおられます。それで少しでも注意喚起になればと、そういう思いから質問をいたします。まずは、宇城市の取組からお尋ねいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 子宮頸がん予防・HPVワクチンは、平成25年4月から予防接種法に基づき、市町村が実施する定期予防接種となっていました。ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な痛みや運動障害等が接種後に見られたため、国の専門家会議での議論等を経て、同年6月に、国から接種の積極的勧奨を差し控えるよう通知が出されました。

その後、令和3年11月の国の審議会において、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことで、積極的勧奨の差し控えを終了することとなりました。

これを受け、本市でも令和4年4月より定期予防接種の積極的勧奨を再開することになり、接種対象者宛てに個人通知を行うとともに、ホームページにワクチン接種に関する情報などを掲載し、周知を行っているところです。

子宮頸がん予防・HPVワクチンの対象者と実績について、令和4年度においては、定期接種の対象者が小学校6年生から高校1年生までの1,556人で、接種者の総数が延べ349件ありました。

また、平成25年6月からの積極的勧奨の差し控えにより、接種機会のなかったキャッチアップ接種の対象者が年齢16歳から25歳までの2,048人で、接種者の総数が延べ325件ありました。

令和4年度の全体としては、対象者3,604人に対して、接種者が674件となっております。

○21番（中山弘幸君） 次に、副反応についてお尋ねをいたします。宇城市の副反応に対する認識と、宇城市における副反応の状況をお尋ねいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 定期予防接種で使用されている子宮頸がん予防・HPVワクチンは、子宮頸がん予防ワクチンとして、感染前に接種することにより、そ

の予防効果に関して高い有効性が示されております。

一方、ワクチン接種後の副反応として、接種部位の痛みや腫れ、赤みなどが起こることがあり、まれに重いアレルギー症状や神経系の症状が起こることが報告されております。

国が発表している副反応の症例の件数としては、因果関係があるかどうか分からないものや、接種後短期間で回復した症状を含めて、HPVワクチン接種後に生じた症状として報告があったのは、接種1万人当たり約8人から9人となっており、このうち報告した医師などが重篤と判断した人は、接種1万人当たり約5人から7人となっております。

また、熊本県が把握している令和3年度から令和5年度までの3年間における副反応の症例の件数につきましては、熊本県全体として5件の報告がっておりますが、宇城市においては、これまでのところ報告はあっておりません。

ワクチン接種後に気になる症状等が生じた際には、まずは接種を行った医療機関の医師に相談し受診していただき、医師が予防接種法に基づき国に副反応の報告を行うことになっております。

市では、定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく給付を受けることができる健康被害救済制度などに関する相談を受け付けております。

今後もこのようなサポート体制について、更なる周知に努めてまいります。

- 21番（中山弘幸君） 現在、国はワクチンによる副作用を認めておりません。そのためどんなに重篤な副反応が出ても、何の補償も受けることはできないということです。また10年前の副作用による被害の裁判が続いている中で、いまだ治療法は確立されておられません。加えて、治療ができる医療機関もほとんどなく、対応できる医師も全国で数人しかいないそうです。加えて、新しく加えられたシルガード9というワクチンは、これまでのワクチン、サーバリックスやガーダシルに比べて副反応が高いことが、厚生労働省のリーフレットの片隅に紹介されております。国はそういうことが分かっているながら、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると、訳の分からないことを言って積極的に接種を推進しております。資料5を見ていただきたいと思います。これは、天草在住の相原さきさんの事例です。御家族の了承を得て実名で出しております。時間もありますので、抜粋して説明いたします。ワクチン接種後翌日から38度を超える熱があり、37.5度の熱が5か月間続いた。翌週には視覚障がいが出てきて、現在も続いていると。副反応に共通しているのが、頭が割れるように痛いということです。発症後の病院の対応としまして、接種した産婦人科医院はすぐに地元の拠点病院を紹介してくれたが、その後、

熊本市内のK病院では産婦人科のほか、眼科、脳神経内科を受診したが、CT画像や血液検査などの数値に異常が表れなかったため、何の処置もされなかった。原因不明で本人の持病が接種後表れたのではないかとされた。4番の副反応の治療に対しての補償の有無について。現在は高校生なので子ども医療は適用されているが、18歳以降は不明。子ども医療の延長を依頼している。⑤鹿児島県の病院へ通院される際の費用について。公立学校共済と子ども医療で支払われるのは治療費のみで、入院におけるベッド代や食費、交通費等は全て実費ということです。⑥今一番要請したいこと。国は、心因性の心の問題等とごまかさず、副反応として自己免疫性脳症を認め、HPVワクチン接種を中止して、まず副反応に対する治療法の確立に努めてほしい。ワクチンの効果も疑わしいが、副反応のリスクについてもきちんと情報を国民に伝えてほしいということです。このように、副反応で苦しんでいる人がいるにもかかわらず、国はいまだワクチン接種の因果関係を認めていません。

次に、(3)接種時の説明についてお尋ねをいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 本市におきましては、積極的な勧奨の再開に伴い、定期接種対象者及びキャッチアップ接種対象者に対し、予防接種に関する通知、予診票、予防接種に関するパンフレット、接種実施医療機関の一覧表などを個別に配布しております。

配布資料には、予防接種による副反応や健康被害救済制度について記載した説明書と、ワクチンに関する相談先一覧などを同封し、ワクチンの効果や副反応の説明、3種類のワクチンの一般的な接種スケジュールなどを記載しており、ワクチン接種について十分理解していただけるための情報提供を行っております。

また、市ホームページに、ワクチン接種に関する記事を掲載するとともに、接種実施医療機関に医療従事者向けのワクチンに関する情報の資料を送付し、周知を行っているところです。

市としましては、今まで勧奨を控えておりましたワクチン接種が、積極的勧奨になりましたので、今後も接種対象者及びその保護者に対し、情報提供や周知により、ワクチン接種への理解を深めていただく必要があると考えております。

子宮頸がんの予防には、HPVワクチン接種の有効性が示されていること、また、ワクチン接種のみならず、早期発見・早期治療につながるがん検診受診の重要性も併せて、今後も国の動向を注視しながら、市民の皆様に情報提供を行っていきたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） 国から配布された資料を見させていただきました。確かに副作用のことも書いてあります。また、重篤な副反応や後遺症が残った場合は、法律上の補償が受けられることも書いてあります。しかし、ただし書きがあり、それは

ワクチン接種との因果関係が認められた場合であり、現在国は接種による副反応を認めておりませんので、先ほどの相原さきさんのような重篤な健康被害が起きても何の補償もないということです。しかもその治療法はまだ確立されていないということです。しかし、国からの資料を見ただけでは、そこまでのリスクは普通考えないと思います。ほとんどの人は、何かあったときは自治体や国が何とかしてくれると安心して、接種を受けると思います。おそらく相原さきさんは、そのようなリスクがあることが事前に分かっていたら、もしかしたらワクチン接種は受けられなかったかもしれません。私はここで、ワクチン接種をやめろと言うつもりはありません。できればそのような大きなリスクがあることを、また大人になってからの定期健診でも十分に予防が可能であること、そのような情報を提供した上で、接種するか判断をしてほしいと願っております。答弁は求めませんが、そのことを指摘いたしまして、次の質問に移ります。

次に、宇城広域消防西分署の移転についてお尋ねをいたします。まずは移転候補地につきまして、これまでの経過をお尋ねいたします。

○市民部長（黒崎達也君） まず、西分署と申しますのが、現在では三角分署と申します。この三角分署は、昭和49年に建設され、約50年が経過しております。大雨時には、三角分署に面している国道266号が冠水しまして、緊急出場等に支障を来している状況でございます。警報発表時におきましては、三角支所若しくは三角防災拠点センターに消防署の車両を避難させ、業務を行ったこともあるとのことでございます。

移転場所の選定につきましては、宇城広域連合消防本部と協議を重ねまして、慎重に議論してきたところではございます。

まず、候補地として、公共用地である三角B&G海洋センター横敷地、旧三角保健センター跡地、旧三角東小学校跡地、三角防災拠点センター横敷地の4候補地を挙げ、そのほかにも利便性が高いと思われる民有地等を候補に入れて調査をいたしました。しかしながら、そのほとんどがハザードマップ上で浸水区域、土砂災害警戒区域に該当しておりまして、不適當と思われる箇所を削除していきまして、最終的に三角防災拠点センター横敷地を適地として選定いたしました。

その大きなメリットとして、済生会みすみ病院との連携のしやすさ、ヘリポートの建設によるドクターヘリの活用、熊本天草高規格道路のインターチェンジ建設予定地の近くであり、網田分署との連携のしやすさ、高台で災害に強い場所であることなどが挙げられます。

なお、東日本大震災後は、全国的に消防施設等の高台移転が求められておりまして、県内を見ましても、令和2年7月豪雨により被災しました人吉市の下球磨消防

本部は、市内の平坦地から高台の梢山工業団地へ移転する計画となっております。

○21番（中山弘幸君） 今の公共用地につきましては説明がありましたけれども、民有地として大体どの辺りを検討されたのか、その点をお尋ねいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 民有地につきましては、三角町波多、行政区でいいますと塩屋区にあります土地、それと三角東小学校跡地の北側の農地でございます。また、郡浦地区の新地区や下本庄区辺りの国道266号沿いを調査いたしました。

○21番（中山弘幸君） 私は、防災センター横は余りにも幹線道路から離れており、やはり消防署は幹線道路から見える場所か、幹線道路付近が望ましいと思っております。例えば、B&G海洋センター横、保健センター跡地のかさ上げや民有地の造成等は検討されなかったのか。その点をお尋ねいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 御意見いただきました市有地のB&G海洋センター横、保健センター跡地でございますが、当然のごとく検討いたしました。その結果、候補地につきましては、洪水・高潮浸水想定区域内にあるため、敷地をかさ上げしたとしても周辺道路が浸水し出動できないという状況になります。消防活動ができないため不適との判断をいたしましたところです。三角町波多塩屋区の土地につきましては、管理会社にお尋ねしましたが、全筆買収約6,000平米を希望されておりますので、買収金額が高額となるため困難との判断をしたところでございます。そのほか、民地の新地区や下本庄区の国道266号沿いは、郡浦川の近くでありまして、郡浦川周辺は広範囲で洪水浸水想定区域に指定されております。

○21番（中山弘幸君） 質問の関係上、次の（2）の場所選定のプロセスについてということで質問いたします。今、答弁の中で、検討された場所はかさ上げしても、周囲の道路が浸水地域に入っているので、候補地にはならなかったということで理解をいたしました。そこでちょっとモニターを使いますけれども、まずここが第1候補地の防災センター跡地の横ですね。これがB&G海洋センター横の候補地、これが保健センターですね。これが旧東小学校の跡地。確かに浸水区域にはなっております。これが郡浦の前越地区ですね。ここが現在の三角分署です。この辺がヤマザキデイリーストア。確かに道路も浸水地帯に入っております。道路まで浸水地帯に入るの私は不思議に思うのですけれども。ここが防災拠点センターの跡地ですね。確かにここにルートが3本ございまして、ここの第1ルートが三角簡易裁判所に向かうところです。第2ルートが三角東港5区辺りに下りるルートがあります。第3ルートが波多の塩屋地区に下ります。これを見ていただくと分かりますけれども、第2ルートと第3ルートの付近は、浸水地帯に入っております。また第1ルートは高規格道路にあたり、工事が始まると使用ができません。結局、第3ルートも山から下りれば浸水地帯にあるわけで、高潮が起きた場合には陸の孤島になる可

能性もあるわけです。何が言いたいかと申しますと、要するに防災センター跡地も、例えばB&G横の土地をかさ上げた場合と条件は同じではないかということ、私は言いたいわけです。ですから、防災拠点センターしかないということではなくて、ほかにも選択肢があるのではないかと思いますけども、その点はどのようにお考えですか。

○市民部長（黒崎達也君） ただいま御意見いただきました防災拠点センター横の土地につきまして、最終的に判断をしたところはあそこでございますが、それ以外の土地、市有地におきまして、現在の状況でこちらに用意しておりますハザードマップですね。実際に三角地区におきまして、国道沿いが本当はベストでございました。私たちが国道沿いを大分探しました。しかしながら、現時点でこの国道沿いで余分な費用を掛けずに、できるだけ費用を安く選定できる場所はないかというところから、市の候補地が4つ、民間の土地を4か所程度あたりでしたが、どの土地におきましてもやはり浸水想定区域内であったり、被害を被る場所でございます。我々行政としましては、このハザードマップで浸水想定区域であるということが前提になっているところを選定することは、やはり不可能ということで行政としては判断したところでございます。

○21番（中山弘幸君） それは分かります。分かりますけれども、結局、防災拠点センター横も高潮があった場合は陸の孤島になるということは、私は間違いないと思いますので、私も相当国道沿いを検討しましたが、結局その国道が浸水地域に入っているということで一時は納得しましたが、そういうことならば国道沿いをかさ上げするとか造成するとか、最初説明を受けましたときにできるだけお金は使いたくないということは伺いました。それは分かります。分かりますけれども、やはりその多少の造成費は掛かっても、私は国道沿いがいいのではないかと考えておりましたし、今でもこの辺なら可能ではないかというところの考えもあります。ここで述べることは差し控えますけれども、そういうことで、今後私もまた提案をしていきたいと思っております。

次に、（3）の地域的バランスについてお尋ねをいたします。防災拠点センター横の土地は、現在の三角分署から約4キロ移動し、時間にして約6分になります。近くなる場所もありますが、三角全体を考えたときに余りにも地域的バランスに欠けていると言わざるを得ません。その点はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 宇城広域連合消防本部が策定しております、消防署適正配置計画の中におきましては、熊本宇城農業協同組合西営農センター、いわゆるJAのかんきつ選果場周辺が適正な場所ということで情報提供をいただきました。

三角防災拠点センター横敷地につきましては、現在の三角分署からしますと車で6分程度の距離にありますが、適正配置計画からいたしますと適地の範囲内だと考えられます。これにつきましては、宇城広域連合消防本部も同じ意見でございます。

また、3つの市道からアクセスができることや、先ほど述べました宇城広域消防網田分署との連携のしやすさ、それと三角地区全体の居住状況を考えた際に、バランスの取れた箇所であるということで判断をしたところでございます。

○21番（中山弘幸君） 適正の範囲内ということですが、三角地区全体の居住状況を踏まえたということはどういうことなのか。そしてまた、三角地区の一番東側の大口地区は、現在で到着まで何分で、移転した場合は何分になるか、その点をお尋ねいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 先に述べましたとおり、宇城広域連合消防本部が策定しております消防署適正配置計画の中におきましては、熊本宇城農業協同組合西宮農センター付近がベストではございますが、現在の三角分署からいたしますと、若干西側に移転することになりますので、それでも適正な範囲内だと思っております。防災拠点センター周辺と申しますのが、三角町におきましては一番の人口密集地域であるということでございます。三角町の総世帯数が約3,000戸ございますが、そのうち約1,200戸が集まっております。消防署適正配置計画は、地理、人口、過去の災害や道路など、様々な状況を考慮してございます。

また、緊急時は、宇城広域連合消防本部の消防本部通信指令課のシステムから、各消防署を問わず一番近くにいる緊急車両を把握し、現場へ向かわせます。

なお、大口地区につきましては、現在の三角分署からの到着時間は約10分でございます。それから、候補地が西側に移動しますので、候補地から大口までは約16分という計算でございます。

○市長（守田憲史君） 中山議員の御質問内容を聞いておりますと、中山議員地元近くの場所での議論であろうと思っております。今回、防災拠点センターの隣に建設をさせていただくのは、大きなメリットとして済生会みすみ病院の隣であること、これが1番目。2番目にヘリポートの建設によって、ドクターヘリとの連携ができる。そしてかつ済生会みすみ病院との連携ができる。3番目、熊本天草高規格道路のインターチェンジの建設予定地の近くであり、高規格道路と連携。これは、三角町でのインターチェンジが3か所でき、かつ網田にもできますので、網田インターチェンジの近くに網田分署もあり、極めて広範囲に連携ができるということ。そして、人吉市でもいろいろな災害がありましたが、やはり海べたの地域では高台に災害に強い場所をつくらなければならない。この5つの大きなメリットがありまして、ここに決定をさせていただく予定でございます。これは、宇城広域連合の連合長としての

認識でもございます。よろしく御理解をお願いいたします。

○21番（中山弘幸君） 市長、それはちょっと失礼ではないですか、私に対して。確かに私は地元の郡浦ですけども、私は全体的なバランスとして、余りにも移動しない方がいいのではないですかと。現在地から余り離れないところで、候補地を探した方がいいのではないかといいことで言っております。仮に私が三角地区の議員であっても、私はたぶん同じ質問をしたいと思います。そして今、メリットをいろいろ言われましたけれども、ヘリポートなんかはどこでもできますし、インターチェンジは郡浦にも波多にもできます。病院の連携なんかを言われても、それも私は余りぴんときません。市長の考えも分からないではありませんけれども、私としてはそういういった思いで防災拠点センターの場所ありきではなく、もう少し私は検討する余地があるという思いで、今回の質問をしております。

次に、地域への説明についてお尋ねをいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 地域の説明につきまして、これまでの経緯を説明いたします。まず初めに、本年6月に三角町の5人の議員の皆様方に御説明をしに伺っております。また、7月には三角町の代表区長と意見交換会を実施いたしました。そこで、様々な御意見をいただきました。その後、いただきました御意見を精査しまして、8月に再度、代表区長へ市及び消防本部の意向を伝えまして、三角防災拠点センター横敷地を候補地として選定する旨の説明を行い、御了承をいただいたと認識しております。

今後、宇城広域連合によりまして三角分署建設の基本設計を行うこととなりますが、宇城広域連合消防本部を中心といたしまして、地域住民への説明会を開催したいと考えております。

○21番（中山弘幸君） 私は最初説明を受けた際に、私は明確にあそこはちょっとまづいということも申し上げましたし、地域の代表区長さんも、ここもあそこも水に浸かりますよと言われてたら、それはその後はもう何も私は言えないと思います。そういうことで、私としては説明会を設計に入る前ではなくて、もう少し早い段階でしてほしいということを指摘しておきます。

時間がありませんので、最後に西港に関して、もったいなかレストランについてだけ1点お尋ねします。先日、豊田議員からも質問がありまして、その答弁としまして市長は、県からの補助金が頼みだという答弁がありましたけれども、それも必要かもしれませんが、できれば本当にすばらしい事業ならば、市の予算を使ってでも私はやってもいいと思いますし、できれば四季折々の宇城市の食材を使って、年に数回でもやってもらえれば私はいいのではないかと思います。その点はいかがですか。

○**経済部長（浦田敬介君）** 今回と同様の事業を四半期ごとに行うことは、県の補助事業の趣旨からして採択はされないかと考えております。

また、高額な事業費の全てを市費で負担する場合、1日限りの食のイベントに対する費用対効果を問われかねませんので、これも開催は極めて困難かと感じます。

今後も県の補助金や交付金を活用することを前提に、誘客促進の施策を研究してまいります。

○**21番（中山弘幸君）** 時間も来ましたので、これで私の一般質問を終わります。

○**議長（溝見友一君）** これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

-----○-----

○**議長（溝見友一君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、村上真由子君の発言を許します。

○**3番（村上真由子君）** 皆さん、こんにちは。議席番号3番、会派清明会、村上です。

ただいま議長のお許しを得まして、今回大きく2点についてお尋ねさせていただきます。まず1つ目は、防災無線について。そして2つ目は、加齢による聴覚障がい
の補聴器購入助成について。大きくこの2つの点についてお尋ねいたします。

まず、1つ目の質問、皆さんも御存じの防災無線ですが、総務省の防災行政無線の定義としては、県及び市町村が地域防災計画に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局とあります。平成28年、2016年の熊本地震のときも、防災無線は流れましたし、また水害などのときの避難所案内でも流れております。市民の皆さんの生命や財産、そして安全を守るために必要な緊急情報を伝える大切な情報伝達手段の1つ、この防災無線についてお尋ねいたします。まず、小さい質問の1番、今、この宇城市の防災無線の設置状況について教えてください。

○**市民部長（黒崎達也君）** 正式には防災行政無線と申しますが、今回は防災無線と省略した名称を使わせていただきお答えさせていただきます。

現在の防災無線の設置状況につきましては、放送範囲は、宇城市全域をカバーしております。親局、中継局、屋外拡声子局等含め、三角町では50局、不知火町では28局、松橋町では48局、小川町では39局、豊野町では35局、合計200局の防災行政無線の基地局が設置されております。

また、屋外拡声子局（屋外スピーカー）の音響区域外、いわゆる難聴地域におきましては、世帯に戸別受信機を設置しております。設置する場合は、区長立ち合いの下で、委託業者が測定器により音量を測定した上で、聞こえないと判断した場合に設置するようにしております。

○3番（村上真由子君） 約200局の基地局が設置されているというところですが、今の答弁に関してですが、難聴地域とありましたが、具体的にはどこの地域か教えていただけますか。

○市民部長（黒崎達也君） 難聴地域と申しますのは、防災無線の放送においてスピーカーからの音が聞こえない地域ですので、特に山間部ですね、山と谷が交じり合っている山間部などが多く存在いたします。これは宇城市におきましては、やはり平地が少ないところもございまして、谷合の場合は響くところと響かないところ、音が反射できない場合にこの戸別受信機を設置するということがあります。これは旧町各地域、もう山間部と捉えていただければ結構かと思えます。

○3番（村上真由子君） 山間部、いろんなところで音が遮閉されてしまうのかなというところもあるのですが、ちなみにこの難聴地域となる原因ですね、どうして聞こえないとかそういう原因については、市はどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○市民部長（黒崎達也君） 難聴地域の原因ですけれども、現在、屋外の子局を設置しておりますが、このスピーカーの音源にも限りがございます。子局から届かない範囲、子局と子局の間や建物や山の影響が原因で聞こえないというところと、また風向きなどの自然の環境によっても変わってくると考えております。

○3番（村上真由子君） 子局と子局の間、その音が届かないところのいわゆる空白地みたいのところや、また風でも聞こえないというのはちょっとびっくりしました。それ以外にも実際ほかの原因がありまして、近年、おうちで防音だったり、防暑防寒で窓ガラスが2枚になっているお宅とかが最近多くなりまして、また比較的新しいおうちとか震災後に建てられたおうちは、もうオプションでなく標準装備で2枚ガラスが付いていたりとかいうところもありまして、やはり屋外スピーカーから流れるところが、なかなか聞き取りづらいというところのお声を聞くことがあります。また、今度は街部ではこのスピーカーが重なっているところがあるのか、先ほど子局と子局の間がちょっと聞こえにくいというところがあったのですが、今度は街中では、子局と子局がたぶん重なり合っているのか、もう輪唱のように聞こえることがありまして、カエルの合唱みたいにですね。何かぴんぽんといって、いざ聞き始めると「宇城市何々課からのお知らせです」までは聞こえたところ、今度はもう一個のスピーカーの方から同じように「宇城市何々課からです」と始まって

ですね、一生懸命内容を聞こうとするのですが、こっちとこっちが両方聞こえて、最終的にこっちが終わったなと思って、何を言われるのかなと思ってこっちを聞いていたら、「宇城市何々課からのお知らせでした」で終わって、内容がなかなか聞こえなかったりということもあります。なので、何のお知らせだったのかなとなることも結構ありますので、聞こえないとか聞きにくいという原因は様々で、どこに問題があるのかというのは一概には言えないところであるかと思います。聞き取りにくい場合に関しては、小問4のときに改めてお伺いさせていただきます。

続きまして、次の小さい質問2番に移らせていただきます。今の防災無線の活用状況についてお尋ねいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 市からの情報を発信する際に利用しております。災害時の避難所情報、火災予防運動の周知、市が主催する行事等の情報を発信しております。

また、定時での放送といたしましては、正午と17時をお知らせする放送を行っております。正午には「UKINISUM」、17時には「ふるさと」の音楽が流れるようになっております。緊急放送としましては、国民保護情報、火災発生、イノシシやサルの出没等に伴う注意喚起などを放送いたしております。

○3番（村上真由子君） 避難所情報とか市のイベント情報とか、多岐にわたっているような情報を流してもらっています。また、ときどき行方不明の方の捜索情報等も流れてくるのですが、これも先ほど申し上げましたように、その一番大事などという格好をされて、どういう年代ぐらいの方というのもちょっと聞こえないときが多いので、近くでどなたか行方不明になっていらっしゃるのなら、探しに行った方がいいのになと思うときがあります。あと12時、17時の放送ですね。これは時報代わりになっていて、とても便利かと思います。12時に音楽が流れたときに、ああ、お昼だなと思いますし、17時になったら、ああ、もうそろそろお仕事終わりかなというですね、とても時報代わりになって便利だと思います。あと緊急情報ですね、イノシシやサルなどの有害鳥獣の出没注意喚起、これにも使用されていると今お答えがあったのですが、これを実際私が余り耳にしたことがないのですが、再質問させていただきます。こちらは例えばもう場所を制限して、ピンポイントでの放送になっていたりするのでしょうか。

○市民部長（黒崎達也君） 今、御質問、御意見をいただきましたとおり、子局を選定して部分的に放送することができるようになっております。

○3番（村上真由子君） 選定してその場所にピンポイントで流せるということですね。昨年もしか小川の商店街にサルが出没したと聞いていたのですが、こちらの松橋の方では流れてこなかったのが、たぶんピンポイントの放送だったのかなと思いますし、また、イノシシの被害に遭われてイノシシがたくさん出ている地域とかの

情報もこっちに流れてこないで、たぶんピンポイントだったのだらうなということも思っていたのですが、そうやって子局を選定して流すこともできるんですね。ありがとうございます。緊急情報に関しては、先日も曲野で大きいシカが出ていましたので、子どもたちの通学路等にもなりますので、やはりこういう緊急情報とか危ない情報に関しては、なるべく皆さんが確実に聞き取れるように流していただければと思います。

続きまして、小問の3に移らせていただきますが、防災無線にはどのような機能があるのか教えてください。

○市民部長（黒崎達也君） 令和4年度の小川地区のデジタル化を最後に市内全域のデジタル化を完了して、運用を開始しております。

本庁にあります親局の防災行政無線操作卓より発信をいたしまして、宇城市全域の子局及び戸別受信機から放送される仕組みとなっております。

親局から、子局単位での放送ができます。これは先ほど申し上げたとおりでございます。操作卓から放送したい子局の選択ができるようになっております。

また、屋外拡声子局にはそれぞれマイクが設置されておまして、子局によりまして、行政区の行事等を個別に区長さん等が放送できる仕組みにもなっておりますので、これも活用されております。

さらに、令和4年度に整備されました宇城広域連合消防本部とも連動しております。消防本部の高機能消防指令設備からの火災緊急放送も、一斉放送としてその機能として備わっております。

○3番（村上真由子君） 子局単位で放送ができると、いわゆる地域単位での放送も可能になります。先日、ちょっと菊池市の方に行ったのですが、菊池市の市街地というところではなくて、ちょっと離れたところで、ちょうど戸別受信機がお宅にあるところで、急に放送が流れまして、どこの誰が亡くなったので、今日の通夜は何時からですとか、葬儀は明日何時からですみたいな、すごく地域という感じの放送があっけまして、また17時になるとお子さんの声で、5時になりました、帰ってくださいと、これはたしか夏休みか何かのときだったかと思うのですが、そうやって地域の中学校か小学校の放送部のお子さんが、帰りの案内をされたりとかもありました。宇城市も同じように地域単位の放送、子局単位の放送が可能ということですね。なので、先ほどのサル出沒も放送で。本庁の親局からの発信だけではなくて、消防本部の火災緊急放送も聞かれる、これは一斉放送で聞くことができるというなら、万一近隣で火事があつて、それが延焼したときに逃げ遅れ被害というのも防ぐことができると思われまふ。もちろん個人的には、市内のいろんな情報が入ってくるのは嬉しいなというのはあるのですが、市民の安全とかそういうも

のにすごく関わってくる緊急時の情報ですね。これは緊急時にスピーカーとか何か
が聞こえにくいというのは、やはり大きい問題になってくるなと思いました。やは
り結構市民の何人かの方から、ちょっと聞こえにくいとか、聞き取りづらいなど
いう声はいただいております。こういったお声が聞かれる中に、次の4番の質問に
なりますが、この聞き取りにくい場合には、どのように対応されているのかを教え
てください。

○市民部長（黒崎達也君） 小川地区におきましては、平成13年度に防災無線を設置
する際、希望する全世帯に戸別受信機を配布した経緯がございます。これは、過去
に農協が設置しておりました農事有線放送の代わりに導入されたものでございま

す。現在、SNS等の通信手段が発達しております。本市におきましても、複数の媒
体を利用し情報の発信を行っております。

また、防災無線で放送した内容については、ホームページ、宇城市情報メールま
たエリアメール、宇城市防災ポータルサイトに掲載をいたしております。またその
ほか、放送された内容を電話対応応答システムで聞くことができます。

しかしながら、高齢者や障がいをお持ちの方などの避難行動要支援者に対しまし
ては、早期での避難を呼び掛けてはいるものの、防災無線やSNS等により情報を
受信することができない場合がございます。地域の自主防災組織及び消防団、福祉
部門の支援員等のマンパワーが必要であると考えております。

○3番（村上真由子君） 小川の戸別受信機ですね、私も実家で見ることがありますし、
実際の放送を聞いたこともあります。とてもクリアに聞こえてまいりまして、伝え
たい情報がしっかりと受け取ることができる、とても便利な機械だったなと記憶し
ております。もともと農協さんの農事有線放送ということで、これは私も実家の方
に黒電話がありまして、ここからいろんな情報が流れていて、さらにその有線電話
同士だと通話料が無料とか、結構便利だなとは思っていたところでございます。そ
の農事有線の代わりにこの戸別受信機ということですが、本当にこれはすごく良く
聞こえるので、実際こうやって私が使っているのもありますが、小川でこの戸別
受信機が使われていた人で、やはり今屋外のそのスピーカーが聞き取りにくくなっ
てしまった方からは、やはり惜しむ声が聞こえてまいります。何であれは無くなっ
たのかとか、もう使えないのかという話も聞きますし、またもともと戸別受信機が
ない地域の方からは、そういうものがあつたのですかという声も聞いております。
今の御答弁にあった複数の媒体ですね。ホームページ、宇城市情報メール、そして
エリアメールと宇城市防災ポータルサイトですね。これはスマホとかパソコンを持
たない人たちには、ちょっとなかなか確認するのが難しいところではないかなと、
私も思いました。また、電話対応応答システムとありましたが、こちらは結構調べ

てみますと実際いろいろな自治体で、防災無線が聞こえない場合は電話で聞き直し
てねという、そういうシステムを導入されている自治体が結構多いみたいです。通
話料に関してなのですが、こちらも自治体まちまちで、無料のところとか有料のと
ころとかがあるみたいなのですが、再質問となりますけれども、電話対応応答シス
テムは宇城市では通話料負担、料金とかはどうなっているのか。また実際の回線で
すね、これは何回線で回されているのでしょうか。例えば防災無線が聞こえなかつ
たから電話して聞いてみようとなったときに、電話をしても回線が話し中だったり
すると、またかけ直しをしたり、ちょっとまた時間が経ってということになると、
緊急の情報をすぐ得るというのができない可能性もあるのではないかなと思いまし
たので、お尋ねさせていただきます。お願いします。

○市民部長（黒崎達也君） 防災無線によりまして放送がありまして、最新の情報につ
きまして電話をかけた市民の方が自費になります。約10円ということで3分以内
です。回線数は2回線ございます。余り利用がされていないというのが現状でござ
います。

○3番（村上真由子君） 自費でも3分以内で10円ですね。ただ2回線なので、今御
答弁のあった利用される方が少ないというのが、結構、どうしても聞かないといけ
ないのだろうかというのと、あと電話するほどではないんだろうなと思っていらっ
しゃる方もいらっしゃると思いますし、また何より電話対応応答システム自体を御
存じない方もいらっしゃるのではないかと思いますので、2回線ということで、も
したくさんかけられたらもちろんパンクではないですけど、つながらなかったり
かもあるかもしれないのですが、ときどきこういうのもありますよと、防災のとき
にでも市民の皆さんにお伝えいただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。防災ラジオについてですが、この防災ラジオは
他の自治体では導入をされているところもございます。本市について導入計画など
はありますでしょうか。

○市民部長（黒崎達也君） 防災情報や市から発信する情報を受信する方法としまし
ては、現在、本市においては、防災行政無線、宇城市情報メール、プッシュ型エリア
メール、電話対応応答システム、宇城市ポータルサイト等の複数の媒体で情報の伝
達を行っております。また、近年テレビ局におきましても災害時の防災情報を常時
放送しておりますし、テレビ自体にも防災情報に特化した機能を持つテレビが多く
なってきました。

防災ラジオにつきましては、防災行政無線を補完する有効な情報伝達手段だとは
考えられますが、導入費用が必要になります。現在導入している複数の情報伝達ツ
ールの導入効果や費用対効果を検討した上で、新しい情報伝達手段については、調

査研究をしてまいりたいと考えております。

○3番（村上真由子君） 災害が発生したときにテレビとかでも、もう画面いっぱいというほどではないのですが、上の方に各自治体の避難所の話だったりとか、今停電件数が何戸とかいろいろ出てくるのですが、これが運悪く宇城市の情報が流れてしまった後に見始めると、熊本県下全域の場合とか被災が起きているところが結構多かったら、ずっと待って、そして1回1周した後に、もう1回また宇城市が流れてくるまで待たないといけなくなりますので、その宇城市の情報が再度表示されるまでですね、もし緊急の場合とかだったら、なかなかその待っている時間も時間かなというところでもあります。また、防災ラジオに関してなのですが、もちろん費用面等もあるので難しいかなというところもあるのですが、是非とも先ほどおっしゃった調査研究していただいて、市民の皆さんの安全な生活を是非とも災害から守っていただきたいと思います。防災ラジオに関してなのですが、小問3で先ほどお答えのあった戸別受信機にも、防災ラジオの役割を果たすものもありまして、モニターをお願いします。これが総務省消防庁のホームページの戸別受信機についてのところなのですが、これがたぶん小川のときにあったのと似たものかなと思うのですが、戸別受信機。この真ん中のこちらがラジオもできる戸別受信機になります。ちなみにこれが、総務省消防庁の取組のところなのですが、緊急防災・減災事業債というのがありまして、こちらは地方債の充当率100%とすることもできるのですが、元利償還金について7割が、後年度の普通交付税において基準財政需要額に算入する財政措置ができるということもありまして、これは親局を整備するときに活用できる措置なので、なかなか戸別受信機を整備するには難しいのかなというところではあるのですが、また戸別受信機を対応することに関しては、自治体単独で配備する場合には、またこの特別交付税の活用もできますし、措置率が7割となっております。小問1のときの御答弁で、難聴地域にはこの戸別受信機を設置されていると伺ったのですが、新しくつくられたとき、この財政措置もあったと思うのですが活用されましたでしょうか。

○市民部長（黒崎達也君） 防災行政無線のデジタル化を進めてきたところでございますが、このデジタル化なのですけれども、宇城市におきましては、松橋町は平成19年、三角町が平成20年、豊野町が平成21年、不知火町が令和2年、小川町が令和4年ということで、合併後すぐデジタル化ということで、テレビにおきましても地デジ放送に切り替わったということもございます。このデジタル化におきましては、100%の起債と補助等がございましたので、全て活用させていただいております。

○3番（村上真由子君） 市民の皆さんの安全な生活のため、また宇城市の財政のため

に日々アンテナを張り巡らされていることだと思います。御尽力深く感謝をいたします。是非とも今後この戸別受信機が必要なところに設置するときにも、特別交付税の財政措置の活用を是非よろしく願いいたします。再度使えるかどうかは、またちょっと調べてからになりますけれど。またこの件について最後の質問となりますが、市長にお尋ねいたします。この戸別受信機、かつて実際小川で使われておりました。実際使っていてどうだったか、また、どう感じられていたかを教えていただいてよろしいでしょうか。

○市長（守田憲史君） 小川町でアナログのだったのですが、大変便利だったかと思えます。しかし、今は非常時にはエリアメールがありますので、今後このエリアメールの機能と防災無線のスピーカーを中心に、防災を考えていきたいと思えます。

○3番（村上真由子君） なるべく今あるものを有効活用みたいな感じになってくるかと思うのですが、確かに市長が今おっしゃられた大変便利だった、本当に確かに使われている方からは、便利だったという声も多くありますし、またスマホとかパソコンとかいろいろ使える人たちのところからは、いらないのかなという声もあつたりもします。例えばパソコンやスマホが使えなかったり、今までお伝えしましたけれども、なかなか屋外のスピーカーが聞こえにくい、これで本当に聞こえなければいけない方、本当に必要な方のところにはこの戸別受信機がすごく役に立つと思えますので、また改めて一度御一考いただければと思います。本当に緊急の際に、ああ、聞こえなかったなでは、もちろんいけないですし、また緊急時のときにはさすがに最大音量で放送されると思うのですが、緊急時の手前の例えば避難の状態のときに、聞こえないなで避難の遅れが生じて、緊急事態になっていざ聞こえてと、それでも間に合わなかったとなつては決していけないのですね。ここでもう一度、先ほどの総務省のページ、戸別受信機の必要性。これは総務省の消防庁のところなのですけれど、ここでご覧いただきたいのですけれど、ここが市町村の庁舎、親局ですね、避難してくださいと流れるわけでございます。こっちが市民の皆さんのところですね、戸別受信機のあるところ、先ほど風で聞き取りにくいというところもあったのですが、雨とかでも結構聞き取りにくいというところは伺っております。この避難してくださいというのが聞こえた人は避難ができるのですが、例えば聞こえない人、こっちの男の人、寝ています。そしてこのお隣のこの川、氾濫しそうな川。やはり戸別受信機ですね。本当に聞こえにくい方には是非とも配備の方をもう一度考えていただければと思います。台風とかでしたら、テレビとか見れば進路が分かるので、大体これぐらいにうちのところに来るな、じゃあ避難しなければならないなどが分かるのですけれど、最近本当に集中豪雨だったり、また地震だったり、いつ何時いきなり起こるという自然災害も多くありますので、是非とも本

当に対応が必要な方にこんながあります、こんなことができるんですという戸別受信機についても、市民の皆さんにこういうのがあるんですよというもお伝えいただけるようお願いしたいと思います。先ほども申し上げました、災害は本当にいつ起こるか分からないんです。防災無線が聞けたらなど、聞いていたらなどということが起こらないように、また早めに市民の皆さんにお伝えいただければと思います。この戸別受信機や先ほどの電話対応応答システムですね、こういうのがありますよというのを御周知いただきますようによろしくお願い申し上げまして、大きい質問2番に移らせていただきます。

加齢による高齢者の補聴器購入の助成についてなのですが、まずは、市内の高齢者の方の聴覚障がいをお持ちの方、また障がい児の方の現状についてお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市の聴覚障がい者・障がい児の手帳保有者の現状についてお答えいたします。

聴覚障がいと身体障害者手帳をお持ちの方は、本年4月時点において、18歳未満が9人、18歳以上65歳未満が63人、65歳以上が356人の合計428人という状況です。

令和4年度では、18歳未満が10人、18歳以上65歳未満が65人、65歳以上が373人の合計448人であり、令和3年度におきましては、18歳未満が10人、18歳以上65歳未満が64人、65歳以上が377人の合計451人でした。

市も全体的に人口減少が続いていますけれども、聴覚障がいと手帳をお持ちの方につきましても、並行して減少している状況となっております。

○3番（村上真由子君） 年々、人口減少もあるということで、手帳をお持ちの方も減少されているということですね。小問2になるのですが、宇城市には、障害福祉の補装具費支給制度があったかと思います。これは宇城市のホームページにも記載がありまして、ただ、この聴覚障がいのところですが、種目、補聴器のところ、聴覚障がいの記載があるだけでしたので、この制度についてちょっと詳細をお願いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 聴覚障がい者・障がい児に対する補装具費支給制度の内容についてお答えします。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第76条第1項に基づき、聴覚に障がいをお持ちの方に補装具費の支給を行っております。

対象となられる方は、聴覚障がいの身体障害者手帳所持者及び難病患者等に該当する方で、医師の意見書・処方箋を要します。

身体障害者手帳の等級の程度は、身体障害者福祉法施行規則で定められており、聴覚障がいには2級、3級、4級、6級の4つの級がございます。

まず、2級ですが、両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）、3級は、両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解しえないもの）、4級の程度は、両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解しえないもの）、又は、両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のものというふうに規定されております。6級は、両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発生された会話語が理解しえないもの）、又は、一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のものと規定がされています。

一般的には、手帳の2級又は3級程度の聴覚障がい者には重度難聴用補装具、4級又は6級程度の聴覚障がい者には高度難聴用補装具の支給となりますけれども、医師の意見書・処方箋での必要性の記載があれば、4級又は6級程度においても重度難聴用補装具の支給が可能となります。

○3番（村上真由子君） 詳しく教えていただきありがとうございます。この障害福祉の補装具費支給制度なのですが、予算的にはどのようなになっていますでしょうか。昨年度、本年度の予算で教えていただければと思います。

○福祉部長（岩井 智君） 令和4年度の決算状況についてお答えさせていただきます。決算額が補装具全体でございまして1,505万円程度、そのうち補聴器分に関しましては335万円程度というようになっております。

○3番（村上真由子君） それでは、続いて小問3の質問に移りますが、高齢者の手帳のない方ですね、加齢によって聞きづらくなってしまった、難聴になられた方の高齢者補聴器購入の助成についてお尋ねさせていただきます。

○福祉部長（岩井 智君） 加齢による高齢者の補聴器の助成についてお答えします。本市では、宇城市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱を毎年度定めておりまして、この要綱に沿って、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童に対して、予算の範囲内で補聴器の装用による音声言語能力の向上及び等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与するため補聴器の購入費用の一部を助成しております。

ただし、この要綱は事業名に難聴児と付きますとおり、対象は定められた要件を全て満たす18歳未満の難聴児であり、高齢者を含む18歳以上の方は対象とはなっておりません。

高齢者の補聴に係る助成対象は、聴覚障がいの身体障害者手帳所持者及び難病患

者等に該当する方で、診察による医師の意見書・処方箋がある場合のみとなります。

したがって、現制度上は、加齢に伴い聴力機能が低下されてきている高齢者に対しての助成制度はないような状況であります。

確かに加齢に伴い聴力機能が低下されている方が、生きがいに満ちた日常生活を送られるためには、補聴器のような聴力をサポートする器具は必要になると考えております。今後、県内他市の状況を踏まえて、調査研究に努めていきたいと考えております。

○3番（村上真由子君） 今、御答弁のあった宇城市難聴児補聴器購入費助成事業に関してなのですが、これはたしか9月議会のときの民生常任委員会でちょっとお尋ねさせていただいた例の2件の話ですかね、令和4年度の決算に関する付属資料の7ページぐらいにあった、2人申請を予定していたけど、ちょっと申請がなかったという話だったかと思います。確かにこの事業が難聴児とあるので、お子さんに限る、対象がお子さんというのは分かっておりますし、また軽度・中等度の手帳のない聴覚障がいのお子さんたちが補聴器を着けることによって、友だちと家族とコミュニケーションが取れるようになって、また学習意欲も湧くでしょうし、健やかな成長の一助にもなり得るというすばらしい事業だと思います。では、高齢者の難聴なのですが、この難聴によって高齢者の認知症のリスクが上がっているという研究がなされております。2015年の厚労省の新オレンジプランですかね、これにも高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴などが認知症の危険因子との記載もありますし、今年の8月、NIH（アメリカ国立衛生研究所）の研究がジョーンズ・ホプキンス大学の研究チームが、このNIHの試験を得て研究を行った調査なのですが、70歳から84歳までの成人約1,000人を対象として行った臨床実験で、これで分かったことが補聴器は認知症のリスクが高い高齢者の認知機能低下率を3年間でほぼ50%減少させております。また、難聴の治療、補聴器を着けることによって認知症のリスクを下げる安全な方法が、補聴器を装着するというのが安全な方法の1つということも言われております。このジョーンズ・ホプキンス大学なのですが、前の2011年の研究では、軽度難聴者の人の認知症の発生リスクが難聴でない方の約2倍、そして中等度の難聴者の方は、難聴でない方の約3倍の認知症発症リスクがあると研究結果が出ております。聞き取りが難しくなってくると、やはりコミュニケーション能力が低下しますので、人に何度も何度も聞き返して嫌な顔されるよりは、もうしゃべらない方がいいだろうみたいな感じになってしまって、人と会ったり、話をしたりするのが億劫になって、またこもりがちになってくると今度は健康を害してしまうという可能性も出てまいります。

ここで再質問でございますけど、宇城市の認知症の方の統計は取られてあります

でしょうか。

○福祉部長（岩井 智君） 村上議員御指摘のとおり、先天性の難聴や一側性の難聴を除いては、難聴と認知症の関連が近年国内外の研究等により注目されていると捉えております。

本市における認知症り患者の人数なのですけれども、昨年度の国民健康保険と後期高齢者医療における診断を受けた方のレセプトのデータでお答えします。40歳から64歳の国民健康保険の方で12人、それから65歳から74歳の方の国民健康保険の方で71人、それから65歳以上の方で1,890人、合計1,973の方が認知症と診断をされております。これは昨年度の国保と後期高齢者医療のレセプトのデータということになります。診断を受けておられない軽度の認知障がいの方も、一定程度いらっしゃるのではないかと推測をいたします。

○3番（村上真由子君） 認知機能の判定というのは、やはり受診とか検査をしないとなかなか分からないので、でも1,973人、約2,000の方が検査を受けて認知症と診断されたということですね。日本全体でいうと、総務省統計局の今年9月の発表だと、高齢者人口率29.1%で、団塊の世代と言われる方々が皆さん後期高齢者になられる2025年には、5人に1人、20%の人が認知症になるという推計も出ております。今年の6月に総理が、認知症への対応は国を挙げて先送りせずに挑戦していくべき重要な課題で、日本の新たな国家プロジェクトとして取り組むと宣言されておりますし、また同月に認知症基本法が可決、成立しております。また、今年の4月に内閣委員会でも難聴と認知症についての話が出ております。国も認知症のこの対策に本腰を入れ始めておりまして、熊本県でもこの加齢による難聴者の補聴器購入助成事業が、少しずつですが行われております。実際は、益城町のみだったのですが、今年の10月から長洲町でもこの事業が開始されております。そして、益城町の事業は最大30,000円、1回限り。そして長洲町では費用の2分の1、上限が30,000円、そしてこちらも1回限りです。補聴器を着けてから聞こえが良くなって、人とのコミュニケーションを取るようになって、そしてコミュニケーションをすること、人と会うことに不安がなくなって、皆さんがいろんな人と社会にどんどん出て、そしてさらに健康寿命が延びて、そうすることによって医療費の適正化にもなっていくのではないかと思います。とはいえ、日本の補聴器の普及率、欧米とかでしたら難聴者人口の3割から4割の方が装着をされておりまして、一番進んでいるデンマークだと47.8%、難聴の方の2人に1人が着けられているのですが、日本の補聴器の普及率は13.5%にとどまっております。いろいろな理由はあると思うのですが、その中にももしかすると最近の経済負担等もあるのではないかと思います。実際、昨今物価高で、物価が高騰してなか

なか普通の食材とか買うのもちょっと厳しいなと思われているかもしれませんし、また、マクロ経済スライドの年金で、ちょっと目減りしているなと思われている方もいらっしゃるかもしれません。なので、補聴器本当は必要なんだけどな、買いたいんだけどなと思いつつも、買えない人もいらっしゃるかもしれません。先ほどの答弁で、調査研究に努めるとありました。高齢者の世代も楽しく、生き生きとした市民生活を送ることができるように、是非とも前向きに御検討いただきたいと思えます。今後もいろいろな機会での補聴器助成については取り上げさせていただきたいと思えます。

今回は防災無線、そして加齢による高齢者聴覚障がいへの補聴器購入助成について2点お尋ねさせていただきました。是非とも前向きに研究いただき、そして市民の皆さんが、安心して安全に暮らせる宇城市、楽しく生き生きとうきうきするような宇城市で過ごしていただけますように、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上で、今回の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、村上真由子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時09分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、坂下勳君の発言を許します。

○12番（坂下 勳君） 改めまして、こんにちは。12番、彩里、坂下でございます。ただいま議長のお許しをいただき、通告に従い質問させていただきます。

ハザードマップとは、河川の氾濫、堤防の決壊といった水害時の被害を最小限に食い止めることを目的として、浸水が予想される区域や避難場所、避難経路などの各種情報を、誰が見ても分かりやすいように地図上に表したものです。アンダーパスとは、道路や線路などの下部にある通路のこと。アンダーパスは地面を掘り下げて設置されているため、ほかの道路よりも低い位置にあり雨水が流れ込みやすいので、アンダーパスの冠水に気づかないまま車で進入すると、エンジンの内部に空気を取り入れることができなくなり、エンジンの停止を招くかもしれません。このような事故は毎年発生しており、中には残念ながら死に至る方もいるのです。そのためにもハザードマップへの記載は必要と思えます。本市のハザードマップ記載についてお尋ねします。

○市民部長（黒崎達也君） 本市には、アンダーパスは市内に1か所、市道御船豊福線

がございます。ハザードマップは令和3年度に作成をいたしまして、令和4年度に全世帯に配布いたしましたが、アンダーパスは記載をしておりません。申し訳ございません。

国は、平成27年の関東・東北豪雨などを受け、平成28年度に指針の改定を行っておりまして、従来の浸水想定区域や水深、避難場所などに加え、水没のおそれがあるアンダーパスについて記載するよう定めております。

また、会計検査院は、平成28年から令和4年度にハザードマップをつくった19都道府県にある375市区町村のうち、8割を超える団体において、国が指針で定めるアンダーパスや土砂災害警戒区域などの記載の不備があることを指摘しています。会計検査院は、迅速・安全な避難に支障が出るおそれがあると国土交通省に指摘しており、同省は「自治体に掲載の工夫を促すなどし、指針を遵守してもらえよう努める」と返答しております。

議員御指摘のとおり、本市のハザードマップにおきましても、記載していなかったことは事実でございます。

○12番（坂下 勳君） 私も2、3か所はあるのではないかなと思って、ハザードマップをいつも調べたのですが、このハザードマップはいつもかばんの中に常備しております。時間があるときにいつも見て、大分調べたのですがけれどもありませんでしたので質問させていただきました。ところで、国は2015年、関東・東北豪雨などで多くの逃げ遅れが生じたので、従来の浸水想定区域や水深、避難場所などに加え、水没のおそれがあるアンダーパス、河川に近く早期の立ち退き避難が必要な区域、土砂災害警戒区域、福祉施設や学校が含まれ要配慮者利用施設や地下街も記載するように決めました。水防法に基づき市町村が作成する水害ハザードマップに、アンダーパスや土砂災害警戒区域の記載がなく、避難時に活用できないおそれがあるとして、会計検査院が交付金を出している国土交通省に改善を求めています。本市は、なぜ記載していないのかお尋ねします。

○市民部長（黒崎達也君） 御意見いただきましたとおり、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室より通達がなされております、水害ハザードマップ作成の手引きには、標準と推奨に記載事項等を区分してございまして、改正当時、アンダーパスについては、推奨との判断をしていたところでございます。そのため、アンダーパスの記載しておりませんでした。

5年に一度改定を行いますので、今後、ハザードマップの改定の際には記載するようにいたします。

○12番（坂下 勳君） 平成28年の6月20日から21日にかけての大雨のときに、私も実際通りまして、大雨で通行ができなかった記憶があります。ハザードマップ

の記載は改定時に行い、市民に周知するためにも広報紙に掲載及び道路標識の設置をすべきではないかと思います。

さて、視覚障がい者の方が日頃から防災知識を身に付けていただくとともに、災害に対する備えとして、防災に関する基礎知識や災害リスク情報を事前に習得するため、立体地図に浸水などの危険性が指で触って分かるような標高を強調している地形を再現し、ペンをかざすと解説音が再生される触れてしゃべれるハザードマップ、また音声ハザードマップをCDやカセットテープにも収録し、今後作成、配布する考えはあるかお尋ねします。

○市民部長（黒崎達也君） 視覚障がい者向けのハザードマップは、現在作成しておりません。

異常気象時には、視覚障がい者などを含めた避難行動要支援者に対しまして、早期避難での対応を行うために高齢者等避難を促しております。情報発信ツールの1つであるエリアメールにおいては、音声読み上げ機能を利用できる仕組みとなっております。

ハザードマップにおいては、マイタイムラインなどの行動計画を作成するためのマップとなる意味もありますので、今後は、視覚障がい者向けのマイタイムライン作成の支援を検討していきたいと考えております。

また、視覚障がい者向けのハザードマップは、音声読み上げシステム、3Dプリンターでの立体的なハザードマップ等が考えられますが、視覚障がい者、視覚障がい者福祉協会等の意見を参考にいたしまして、ハザードマップの在り方を調査研究していきたいと考えております。

○12番（坂下 勳君） 視覚障がい者向けのハザードマップ作成の例として、市職員が手作りしたマップ、専用のペンを数字のシールにかざすと音声が出るなど、いろんな方法があります。簡単でお金の掛からない方法から制作・企画してみてください。

東日本大震災の教訓として、障がい者、高齢者、外国人、妊産婦などの方々について情報提供、避難、避難生活など、様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、こうした方々に係る名簿の整備、活用を促進することが必要とされたことから、平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。本市の作成状況及び災害時の各関係機関への伝達方法についてお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 令和5年11月20日現在におきまして、避難行動要支援者の登録者数は6,290人です。この6,290人のうち、関係機関への名

簿提供に同意をなされている方は3,317人でございます。

名簿提供の同意者についてですが、関係機関とは、宇城広域連合消防本部や自主防災組織代表（行政区長）、宇城市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防団、宇城警察署、これらの機関に提供しており、年1回、情報を更新し連絡を行っております。

また、名簿提供に同意をいただけなかった方につきましては、災害対策基本法第49条の1第3項に基づき、緊急、有事の際は同意者と同様に、関係者へ名簿を提供することが可能でありますので、この災害対策基本法第49条の1第3項に基づき的確な支援を行っております。

災害時における情報提供方法は、個人情報保護の観点から、現行は紙の媒体で行っております。また、平常時から同意をいただけなかった方を含めた全ての要支援者登録名簿を市の社会福祉課にて保管しておりますので、非常時には速やかに必要な情報を提供することが可能な体制が構築なされております。

- 12番（坂下 勳君） 台風、大雨などの自然災害時は前もって準備ができますが、平成28年の熊本地震のようなときに、速やかな伝達ができるか不安でございます。有事の際に初動対応ができることが必要不可欠と思えます。

さて、個別避難計画とは、災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者などが、どのような避難行動を取ればよいのかについて、あらかじめ本人、家族と確認し作成します。一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画です。令和元年台風19号などの近年の災害においても、多くの高齢者や障がい者などの方々が被害に遭われている状況を踏まえて、災害時の避難支援などを実効性のあるものとするためには、個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが、市町村の努力義務とされました。本市における個別避難計画の策定状況についてお伺いいたします。

- 福祉部長（岩井 智君） 先ほど答弁いたしましたけれども、令和5年11月20日現在におきまして、避難行動要支援者の登録者数は6,290人、そのうち関係機関への名簿提供に同意をなされている方は3,317人いらっしゃいます。この3,317人の同意をいただいている全ての方について、個別避難計画を策定しております。

- 12番（坂下 勳君） 名簿提供同意者3,317人の全員が、個別避難計画策定済みということで安心しております。しかし、残り2,973人の不同意者に対し、1人でも2人でも多くの避難行動支援者の方に同意をしてもらい、個別避難計画の作成に努めてください。

災害対策基本法第49条の11第3項の規定では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援などの実施に必要な限度で避難支援など、関係者その他の者に対し、各名簿を提供することができることとされている。また、災害対策基本法第49条の11第2項の規定により、災害の発生に備え、避難支援などの実施に必要な限度で、地域防災計画を定めるところにより、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援などの実施に携わる関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿提出を提供することについて、本人の同意が得られない場合はこの限りでない。本市は災害時には提供しているが、事前の提供はできないのか。できない場合、条例を制定してはどうかお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 現在、緊急時においても必要な情報を的確に提供できる体制は構築されています。

また、独自の条例については、県内で7町村が制定しているとの情報を得ております。元消防長が提案なされるので、現実的な必要性は十分に理解できるところでございますが、一方で、平常時からの個人情報の管理・保管について、人権として課題も多いことから、今後、他市の状況を見ながら慎重に対応してまいります。

○12番（坂下 勳君） 災害発生時、スムーズに要支援者を避難させるためにも、日頃から支援体制を構築する必要があるため、避難行動要支援者名簿の提供は是非必要と思われます。命が一番、また市民の安心・安全を守るためにも提供は必要と思われますので、是非、県内8番目になるような条例の制定を行っていただきたいと思っております。

さて、我が国の水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設、管路の老朽化等に伴い、急速に厳しさを増しています。三角町では、水道管の漏水で場所が確定できずにいると聞き及んでいます。宇城市では、送水管、導水管、配水管を合わせた総延長530キロメートル、三角町では90キロメートルあり、法定年数は40年ですけれども40年から50年を経過しております。現在の漏水検査は調査員が現地に入り、異音を感知する音調棒を当てて調べる手法のため、時間や費用が掛かっております。ところで、人工衛星から地表に向けて照射された電磁波に対する水道水特有の反射波を独自アルゴリズムにより解析することで、地下3メートル程度までの漏水を感知する取組、調査導入にあつて設備投資や機器の設置が不要な先端技術であります。画像取得範囲に応じて短期間で広範囲を調査できることから、漏水調査業務の効率化などが期待されております。今後、本市は漏水調査をど

のように実施していくのかお尋ねします。

○上下水道局長（福田真治君） ただいま議員から御質問がありましたとおり、まず、本市の水道事業が布設しています水道管の総延長は、導水管・送水管・配水管合わせまして約530キロメートルに及びます。さらに、配水管から各家庭へ引き込んでいる給水管も多く布設されております。これらの水道管は旧町時代に布設され、合併により引き継がれたものが大部分であり、水道管の法定耐用年数である40年を経過しているものも多く存在しております。

このうち、三角地域に布設されている水道管の総延長は、三角上水道と郡浦簡易水道を合わせまして約90キロメートルであり、布設から40年前後または50年以上経過した水道管も多数存在しております。

よって、水道管の老朽化に伴い、漏水が恒常的に発生しており、その都度修繕対応を行っているところですが、特に三角地域では有収率といたしまして、水道施設から配水される各家庭などへ届いている水の量の割合になりますけれども、この有収率が低く、夜間の配水流量も多いことから、目視で確認できない漏水が多く発生しているものと考えられます。漏水は、貴重な水資源の浪費になるばかりではなく、道路の陥没や交通事故など2次災害を引き起こす原因にもなりますので、本市としましては漏水箇所の早期発見と修繕に鋭意努めているところです。

こうしたことから、令和2年度に三角上水道区域において、大規模な漏水調査を行いました。調査の内容としましては、3種類の調査方法がございます。まず1点目、給水管等の漏水を1軒ずつ調べる戸別音調調査、2点目に、消火栓や仕切弁の音から配水管の漏水を調べる弁栓音調調査、3点目に、配水管の真上から漏水音を調べる路面音調調査を行っており、いずれの調査も音調棒や漏水探知機を使用した調査になります。この調査により、当時30か所の漏水箇所を発見し、修繕を行ったところです。

しかし、この調査・修繕により一時的に改善が図られたものの、近年では、先ほど申しました有収率の低下と夜間流量が増加する傾向にあることから、また別の箇所で新たな漏水が発生しているものと考えております。このため、三角地域の一部配水系統において、本年度も当時と同様の方法での漏水調査を実施する予定にしており、引き続き漏水箇所の早期発見と修繕に取り組めます。

また、議員御指摘のとおり、人工衛星による観測データを解析し、漏水箇所を特定するような新しい技術も開発されております。この技術は、人工衛星から発したマイクロ波の跳ね返りにより、土壌水分状況等を観測し大まかな漏水箇所を特定するものになります。

ただ、狭い範囲での調査よりも広域的な調査に向いていると考えられることから、

今後、全市的な調査が必要な場合や、近隣市町との連携による調査の際に導入の検討をしたいと考えております。

- 12番（坂下 勳君） 漏水によって道路の陥没やそれによって交通事故などの2次災害が考えられます。そのためにも、部長からのお話のように、全市的な調査が必要などきに導入の検討を行いたいとの答弁ですが、三角町以外の町でも経過年数が不明な箇所が多くあるようですので、早急の調査を実施していただきたいと思っております。

令和2年第3回定例会で、私が石打ダムの水を上水道として利用できないかとの一般質問を行いました。答弁で、県がダムを水道水に使用できるようにするため、水質・土質検査を行っているので、結果を見極めたいとの思うとの答弁でした。その後どうなっているのか、水道水として活用できるのかお尋ねいたします。

- 上下水道局長（福田真治君） 令和2年からその大きな変化はあっていないのですけれども、石打ダムのダム水については、平成4年に三角浄水場が運転を始めてからしばらくは使用していたものの、アオコの発生による水質悪化が進み、浄水しても臭いが取れない等の理由により、現在は水道用水としては使用しておりません。

市は、これまでダム管理者である県に対し、水質改善をお願いしてきておりまして、これまで攪拌機や曝気装置の設置等の対策を講じられております。県も新たな取組として、平成30年度から水質改善対策として貯水位低下・天日干しによる水質改善試験にも取り組まれております。これは、10月から1月までの4か月程度、ダムの貯水位を低下させ天日干しすることにより、アオコ胞子の減少やアオコの餌である窒素やリンの低下を促し、夏場のアオコ発生を軽減できないかを検証するものです。この取組の成果として、アオコの発生は減少傾向にあると伺っております。

また、本年度においては、民間企業2社から石打ダムの水質浄化に関する提案がっております。1つは、シジミを活用した水質浄化、もう一つは、ガラスをリサイクルした素材を活用した水質浄化で、いずれもダム管理者である県におつなぎをしたところです。

本市としましては、現状ではダム水を使用することはできないことから、引き続き県に対し、水質改善を要請していきたいと考えています。

- 12番（坂下 勳君） 何しろ水道の水が臭いがするという住民からの話を聞きますので、それに対して県も新たな取組として、貯水位低下・天日干しによる水質改善試験に取り組まれています。民間企業などいろいろな提案を持っておられますので、その情報提供を県につないでもらい、水質改善をしてもらい、せっかく前吉田町長が、この石打ダムを戸馳に水を引くということで計画をされて完成されたので、その意を汲んで石打ダムの有効利用につなげていただきたいと思っております。

さて、住民生活に必要なライフラインとして、水道事業の持続的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要があります。本年3月に県は、市町村単位か一部事務組合で経営されている県内の水道事業の集約に向け、広域化推進プランに基づき、有明地域、熊本中央地域、阿蘇地域、環不知火海地域、芦北地域、球磨地域の6ブロックで、システムや資機材調達の共同化を目指すとして公表しております。宇城市として、現在どのように捉えているのか。また今後安全で安心できる水道水を安定的に供給し続けることができるために、水道事業広域化についてお尋ねします。

○上下水道局長（福田真治君） 議員御質問のとおり、まず、我が国の水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、急速に厳しさを増しております。こうした中、住民生活に必要なライフラインとして、水道事業の持続的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要があります。

このため、国は、水道事業者に対し市町村の区域を超えて連携し、または一体的に取り組むよう広域化を求めております。県においても、議員御指摘のとおり、令和5年3月に熊本県水道広域化推進プランを策定し、市町村の区域を超えた広域化を推進する取組を本格的に開始したところです。

熊本県水道広域化推進プランの内容は、県全体において将来の給水人口の減少に伴う給水収益の減少に加え、施設老朽化に伴う更新投資額の増大が見込まれる中、水道事業経営は一層厳しくなると予想されることから、広域的に取り組むことによって経費削減を図り、事業経営基盤を強化していくというものになります。

具体的には、県と市町村で構成する熊本県水道事業基盤強化推進協議会において、実現可能性の高いものから広域化の議論を進めるものとし、まずは施設等の管理の一体化と料金等のシステムの共同化に取り組み、現在、それぞれ検討部会が設置され担当者間での議論が始まっております。将来的には、事業統合や経営統合も視野に入れ検討を進める計画となっております。

また、併せて、議員御指摘のとおり、県内を6つのブロックに区分した地域協議会も設置されており、本市は環不知火海地域に所属し、宇城地域・八代地域・天草地域の近隣水道事業者とともに広域連携の検討を行っているところです。

本市水道事業におきましても、将来の収益減少と施設更新投資額の増大は避けて通れず、今のままでは現状のサービスを維持し安定した経営基盤を保つのは難しく、市民に多大な負担を強いる可能性があります。このため、今後いかに経常費用及び施設更新費用を抑制できるかが問われており、その対策の1つとして広域化の取組は非常に重要であると考えております。

今後とも、熊本県水道事業基盤強化推進協議会及び環不知火海地域協議会において、県及び周辺市町村と連携を深め、現在議論を進めている管理の一体化やシステムの共同化など、周辺自治体の理解も必要にはなりますが、できるところから広域化に取り組んでいきたいと考えております。

○12番（坂下 勳君） 今後、経常経費及び施設更新費用を抑制できるか問われていますので、慎重に精査をし、県及び周辺市町と連携し、広域化に取り組んでください。

最後の質問です。今年最後の質問になります。地方鉄道が転機を迎えています。JR九州は本年9月6日、1日1キロ当たりの平均乗客数、輸送密度が2,000人未満の在来線を対象に、2022年度の線区別収支を公表しました。コロナ禍の行動制限が緩和され、乗客数は回復しましたが、電気代の上昇で経費が増加している。宇土～三角の赤字は4,800万円、営業損益は3億2,900万円であった。また、輸送密度は825人で、1,000人を切っております。地方鉄道は乗客が減る一方で維持費が掛かり、経営上の観点から廃止になる可能性があります。市としてJR三角線の現状と必要性についてお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君） JR三角線はかつて、三角港から荷揚げされた木材をはじめとする貨物の輸送手段として、また、天草や長崎に向かう人々の貴重な移動手段として大変な活況を呈しておりましたが、産業構造の変化やモータリゼーションの発展等により、人、モノとともに利用量が減少してきた経緯がございます。

JR三角線は、学生の通学手段として、また、公共交通機関に頼らざるを得ない方々にとって貴重な移動手段です。地域の活力を維持する上で、まさに、宇城市西部地域にとって生命線と言っても過言ではない存在であり、物流、人流を問わず、その存続のためにあらゆる可能性を模索していく必要があると考えております。

まず、物流につきましては、現在、カーボンニュートラルや脱炭素社会の実現に向け、2024年問題を含めておりますが、トラック輸送の効率化、それからモーダルシフトでの海上輸送や鉄道貨物輸送にも目が向けられております。

こうした流れを追い風に、鉄道路線と港の双方を持つ強みを最大限に活かし、物流の面から三角線の活性化が図ることができないか、研究してまいりたいと思います。

○12番（坂下 勳君） 三角町には世界文化資産の三角西港、先ほどの石打ダム、戸馳島を三角形で結んで、観光客の誘致。TSMC熊本進出に伴い、半導体製造に必要な材料であるシリコンウエハーは、現在、九州の大村と伊万里港に運ばれております。シリコンウエハーの工場を持っているSUMCO（サムコ）という会社は、工場が台湾に建設されるということですので、是非三角港に荷を下ろし、また倉庫

の建設などJR三角線と結ぶことで活性化ができないでしょうか。期待しております。

さて、地域鉄道は地域住民の通学・通勤などに重要な役割を担うとともに、地域の経済活動の基盤であり、移動手段の確保、少子高齢化や地球環境問題への対応、まちづくりと連動した地域経済の自立活性化などの観点から、その活性化が求められている重要な社会インフラです。市としての考えをお尋ねします。

○市長（守田憲史君） いま一度、ここで確認しておきたいことは、JR側から何もお話しはあっていないということです。先ほど廃線という言葉が出ましたが、この段階で廃線の議論はするべきではないと考えるところです。三角線が宇城市の西部地域にとっての生命線であるという認識は変わっておりませんし、もちろんのことでございます。三角西港でのもったいなかレストラン事業もJR九州と連携・協力した事業であり、三角線の利用促進とアピールには一役買ったものと思っております。

三角線は、三角町振興の要です。今後も、県、宇土市、上天草市、そしてJRをはじめ沿線の事業者と共に連携し、利用促進に努めてまいります。

○市長政策部長（元田智士君） 本年10月1日の改正地域公共交通活性化再生法の施行により、鉄道事業者または沿線自治体が国へ申し入れることにより、再構築協議会の設置が認められるようになりました。再構築協議会で再構築計画の認定を受けることにより、国の財政援助を受けることが可能になります。しかし、協議会の設置基準の1つに、都道府県をまたぐ線区であることがあり、三角線は県内完結路線であることから、この制度の対象とはなりません。

またJR九州は独自に、平均通過人員1日当たり2,000人未満の線区のうち、会社発足時の1987年から利用が大幅に減少している線区を対象に、2019年度から線区活用に関する検討会を沿線自治体と立ち上げ、持続可能な線区にするための活用策の策定・実行を始めております。筑肥線をはじめ6路線7線区で検討を進めているところです。これに対しまして三角線は、2022年度の平均通過人員は1日当たり825人となっており、JR九州における検討の対象とはなっていない状況です。

しかしながら、三角線沿線の人口減少による利用者減と電気代の上昇による赤字拡大は、今後も予断を許しません。利用促進による沿線自治体の支えが急務と考えております。

そこで、昨年度から宇土市、上天草市、そして県の宇城地域振興局と天草広域本部の企画・総務部門の5者で、5者連絡会を組織し、地方創生と共に地域公共交通、特に三角線の利用促進策について自治体で連携をし、取り組めることはないか協議を開始しております。

これまでにJ R九州との意見交換を3回実施し、次年度の事業化に向け、鋭意検討を進めているところです。

○12番(坂下 勳君) 昨年度から宇土市、上天草市、県の宇城地域振興局と天草広域本部の企画・総務部門の5者で、5者連絡会を発足し、J R九州と意見交換を3回実施し、次年度の事業化に向け進めておられるので、J R三角線の廃止にならないよう新たな取組を行ってください。また、地域住民の通勤・通学、まちづくりと連動した地域経済の自立活性化の観点から、今後とも宇土市、上天草市、J R九州を含めた沿線の事業者と連携し、三角線の存続に市長、最大限の努力をしていただきたいと思います。

さて、今年一年を振り返りますと、戦争に始まり、地震、火山の噴火などの自然災害、最近では鳥インフルエンザなどの発生、暗いニュースばかりでした。そんな中、身近な出来事として新型コロナの5類移行、侍ジャパンが3年ぶりのWBC制覇、夏の甲子園大会では慶応高校がエンジョイ・ベースボールで107年ぶりの優勝となるなど、明るいニュースも多くありました。最後に、人の命が一番を基本にした防災・減災対策に取り組み、自分の命は自分で守るという基本理念、議員としての役割をしっかりと把握し、行政と地域のパイプ役になればと思っております。今後は災害のないすばらしい年になりますよう御祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長(溝見友一君) これで、坂下勳君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時47分

再開 午後2時05分

-----○-----

○議長(溝見友一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第2 議案第61号 令和5年度宇城市一般会計補正予算(第4号)

日程第3 議案第62号 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第4 議案第63号 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第5 議案第64号 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第6 議案第65号 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算(第2号)

- 日程第 7 議案第 66 号 令和 5 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 67 号 宇城市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 69 号 宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 70 号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 71 号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 72 号 工事請負契約の締結について（小川中学校旧校舎解体工事）
- 日程第 13 議案第 73 号 工事請負契約の締結について（小川中学校外構工事）
- 日程第 14 議案第 74 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火小学校屋内運動場他新築工事）
- 日程第 15 議案第 75 号 権利の放棄について（平成 11 年台風 18 号災害援護資金貸付金に係る債権）

○議長（溝見友一君） 日程第 2、議案第 61 号令和 5 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）から、日程第 15、議案第 75 号権利の放棄について（平成 11 年台風 18 号災害援護資金貸付金に係る債権）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 16 議案第 76 号 指定管理者の指定について（三角西港観光施設）

○議長（溝見友一君） 日程第 16、議案第 76 号指定管理者の指定について（三角西港観光施設）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。まず、21 番、中山弘幸君の発言を許します。

○21 番（中山弘幸君） 自席で行います。ただいま議題となっております、議案第 76 号につきまして質疑をいたします。本来、一般質問でも通告をしておりまして、時間もありませんでしたので質疑でお尋ねしたいと思います。これは、私は本年第 2 回定例会でも一般質問をしておりまして、この件に関心を持っておりまして、今回議案も出ておりますが、宇城市物産観光協会になったということでございますけれども、1 点目が指定管理の状況、何者の参加があつてどのような状況であつたかということと、この指定管理の目的、そして提案の内容、以上 3 点をお尋

ねいたします。

- 経済部長（浦田敬介君）** 応募がありましたのは1者です。こちらが期待するものにつきましては、当該施設の利活用は、周辺一帯の振興策にも大きく影響を与える重要な課題であると認識しております。指定管理者には、民間のノウハウやアイデアを活かして効果的に施設を活用することはもとより、特により多くの来訪者を確保しようとする新たな発想に期待を込めるものであります。当該施設は文化財としての保護を基本としつつも、観光面でも経済効果があるより魅力ある施設にしていくことが求められております。重ねてになりますが、指定管理者には常設の飲食店誘致、休日のイベントなど、何度でも訪れたいとの意欲を喚起するような施策を展開していただきたいと期待しているところであります。
- 21番（中山弘幸君）** 1者ということだったということですが、私は今回が西港活性化のラストチャンスというような位置付けを私なりにしておりましたので、その中で宇城市観光物産協会が手を上げていただいたことが、ある意味ではありがたいと思っております。今後の活性化に期待をいたしまして、以上で質疑を終わります。
- 議長（溝見友一君）** 次に、3番、村上真由子君の発言を許します。
- 3番（村上真由子君）** 自席にて行います。同じくこちら議案第76号の件ですが、指定管理者の募集要項の内容について詳細をお願いします。
- 経済部長（浦田敬介君）** まず募集要項には、目的として、三角西港の施設は文化財としての保護だけではなく、市の観光拠点としてより多くのにぎわいの創出を目指すものであり、現状にとらわれない創意工夫のある提案を期待する旨、記載しております。加えて、仕様書では、指定管理者自らが企画した施設の効用を高める事業を積極的に実施することを要求しています。
- 3番（村上真由子君）** 今の質問に対する再質問ですが、どのような方法で募集をされましたでしょうか。
- 経済部長（浦田敬介君）** 市のホームページにおいて、7月上旬に募集要項を公表し、8月末日の公募の締切りまで約2か月の期間を設けました。途中、施設見学会を実施しております。
- また、これまで指定管理についてお尋ねさせていただいた方々にも、お声掛けはいたしました。
- 3番（村上真由子君）** 今の質問で、今までの議論された方にもお声掛けをしたとありましたけれど、ちなみにお声掛けをされたのは何者ありましたか。
- 経済部長（浦田敬介君）** 準大手コーヒーチェーン、本市出身で他市で事業を展開されている法人、その法人がお声掛けをいただいた別の法人、他県で指定管理をされ

ている法人、県内で飲食店を経営されている法人が2者、合計6者です。

○3番（村上真由子君） では、募集の総数についてお尋ねなのですが、6者にお声掛けをされたということで、実際その施設見学会等に参加をされたのは何者だったのでしょうか。

○経済部長（浦田敬介君） 3者が施設見学会には参加をされましたが、提案があったのは1者でありました。

○3番（村上真由子君） では、今の点の再質問ですが、どのような事業者を対象とされましたでしょうか。

○経済部長（浦田敬介君） 申請者の応募資格としては、市税を滞納していない、過去に指定管理者として指定の取消しを受けていないなど、通常の入札と同様、必要最小限の条件を付したものであります。

○3番（村上真由子君） 今回の募集総数に関しての最後の質問ですけど、それ以外の条件とかはありませんでしたでしょうか。例えば個人事業主が駄目だとか、何とか法人でないといけないとか、そういう規定はありましたか。

○経済部長（浦田敬介君） 地方自治法上では、法人若しくはその他団体と規定されておりますので、その旨も記載しております。

○3番（村上真由子君） それでは3番目の決定方法についてお尋ねさせていただきます。3者が施設見学会に参加されて、実際提案があったのが1者ということですが、この1者を決められたその決定の方法についてお願いします。

○経済部長（浦田敬介君） 9月末に指定管理者審査会において、提案された内容をプレゼンテーションしていただきました。施設の効用が最大限発揮されているかなどの評価項目に沿い、それぞれに審査会委員が採点をし、その合計点が総評価点の6割を超えたために指定管理候補者として決定しております。

候補者である宇城市観光物産協会は、現状をよく把握され、課題の整理もされておりました。

○3番（村上真由子君） では、再質問ですが、審査会の委員はどのような人がいて、また提案内容というのはどのようなものだったのでしょうか。

○経済部長（浦田敬介君） 本市の指定管理者審査会運営要綱で、構成は副市長を会長とし、総務部長、市長政策部長、施設の所管部長及び所管部次長の5人をもって組織すると規定されております。

さらに、市長が必要と認める場合は、市長が指名する外部の学識経験者等4人以内を加えることができますとしています。

なお、今回は学識経験者として中小企業診断士協会長、住民の代表として行政区長会長を加えております。

また、提案内容につきましては、当該要綱に「何人も審査の内容を他に漏らしてはならない」と規定されておりますので、発言は控えさせていただきます。

○3番（村上真由子君） 今の3番目の質問に対する最後の質問なのですが、1者のみということなので、何ともいうことはあれなのですが、「何人も審査の内容を他に漏らしてはならない」という規定があるようなのですが、例えば公式ではなく、非公式に議員が確認することは可能なのでしょうか。

○経済部長（浦田敬介君） 法人名、提案内容などは、法人の権利利益を守る観点から原則非公開としておりますが、情報公開条例に基づいた開示請求には、一部ではありますが御対応させていただきます。

○3番（村上真由子君） 以上で質疑を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、議案第76号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第17 議案第77号 指定管理者の指定について（地域間交流施設金桁温泉）

○議長（溝見友一君） 日程第17、議案第77号指定管理者の指定について（地域間交流施設金桁温泉）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○3番（村上真由子君） 議案第77号について、こちらも先ほどの議案第76号と同じ質疑になってくるのですが、まず、大きい質問1番で、同じく指定管理者の募集要項の内容についてお願いします。

○三角支所長（佐藤幹雄君） 金桁温泉の募集の目的は、市民の健康、憩いの場として人と人のつながりの場を生み出す役割と、地域活性化に寄与するため施設を管理運営していただく旨、記載をしております。

また、仕様書では、指定管理者自ら企画した施設の効用を高める民間事業の積極的実施、利用者に対するサービス向上、地域産物の優先活用、管理運営費の縮減に努めることなど要求をしております。

○3番（村上真由子君） 今の質問に対する再質問ですが、どのような方法で募集をされていますでしょうか。また、先ほどの三角西港では、お声掛けがあったとありましたが、こちらもどちらかに特段のお声掛けはあったのでしょうか。

○三角支所長（佐藤幹雄君） 三角西港と同じく、市のホームページにおいて、7月上旬に募集要項を公表し、8月末日の公募の締切りまで約2か月の期間を設けました。西港同様、途中、施設の見学会を実施しております。

お声掛けということですが、ホームページで公募をしており、来られた方にはお声掛けの方はしております。

○3番（村上真由子君） 市のホームページのみということだったのですが、例えば広

報ウキカラとかそういうのには載せられていないということではよかったでしょうか。

○三角支所長（佐藤幹雄君） ホームページのみでございます。

○3番（村上真由子君） 続きまして2つ目ですが、応募された団体の数についてお願いいたします。

○三角支所長（佐藤幹雄君） 3者が施設見学会に参加をされまして、3者とも提案がございました。

○3番（村上真由子君） 再質問ですが、3者が参加されて3者とも提案があったということで、どのような事業者を対象にされましたでしょうか。

○三角支所長（佐藤幹雄君） こちらも三角西港と同じく、申請者の応募資格としては、市税を滞納していない、過去に指定管理者として指定の取消しを受けていないなど、通常の入札と同様、必要最小限の条件を付したものであります。

○3番（村上真由子君） それでは3つ目のお尋ねなのですが、決定方法ですね、選定された方法についてお願いいたします。

○三角支所長（佐藤幹雄君） こちらも三角西港と同じく、9月末に指定管理者審査会において、提案された内容をプレゼンテーションしていただきました。施設の効用が最大限に発揮されているかなどの評価項目に沿い、それぞれに審査会委員が採点をし、3者の中から基準点を満たし、総合評価点のもっと高い事業者を指定管理受託予定者として決定をいたしました。

候補者である株式会社グッドスタッフは、他市でも指定管理者としての経験値もあり、現時点で当施設の委託管理を受託されていることもあり、現状をよく把握され、課題の整理もされておりました。

○3番（村上真由子君） こちらも先ほどの三角西港の質問と同じになるのですが、審査会の委員は、三角西港の審査員と同じなのかまた別の方がいらっしゃるのか。また提案内容はどのようなものだったのか、教えられる範囲で教えていただきたいと思えます。

○三角支所長（佐藤幹雄君） 金桁温泉に関する審査会の委員も、三角西港の審査会の委員と同じメンバーでございます。

また、提案内容につきましても、三角西港と同じく、発言は控えさせていただきます。

○3番（村上真由子君） 以上で質疑を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、議案第77号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第18 議案第78号 公の施設の他の団体の利用に関する協議について

日程第19 議案第79号 市道の路線の認定について

○議長（溝見友一君） 日程第18、議案第78号公の施設の他の団体の利用に関する協議について及び日程第19、議案第79号市道の路線の認定についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第20 議案第80号 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第5号）

○議長（溝見友一君） 次に、日程第20、議案第80号令和5年度宇城市一般会計補正予算（第5号）を議題とします

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回提出します追加議案は、予算案件として一般会計補正予算1件で、内容は物価高騰関連事業の追加補正などがございます。詳細につきましては総務部長が説明いたします。

当案件につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（溝見友一君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから議案の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第80号令和5年度宇城市一般会計補正予算（第5号）について説明します。資料は、別冊の令和5年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第5号）の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億90万5千円を追加し、予算の総額を357億6,719万3千円としております。

また、第2条及び第3条で、繰越明許費、地方債の補正を併せて行っております。

補正の内容につきましては、国の補正予算（第1号）に伴うデフレ完全脱却のための総合経済対策に積極的に呼応するため、住民税非課税世帯に対する7万円の追加給付事業や、物価高騰の影響を受けるLPガス使用世帯への追加支援事業など、特に迅速に対応すべき財政需要に対し予算対応を行うものです。

2ページから3ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出ともに予算の補正については、補正総額を7億90万5千円とし、各費目において補正しています。主な補正については、事項別明細書にて後ほど説明します。

4ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正です。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業ほか2件を紙面のとおり追加しております。

5ページをお願いします。第3表、地方債補正です。1変更で、農業施設整備事

業費ほか1件を紙面のとおりに変更しています。

続いて、歳出の主なものと特定財源について説明します。

9ページをお願いします。款3、項1、目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金4億7,600万円は、エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえて、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯に対し、国の施策に応じて1世帯当たり7万円の給付金を追加で給付し、生活・暮らしを支援するものです。財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で全て賄われます。

款5、項1、目12ほ場整備事業費、節18負担金補助及び交付金の県営畑地帯総合整備事業負担金2,600万円余は、大口西部地区について、事業主体である県が国の補正予算に伴い、12月議会へ補正予算を計上することに併せ、市においても県営事業負担金を計上し、事業の進捗を速やかに図るものです。財源は、市債の過疎債を予定しております。

款5、項3、目4漁港改良費、節14工事請負費の海岸メンテナンス工事費9,900万円は、田井ノ浦漁港施設の鋼管矢板の腐食により、機能が低下している護岸の老朽化対策を行い、民家及び公共施設等を防護するものです。国の補正予算に伴う追加事業で、財源は、国の地域水産物供給基盤整備事業費補助金と市債の過疎債を予定しております。

10ページをお願いします。款6、項1、目1商工総務費、節18負担金補助及び交付金の物価高騰対応LPガス使用世帯支援事業補助金8,600万円余は、国のエネルギー価格高騰対策の延長を踏まえてLPガスの価格高騰に対応するため、前回6月補正と同程度の規模で県及びLPガス協会と連携し、家庭用LPガスを契約している世帯に対し、4,000円を上限として支援を行うものです。国の補正予算に伴う事業で、財源は、県の物価高騰対応生活者支援交付金で事業費の2分の1が賄われます。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をします。特定財源は、主な歳出予算の説明の中で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明します。

8ページをお願いします。款19、項2、目1財政調整基金繰入金で4,300万円余を増額しております。歳入歳出予算の財源調整を行っております。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第80号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第80号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

議案第61号から、議案第80号までにつきましては、お手元の令和5年第4回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第21 請願第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願

日程第22 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についてに関する請願

○議長（溝見友一君） 日程第21、請願第3号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願及び日程第22、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についてに関する請願を議題とします。

本案は、総務文教常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第23 同意第22号 農業委員会委員の任命について（吉富 訓生氏）

日程第24 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（一村 智明氏）

○議長（溝見友一君） 日程第23、同意第22号農業委員会委員の任命について（吉富訓生氏）及び日程第24、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（一村智明氏）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第22号及び諮問第2号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第22号及び諮問第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第25 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第25、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日7日木曜日及び8日金曜日、来週11日月曜日から14日木曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、明日7日木曜日及び8日金曜日、来週11日月曜日から14日木曜日までは、休会することに決定しました。

なお、9日及び10日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時32分

第 5 号

12月15日(金)

令和5年第4回宇城市議会定例会（第5号）

令和5年12月15日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第61号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第2 | 議案第62号 | 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第63号 | 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第64号 | 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第65号 | 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第66号 | 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第67号 | 宇城市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第69号 | 宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第70号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第71号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第72号 | 工事請負契約の締結について（小川中学校旧校舎解体工事） |
| 日程第12 | 議案第73号 | 工事請負契約の締結について（小川中学校外構工事） |
| 日程第13 | 議案第74号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火小学校屋内運動場他新築工事） |
| 日程第14 | 議案第75号 | 権利の放棄について（平成11年台風18号災害援護資金貸付金に係る債権） |
| 日程第15 | 議案第76号 | 指定管理者の指定について（三角西港観光施設） |
| 日程第16 | 議案第77号 | 指定管理者の指定について（地域間交流施設金桁温泉） |
| 日程第17 | 議案第78号 | 公の施設の他の団体の利用に関する協議について |
| 日程第18 | 議案第79号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第19 | 議案第80号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第20 | 請願第3号 | 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める |

請願

追加議事日程（第5号の追加1）

- 日程第1 発議第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める
意見書
- 日程第2 1 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元
をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採
択の要請についてに関する請願
- 日程第2 2 同意第2 2号 農業委員会委員の任命について（吉富 訓生氏）
- 日程第2 3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（一村 智明氏）
- 日程第2 4 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勳君 |
| 13番 高橋佳大君 | 15番 溝見友一君 |
| 16番 園田幸雄君 | 17番 福田良二君 |
| 18番 河野正明君 | 19番 入江学君 |
| 20番 豊田紀代美君 | 21番 中山弘幸君 |
| 22番 石川洋一君 | |

4 欠席議員（1人）

- 14番 高本敬義君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

副市長	浅井正文君	教育長	平岡和徳君
総務部長	天川竜治君	市長政策部長	元田智士君
市民部長	黒崎達也君	福祉部長	岩井智君
経済部長	浦田敬介君	土木部長	平木恵一君
教育部長	豊住章君	総務部次長	舩井貴男君
市長政策部次長	坂本優子君	市民部次長	岩竹泰治君
福祉部次長	平松洋介君	経済部次長	中川裕二君
土木部次長	星津章博君	教育部次長	米田年宏君
三角支所長	佐藤幹雄君	不知火支所長	木下秀典君
小川支所長	竹口則和君	豊野支所長	赤星徹君
上下水道局長	福田真治君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	井上まゆみ君	農業委員会事務局長	園田弥生君
財政課長	田尻勇樹君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第61号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第2 | 議案第62号 | 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第63号 | 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第64号 | 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第65号 | 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第66号 | 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第67号 | 宇城市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第69号 | 宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第70号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第71号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第72号 | 工事請負契約の締結について（小川中学校旧校舎解体工事） |
| 日程第12 | 議案第73号 | 工事請負契約の締結について（小川中学校外構工事） |
| 日程第13 | 議案第74号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火小学校屋内運動場他新築工事） |
| 日程第14 | 議案第75号 | 権利の放棄について（平成11年台風18号災害援護資金貸付金に係る債権） |
| 日程第15 | 議案第76号 | 指定管理者の指定について（三角西港観光施設） |
| 日程第16 | 議案第77号 | 指定管理者の指定について（地域間交流施設金桁温泉） |
| 日程第17 | 議案第78号 | 公の施設の他の団体の利用に関する協議について |
| 日程第18 | 議案第79号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第19 | 議案第80号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第20 | 請願第3号 | 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願 |

日程第 2 1 請願第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の要請についてに関する請願

○議長（溝見友一君） 日程第 1、議案第 6 1 号令和 5 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）から、日程第 2 1、請願第 4 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の要請についてに関する請願までを一括議題とします。

去る 1 2 月 6 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（三角隆史君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 1 件、条例案件 2 件、その他案件 4 件、請願 2 件の合計 9 件であります。委員会を 1 2 月 8 日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 6 1 号一般会計補正予算（第 4 号）の歳入のうち、財産運用収入について、委員から「財政調整基金において利息が発生しているが、現在の国債の保有状況と債券を購入する手順は」との質疑に対し、執行部から「基金の管理状況について、財政調整基金で 8 億円、国営緊急農地再編整備事業基金で 3 億 2,000 万円を運用している。財政調整基金は、20 年の長期で運用する方針。国営緊急農地再編整備事業基金は、国への負担金の支払いが事業完了後であり、10 年以上支払うことがないという理由で 10 年の都道府県債などで運用している。購入する手順としては、副市長、総務部長、会計管理者及び財政課長で購入のタイミングを協議し、好条件のときに市長の合意を得て購入している。今後は、日銀のマイナス金利政策の変更により、5 年債等も視野に入れての運用を考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「国債は裏切らない商品であり、どこで売買するかを間違えることなく運用すればプラスが出る。また、非課税であるので、運用できる資金があれば、財政に支障がないレベルでしっかり運用してほしい」との意見がありました。

次に、歳出のうち減債基金について、委員から「宇城広域連合基金精算返還金を

財源として、その同額を減債基金に積み立てるということであり、返還金の内容は、既存の宇城クリーンセンターの解体工事に要する連合債の元利償還金の市負担金相当分ということであるが、解体工事の総額はどれくらいか」との質疑に対し、執行部から「広域連合事務局から報告されている金額は、総額9億1,000万円程度である」との答弁がありました。また、委員から「当初は既存のクリーンセンターは残すと言われていたが、変更となった理由は何か」との質疑に対し、執行部から「広域連合事務局からの報告によると、当初は、リサイクルプラザを改修する際にクリーンセンターを解体する予定であったが、国の方針が変わり、既存のクリーンセンターを解体する際は、建設事業と一体性のある解体であれば、別敷地に建った焼却施設であっても国庫補助金の対象とするとなり、補助金の活用が見込まれるということから解体するに至ったということである」との答弁がありました。

次に、企画費の旅費及び委託料並びに議会費の旅費について、委員から「台湾台南市訪問のための旅費及び委託料の詳細はどのようなものか」との質疑に対し、執行部から「台南市の湯徳章氏の父が宇土市の出身であるという縁を契機に、宇土市が中心になり、美里町を含めた2市1町で表敬訪問し、今後の交流に向けた意見交換を予定している。企画費旅費の今回の補正のうち、31万円が市長及び随員職員1人の計2人分の旅費である。議会費旅費63万円については、議員3人及び随員職員1人の計4人分の旅費である。また、委託料については、現地でのバスの借上げ、通訳などを一括して委託する経費である」との答弁がありました。これに対し、委員から「市長、教育長の参加に対し、議員3人はいかがなものか。目的をしっかりとさせ、成果が出るようにお願いしたい」との意見がありました。

次に、図書館費の図書館指定管理業務委託料について、委員から「指定管理者との協議により物価高騰による電気料の増額をされているが、冷暖房費の抑制のための温度調整は可能であると思われる。指定管理者は、冷暖房のコントロールはされているか」との質疑に対し、執行部から「今後、指定管理者と協議をしていきたい」との答弁がありました。

次に、議案第69号宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「企業の設備投資に対する補助金上限の引上げ及び宿泊施設の誘致強化のための固定資産税免除が3年間の期限付きであるが、その後の措置はないのか」との質疑に対し、執行部から「県内の行政による工業団地造成が進み、令和9年度から供用される前に、強化期間としてかさ上げをして取り組むために3年間とした。また、本市の財政負担の面からも考慮した」との答弁がありました。これに対し、委員から「TSMC関連は県北が中心であるが、県南も希望がある。企業は条件を選ぶため、余り締め付けない方がいいし、補助率も多

めにみていいのではないか。そうした点も考慮しておいてほしい」との意見がありました。

次に、議案第72号工事請負契約の締結（小川中学校旧校舎解体工事）について、委員から「入札の方法と結果はどのようなものであったか」との質疑に対し、執行部から「入札の方法は、5つの資格条件を付しての一般競争入札とした。予定価格は2億9,887万円。応札者数は4者で、4者とも予定価格と同額での応札となったため、くじで決定した。落札率は100%であった」との答弁がありました。これに対し、委員から「前例のない入札結果であり、疑念を抱かざるを得ない。入札をやり直すなどほかに方法はなかったのか。また、4者が同額であったことに対して、市として調査は行ったのか」との質疑があり、執行部から「関係法令等には直ちにくじを引くと規定されているため、入札のやり直しはできず、くじで落札者を決定した。4者が同額という過去にない事例であったため、4者を呼び出して聞き取り調査を実施した。聞き取った内容を基に宇城市公正入札調査委員会で審議し、談合等を疑うに足りる明らかな事実はないということで、入札は有効であるとの判断に至った」との答弁がありました。これに対し、委員から「入札の結果は異例であるが、それを抑制する法令等が今はない。今後このようなことを排除するため、規則等の変更を検討する必要があるのでは」との意見がありました。

質疑終結後の討論として、「一般競争入札において、参加した4者が全て予定価格と同額で応札したという結果については、一般的に見ても公正と思えず、疑念を持たれても仕方がない。よって、議案第72号については反対する」との反対討論がありました。また、「入札した業者全てが予定価格と同額という結果ではあるが、公正入札調査委員会で審議された結果、入札は有効であるという判断をされ、関係法令等に基づいた適正な入札手続きを経て落札者が決まっていることから、反対する理由はない」との賛成討論がありました。

次に、議案第78号公の施設の他の団体の利用に関する協議について、委員から「宇城市民は熊本市の図書館の利用はできないのか。また、本市が負担する経費としては何を想定しているか」との質疑に対し、執行部から「現在、相互貸借という方法により本を借りることはできるが、本の送付に費用が発生し、利用者負担が生じる。今回の相互利用が可能となれば、利用者負担無しで借りることができるようになる。また、経費については、図書カード作成費用等を想定している」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件1件、条例案件2件、その他案件4件の合計7件については、全て可決すべきものと決定しました。

また、請願の審査で、請願第3号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願について、委員から「一般的には核抑止のための条約参加と言われるが、日本は被爆国として参加してほしいので、是非採択を」との意見がありました。

次いで、討論の有無を諮ったところ、討論はありませんでした。採決の結果、採択すべきものと決定しました。

次に、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についてに関する請願について、委員から「この請願は、全国で取り上げられているか」との質疑に対し、紹介議員から「近隣市でいうと、宇土市議会も12月定例会で陳情という形で上程されている。インターネットを見ると、年度等ばらつきはあるが、各自治体、同様の意見書採択あるいは議論がなされている」との答弁がありました。

次いで、討論の有無を諮ったところ、賛成討論として、「義務教育費の国庫負担率が3分の1から2分の1に引き上げられることで、結果的に市の予算削減及び教育現場環境の改善にもつながるので、採択すべき」との発言がありました。

採決の結果、不採択すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（坂下 勳君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、その他案件3件の合計6件であります。委員会を12月11日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第61号一般会計補正予算の湛水防除事業費の工事請負費について、委員から「今回は、長崎排水機場のエンジンのオーバーホールの補正として上がってきているが、市全体で老朽化しているものが多々あると思う。今後、排水機場を新たに建て替える計画はあるのか」との質疑に対し、執行部から「昭和時代に築造されているものが4か所あり、そのうち40年経過しているものが1件ある。現在、県へ新規採択の要望を行っている。また、30年を経過しているものも4か所あるので、併せて継続的に要望していく」との答弁がありました。これに対し、委員から「30年を経過している4か所についても、早急な建て替えに向け、県への要望を遅延なく行い、計画的に一つ一つクリアしていただきたい」との意見がありまし

た。

次に、議案第76号指定管理者の指定（三角西港観光施設）について、委員から「指定管理者に決定した理由として、特に優れていた部分は何か」との質疑に対し、執行部から「宇城市観光物産協会は、以前からインバウンドを対象とした集客に力を入れており、西港のほか文化財の案内でも多言語化に取り組まれている。こういう積極性もだが、よく現状を把握し課題を捉えているので、新たな呼び込みを期待して選定した」との答弁がありました。これに対し、委員から「西港は宇城市が誇る世界遺産なので、本来であれば複数社がプレゼンテーションして競争していただきたいのだが、他に参加者がなかったということは、行政として要因を探っておく必要があると思うが」との質疑に対し、執行部から「観光地では飲食の提供は欠かせず、提案にも明確に求めた上で、複数社が現地を確認された。しかし、交通量や駐車場の数など営業努力をもっても採算ラインに乗せることが難しいと判断された結果、提案を見送られたのではないか」との答弁がありました。また、委員から「プレゼン内容を公表できないと分かっているが、指定管理の成功を何を基準に検証したらいいのか」との質疑に対し、執行部から「観光客の入り込み調査を年に数回行い、数の推移が分かる。増えてくれば、成功であると考えている」との答弁がありました。

次に、議案第77号指定管理者の指定（地域間交流施設金桁温泉）について、委員から「地域の方の憩いの場をつくるということでできた施設であったと思うが、多額のお金をつぎ込むことではなく、一定程度で行う必要があると思う。指定管理要件に地域を盛り上げる仕掛けをするという文言があったが、今後、地域の人と密着し、どのような運営をするのか」との質疑に対し、執行部から「申請時に物販、地域貢献、イベント等が計画されているので、指定管理者として決定した後は、民間の企画力を活用して運用していくのではないかと思います」との答弁がありました。これに対し、委員から「今後、採算が合っていない部分をどのように運用するのか」との質疑に対し、執行部から「経費の部分について健全な運営計画をされているので、電気代等の高騰化についても削減、圧縮して運営されたいと思う」との答弁がありました。

次に、議案第66号令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）について、委員から「資本的収入の他会計出資金の一般会計繰出基準外出資金公共下水道2億6,000万円は、工事が原因なのか、全般的な要因によるものなのか」との質疑に対し、執行部から「資金不足を補填するための繰入れである。主な要因として、起債償還額が毎年多額となっており、元金及び利子で年間7億5,000万円ほど支出している。また、近年の物価高騰を含め、県へ支払う小川の流域下水道維

持負担金の単価増額の影響が考えられる。それに対して、収入はほとんど変わらないので厳しい状況が続いている」との答弁がありました。これに対し、委員から「このような状況で、赤字解消に向けた議論は進んでいるのか」との質疑に対し、執行部から「歳出削減は取り組まなければいけないと考えている。その中で、今後、下水道の計画区域を見直し、区域を縮小する議論を行いたい。また、合理的な施設運営の観点から施設の統合、また、近隣の市町との広域での運用等を検討している。なお、収入に関しては、下水道使用料の見直しを検討する必要がある」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件、その他案件3件の合計6件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件5件、条例案件2件、その他案件1件の合計8件であります。委員会を12月8日に、第3委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第61号一般会計補正予算（第4号）のうち、公的病院等運営助成補助金について、委員から「説明では済生会みすみ病院への補助金ということだが、詳細な説明を」との質疑に対し、執行部から「済生会みすみ病院については、上天草区域からの救急搬送も受け入れているため、本市のみでなく、救急搬送者数などの実績に応じて按分している」との答弁がありました。また、委員から「済生会みすみ病院は、今後も病床数を減少させる計画なのか」との質疑に対し、執行部から「現時点では、これ以上減少させるという話は聞いておらず、どういう計画なのかも把握していない」との答弁がありました。

次に、議案第80号一般会計補正予算（第5号）のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について、委員から「対象は何世帯か」との質疑に対し、執行部から「対象世帯は6,800世帯である。本年6月1日を基準日とし、住民税非課税世帯へ3万円を給付してきたが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の支援枠が今回追加的に拡大されたことに伴い、7万円を追加給付する」との答弁がありました。また、委員から「外国人の技能実習生は対象か」との質疑に対し、

執行部から「6月1日時点で同事業の3万円を受給された非課税の住民は受け取る権利があるため、外国人も対象となる」との答弁がありました。

次に、議案第71号国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「産前産後期間の保険税減免対象者は、国保の被保険者だけなのか」との質疑に対し、執行部から「社保は既に制度が導入されている。国保は今まで減額がなかったことを受け、先般法律が改正されて減免の規定が設けられたため、本市でも導入するものである。令和6年1月から開始予定で、対象者は国民健康保険証を持っている住民である」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件5件、条例案件2件、その他案件1件の合計8件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（原田祐作君） 自席で行います。総務文教常任委員会の委員長報告に対しての質疑です。請願第4号につきまして、賛成討論があったと今御説明をいただきましたが、反対討論はあったのか。また、その採択すべきではないと結論がなっておりますが、その採択すべきではないという理由について触れられておりませんでしたので、説明をお願いします。

○総務文教常任委員長（三角隆史君） ただいまの請願第4号についてお答えいたします。

賛成討論として、「現在の国庫負担率を3分の1から2分の1に戻すことにより、県の予算はもちろんのこと、市の予算の削減につながり、また教育現場の環境の改善につながるので、私は採択すべきと考える」という賛成討論がありました。それに対して、反対討論はありませんでした。その理由に対しては、それぞれ議員の皆さんの御意見があると思いますので、私には分かりかねます。

○議長（溝見友一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） これで質疑を終結します。

これから、議案第61号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第61号令和5年度宇城市一般会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原

案可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第62号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第62号令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第63号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第63号令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第64号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第64号令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の

方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第65号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第65号令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第66号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第66号令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第67号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第67号宇城市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してく

ださい。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第69号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第69号宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第70号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第70号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第71号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第71号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対す

る委員長報告は原案可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第72号の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。

○21番（中山弘幸君） ただいま議題となっております、議案第72号工事請負契約の締結について（小川中学校旧校舎解体工事）について、私は反対の立場で討論いたします。

理由は2点あります。1点目は参加業者による談合疑惑、2点目は宇城市公正入札委員会の機能不全です。今回の小川中学校旧校舎解体工事は、条件付きながら一般競争入札で、しかも予定価格事前公表にもかかわらず、参加者4者がいずれも予定価格と同額、すなわち100%で並び、抽選により提案される事業者に決定しております。一般競争入札では、指名競争入札と違い、その物件を落札したい業者がエントリーします。そのため1円でも安く入札するのが当然と言えます。またそれが一般競争入札の目的でもあります。しかし、今回の入札では参加した4者が予定価格と同額を提示しております。一般的な常識では考えられない前代未聞の事態が発生したわけです。これは事前に、何らかの話し合いがもたれたとしか考えられません。なぜなら、ほかの業者が1%でも安く入札すれば落札できないので、ほかの業者も同じ100%の入札をするという確証がなければ、100%の提示はできないこととなります。そのことに市としても疑惑を持ち、談合について聞き取りをしています。しかし、宇城市公正入札委員会は業者の言い分を真に受けて、談合の事実はなかったと結論付けております。どこの世界に「談合はなかったか」と聞かれて、「はい、談合しました」という人がいるのでしょうか。このような結果は常識では考えられず、宇城市でも過去に例がなく、おそらく日本中探しても例はないのではないのでしょうか。客観的な事実を見れば、競争原理も働いておらず、疑惑が残るのは明らかであり、今回の入札は無効とし、入札を再度やり直すべきだと考えます。それを疑惑がなかったと結論付けたのであれば、宇城市公正入札委員会が全く機能しなかったこととなります。先日、マスコミでも取り上げられ、宇城市民の皆様も大変大きな関心を持っておられます。

以上2点の理由で、私は、議案第72号工事請負契約の締結について（小川中学

校旧校舎解体工事)については、反対をいたします。どうか議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（溝見友一君） これから、議案第72号工事請負契約の締結について（小川中学校旧校舎解体工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第72号は可決しました。

これから、議案第73号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第73号工事請負契約の締結について（小川中学校外構工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第73号は可決しました。

これから、議案第74号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第74号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火小学校屋内運動場他新築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第74号は可決しました。

これから、議案第75号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第75号権利の放棄について（平成11年台風18号災害援護資金貸付金に係る債権）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第75号は可決しました。

これから、議案第76号の討論に入りますが、11番、三角隆史君は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、御退席願います。

（三角隆史君 退場）

○議長（溝見友一君） 本件については、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第76号指定管理者の指定について（三角西港観光施設）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第76号は可決しました。

三角隆史君は御入場を願います。

（三角隆史君 入場）

○議長（溝見友一君） これから、議案第77号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第77号指定管理者の指定について（地域間交流施設金桁温泉）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は

賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第77号は可決しました。

これから、議案第78号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第78号公の施設の他の団体の利用に関する協議についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第78号は可決しました。

これから、議案第79号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第79号市道の路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第79号は可決しました。

これから、議案第80号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第80号令和5年度宇城市一般会計補正予算（第5号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第80号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決しました。

これから、請願第3号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、請願第3号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。請願第3号は、採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、請願第3号は、採択とすることに決定しました。

ただいま請願第3号が採択されましたので、総務文教常任委員長から委員会提出議案、発議第3号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書が提出されました。

お諮りします。発議第3号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、書記に資料の配布をいたさせますので、しばらくお待ち願います。

(資料配布)

-----○-----

追加日程第1 発議第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

○議長（溝見友一君） 追加日程第1、発議第3号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○総務文教常任委員長（三角隆史君） 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について、議案提出の趣旨説明を申し上げます。

2017年7月7日、核兵器禁止条約が採択され、同年9月20日には同条約へ

の調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効し、現在92か国が署名し、68か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について悪の烙印を押し、核兵器に関するあらゆる活動を禁止しています。また、本条約は、被爆者とともに日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものであります。また、ロシアはウクライナの軍事侵略に併せて、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反する核兵器による威嚇を行っています。

このような背景の下、広島、長崎の原爆被害を体験した日本政府は、核兵器の禁止を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばならないとの思いから、各兵器禁止条約に参加、調印、批准することを国に求める意見書を提出することを本委員会で決定しました。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第3号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

これから、請願第4号の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。

○8番（原田祐作君） ただいま議題に上がっております、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についてに関する請願について、賛成の立場で討論いたします。

皆様御承知のとおり、現在の義務教育における環境については、ブラック企業と

いうふうに一般的に言われておりますけれども、そのような環境にあるということはもう御承知の上だと思います。ここ宇城市におきましても、それぞれの学校で加配の部分でもっと手厚くしたい、先生方が忙しすぎて手が回らない、このような意見をたくさん聞きます。日本がこれまで先進国として世界をけん引してきたその要因の1つは、やはり義務教育、この教育環境が充実していたこと。これによってその後の高等教育の部分についても大きな成果を上げてきた。このことが大きな部分にあると私は考えております。しかしながら、現在、この義務教育の環境におきましては、先ほどからも述べておりますが、崩壊の一步手前、このような状況にあります。現在は国も子育て支援には力を入れようと、このような考えの下、教育予算についてもその部分を大きく増大させようという動きが見られます。できればこの動きの中に、もう一度この義務教育費国庫負担を以前の2分の1に戻していただき、地方財政を少しでもゆとりのあるものにして、より手厚い加配、こういった部分を自治体レベルでできるような環境をつくっていただきたいと、このように考えております。委員会の中でもどのような議論があったのか、傍聴することもできませんでした。委員長報告の中では賛成討論はありましたが、反対討論がないと。何が議論されたのか全く分かりません。果たしてそれで議会と言えるのか、非常に残念であります。私は、この請願は今の日本には必要であると、このように考えております。反対をする理由が分からず、この請願またこの請願に関わった皆さんがなぜ反対されたのか分からないまま反対と採択すべきではないと、このような結論付けられておりますが、できればその明確な反対が議論されていない今議会におきましては、採択をしていただきまして、子どもたちの明るい将来また教育環境を充実させていただきたいと、このように考えております。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝見友一君） これから、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についてに関する請願を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は不採択です。請願第4号は、採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（溝見友一君） 起立少数です。したがって、請願第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第22 同意第22号 農業委員会委員の任命について（吉富 訓生氏）

○議長（溝見友一君） 日程第22、同意第22号農業委員会委員の任命について（吉

富訓生氏)を議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第22号農業委員会委員の任命について(吉富訓生氏)を採決します。採決は起立によって行います。同意第22号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(溝見友一君) 起立多数です。したがって、同意第22号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第23 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について(一村 智明氏)

○議長(溝見友一君) 日程第23、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について(一村智明氏)を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について(一村智明氏)を採決します。採決は起立によって行います。諮問第2号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝見友一君) 起立多数です。したがって、諮問第2号は適任と認め答申することに決定しました。

-----○-----

日程第24 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長(溝見友一君) 日程第24、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(溝見友一君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和5年第4回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 溝見 友一 様

総務文教常任委員長 三角 隆史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第61号	令和5年度宇城市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第67号	宇城市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第69号	宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第72号	工事請負契約の締結について（小川中学校旧校舎解体工事）	可決
議案第73号	工事請負契約の締結について（小川中学校外構工事）	可決
議案第74号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火小学校屋内運動場他新築工事）	可決
議案第78号	公の施設の他の団体の利用に関する協議について	可決
請願第3号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願	採択
請願第4号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についてに関する請願	不採択

宇城市議会議長 溝見 友一 様

建設経済常任委員長 坂下 勳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第61号	令和5年度宇城市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第65号	令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第66号	令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第76号	指定管理者の指定について（三角西港観光施設）	可決
議案第77号	指定管理者の指定について（地域間交流施設金桁温泉）	可決
議案第79号	市道の路線の認定について	可決
議案第80号	令和5年度宇城市一般会計補正予算（第5号）	原案可決

宇城市議会議長 溝見 友一 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第61号	令和5年度宇城市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第62号	令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第63号	令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第64号	令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第70号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第71号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第75号	権利の放棄について（平成11年台風18号災害援護資金貸付金に係る債権）	可決
議案第80号	令和5年度宇城市一般会計補正予算（第5号）	原案可決

令和5年第4回定例会 賛否一覧表

○：賛成 ●：反対 欠：欠席 除：除斥 棄：棄権

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 坂元大介	2 四海公貴	3 村上真由子	4 河野真理	5 吉良邦夫	6 田中美君	7 嘉古田茂己	8 原田祐作	9 永木誠	10 山森悦嗣	11 三角隆史	12 坂下勳	13 高橋佳大	14 高本敬義	15 溝見友一	16 園田幸雄	17 福田良二	18 河野正明	19 入江学	20 豊田紀代美	21 中山弘幸	22 石川洋一			
議案第61号 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第62号 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第63号 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第64号 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第65号 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第66号 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第67号 宇城市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第68号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	●	○	原案可決	17	2
議案第69号 宇城市企業振興促進条例及び宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第70号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第71号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第72号 工事請負契約の締結について（小川中学校旧校舎解体工事）	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	可決	13	4
議案第73号 工事請負契約の締結について（小川中学校外構工事）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第74号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火小学校屋内運動場他新築工事）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第75号 権利の放棄について（平成11年台風18号災害援護資金貸付金に係る債権）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第76号 指定管理者の指定について（三角西港観光施設）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	除	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	可決	19	0
議案第77号 指定管理者の指定について（地域間交流施設金桁温泉）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第78号 公の施設の他の団体の利用に関する協議について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第79号 市道の路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第80号 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第5号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
発議第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書	○	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	13	7

議長のため表決には加わりません。